

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十一号）を廃止するものとする。 （第一条関係）

第二 国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備等を行うものとする。 （第二条から第七十八条まで関係）

- 一 恩給法（大正十二年法律第四十八号）
- 二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）
- 三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）
- 四 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）
- 五 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）
- 六 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）

- 七 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）
- 八 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）
- 九 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）
- 十 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）
- 十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）
- 十二 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）
- 十三 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）
- 十四 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）
- 十五 高压ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五十三号）
- 十六 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五十号）
- 十七 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）
- 十八 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）
- 十九 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

- 二十 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）
- 二十一 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）
- 二十二 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）
- 二十三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）
- 二十四 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第百七十二号）
- 二十五 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）
- 二十六 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）
- 二十七 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）
- 二十八 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）
- 二十九 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）
年法律第九十三号）
- 三十 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第百六十六号）

- 三十一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）
- 三十二 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）
- 三十三 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）
- 三十四 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）
- 三十五 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）
- 三十六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
- 三十七 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）
- 三十八 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）
- 三十九 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）
- 四十 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）

- 四十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
- 四十二 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）
- 四十三 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）
- 四十四 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）
- 四十五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）
- 四十六 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）
- 四十七 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）
- 四十八 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）
- 四十九 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十一号）
- 五十 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）
- 五十一 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）
- 五十二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十五号）
- 五十三 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）

- 五十四 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）
- 五十五 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）
- 五十六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）
- 五十七 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百三号）
- 五十八 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）
- 五十九 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）
- 六十 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）
- 六十一 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）
- 六十二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）
- 六十三 行政手続法（平成五年法律第八十八号）
- 六十四 統計法（平成十九年法律第五十三号）
- 六十五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）

- 六十六 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）
- 六十七 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）
- 六十八 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）
- 六十九 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）
- 七十 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）
- 七十一 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百十四号）
- 七十二 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）
- 七十三 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）
- 七十四 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）
- 七十五 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）
- 七十六 コンテンツの創造、保護及び活用に関する法律（平成十六年法律第八十一号）
- 七十七 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）
- 七十八 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）

- 七十九 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）
- 八十 海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）
- 八十一 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）
- 八十二 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）
- 八十三 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）
- 八十四 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
- 八十五 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）
- 八十六 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）
- 八十七 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）
- 八十八 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）
- 八十九 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）
- 九十 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）

- 九十一 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- 九十二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）
- 九十三 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
- 九十四 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）
- 九十五 判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）
- 九十六 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）
- 九十七 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第二百二十九号）
- 九十八 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）
- 九十九 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）
- 百 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）
- 百一 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）

百二 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）

百三 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）

百四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）

百五 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）

第三 この法律は、一部を除き、国家公務員法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする
ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置等を定めるものとする。

（附則第一条から第十一条まで関係）

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(人事官弾劾の訴追に関する法律の廃止)

第一条 人事官弾劾の訴追に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十一号)は、廃止する。

(恩給法の一部改正)

第二条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長」を「総務大臣」に改める。

第十三条第一項中「ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得」を「ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知りタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十五条中「前条第一項ノ審査請求ノ裁決」を「第十三条第一項ノ異議申立ノ決定」に、「退職手当・

恩給審査会（以下審査会ト称ス）を「審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議会等ト称ス）」に改める。

第十五条の二中「審査請求」を「異議申立」に、「裁決」を「決定」に改める。

第二十条第二項第三号中「、会計検査院若ハ人事院」を「若ハ会計検査院」に改める。

第四十六条第三項、第四十六条ノ二第三項及び第四十八条第三号中「審査会」を「審議会等」に改める。

第八十二条ノ二中「、政令若ハ人事院規則」を「若ハ政令」に改める。

（労働関係調整法の一部改正）

第三条 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号

）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人等担当使

用者委員」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規

定する国家公務員担当使用者委員（次条において「国家公務員担当使用者委員」に、「同法第二十五条に

規定する特定独立行政法人等担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「

同項に規定する国家公務員担当労働者委員（次条において「国家公務員担当労働者委員」に改める。

第八条の三中「特定独立行政法人等担当使用者委員」を「国家公務員担当使用者委員」に、「特定独立行政法人等担当労働者委員」を「国家公務員担当労働者委員」に、「十人」を「十一人」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百五十六条第五項中「、官民人材交流センターの支所」を削る。

第二百四十五条中「、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

別表第一恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）の項中「恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる」を削る。

（国会法の一部改正）

第五条 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二項中「、人事院総裁」を削る。

（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正）

第六条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五を削る。

（国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律の一部改正）

第七条 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「適用せられる」を「適用される」に、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て」を「政令（人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則）をもつて」に、「定をなした」を「定めをした」に、「その定」を「その定め」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第八条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「人事院の」を「厚生労働省令で」に改める。

第六十二条第二項中「第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の」を「第二百二十四条（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十五条の十第二項において準用する場合を含む。）に規定する」に、「第百六条の二第二項第三号」を「第百八条第二項第三号」に改め、「ところにより」の下に「同法第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる」を加え、「就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該」を削る。

（国家行政組織法の一部改正）

第九条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「九十七」を「九十五」に改める。

（社会保険診療報酬支払基金法及び消防法の一部改正）

第十条 次に掲げる法律の規定中「については、」の下に「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号

）第四条第二項第十二号の規定並びに」を加え、「第四条第十五号の規定並びに同条第十九号」を「第四条第十九号」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）附則第五条

二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）附則第四十九条

（船員職業安定法の一部改正）

第十一条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「を効果あらしめる」を「が効果的に行われる」に改め、「官吏その他の」を削り、「人事院の」を「国土交通大臣が」に改める。

（競馬法等の一部改正）

第十二条 次に掲げる法律の規定の見出しを「（公務員庁設置法等の適用除外）」に改め、当該規定中「については、」の下に「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに」を加え、「第四条第十五号の規定並びに同条第十九号」を「第四条第十九号」に改める。

一 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）附則第十条

二 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）附則第十一条

三 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百号）附則第九項

四 高压ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）附則第七条

五 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）附則第九条

（政治資金規正法の一部改正）

第十三条 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二条」の下に「又は国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第

号）第二条第二号」を加え、「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二又は」

を削る。

第二十二条の九第一項第一号中「国家公務員法」の下に「（昭和二十二年法律第百二十号）」を加える。

（国家公務員法の一部を改正する法律の一部改正）

第十四条 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改

正する。

附則第三条第一項中「、別に法律が制定実施されるまでの間」を削り、「でい触」を「抵触」に、「且つ」を「かつ」に、「に基づく法律又は人事院規則」を「、同法第五十六条第一項に規定する給与に関する

法律、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）並びにこれらの法律に基づく命令」に、「基く命令」を「基く命令」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十五条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「第百十条第一項」を「第百七十一条第一項」に改める。

第三十一条第一項中「第八十一条の二」を「第七十七条」に、「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「第八十一条の三」を「第七十八条」に改め、同条第三項中「第八十一条の四及び第八十一条の五」を「第七十九条及び第八十条」に、「第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項」を「第七十九条第一項及び第八十条第一項」に、「第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項）」を「第七十九条第二項（同法第八十条第二項）」に改める。

第三十二条中「第九十六条第一項」を「第九十八条第一項」に、「第九十七条から第百五条まで」を「

第九十九条から第一百七条まで」に改める。

第三十三条第二項中「第一百一十条第一項」を「第一百三十三条第一項」に、「第一百四十一条」を「第一百六十一条」に改める。

第三十四条第一項中「第七十九条」を「第五十二条第一項」に、「休職にされた」を「派遣された」に、「当該休職」を「当該派遣」に改める。

(国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正)

第十六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部人事院図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部消費者庁図書館の項の次に次のように加える。

国立国会図書館支部公務員庁図書館

公務員庁

(国家公務員宿舎法の一部改正)

第十七条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第一百七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「第七十九条又は第八十二条」を「第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項」に、「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

第十条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第七号の二を第七号とし、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の三を第八号とする。

第二十一条中「第二十二条及び第二十八条第一項」を「第四百四十六条第一項」に、「人事院」を「公正委員会」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第十八条 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、会計検査院長及び人事院総裁」を「及び会計検査院長」に改め、同項第二号中「第一条第五号」を「第一条第四号」に改める。

第三条第三項中「第三十八条第二号から第五号まで」を「第十一条第二号から第四号まで」に改める。

(電波法の一部改正)

第十九条 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第九十九条の四中「第九十六条、第九十八条から第二百二条まで及び第二百五条」を「第九十八条、第百条から第百四条まで及び第百七条」に改める。

（予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正）

第二十条 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第六条第二項、第三項及び第五項並びに第九条第二項ただし書中「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

（裁判所職員定員法の一部改正）

第二十一条 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「雇用される者」の下に「、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十二条第一項の規定により派遣された職

員」を加える。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中「恩給法第十二條に規定する局長以外の者たる」を削る。

附則第十五項中「恩給法第十二條に規定する局長以外の者たる」を削り、「は、同條に規定する局長に對してするもの」を「に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四條第一項本文の期間は、當該処分のおつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内」に改める。

附則第十六項から第十八項までを次のように改める。

16 行政不服審査法第十四條第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。

17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五條に規定する審議會等に諮問しなければならない。

18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、當該処分についての審査請求に對する裁決を経た後でなければ提起することができない。

附則第十九項を削る。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二十三条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の表第六十八条第一項第二号の項、第九十条の項及び第九十一条第二項の項中「第二百二条第二項」を「第二百二条第二項」に改める。

(道路運送車両法の一部改正)

第二十四条 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「基く人事院規則による外」を「基づく命令によるほか」に改める。

(在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二十五条 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十

七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十九条の九」を「第十一条の二第四項」に改める。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第二十六条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に改める。

第三条第一項中「期日に」の下に「全額を」を加え、同条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3 給与の確実な支払方法として政令で定めるものによる場合においては現金以外のもので支払い、法令に別段の定めがある場合においては給与の一部を控除して支払うことができる。

第五条第二項中「から第十一項まで」を「から第十項まで」に、「同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」を「国家公務員法第八十二条第一項又は第二項」に改める。

第九条の次に次の一条を加える。

（委任規定）

第九条の二 第四条の二から前条までに規定するもののほか、職員の俸給の決定に関し必要な事項は、政

令で定める。

第十一条の二後段を削る。

第十一条の三第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項に規定するもののほか、俸給の特別調整額の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第二項中「から第十四条まで」を「から第十四条の二まで」に改め、「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と」を削り、「管理職員」を「管理監督職員」に、「で人事院」を「で内閣総理大臣」に、「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」を「内閣総理大臣の」とあるのは「防衛省令で」に、「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」を「内閣総理大臣が」とあるのは「防衛大臣が」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。

第十六条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、航海手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条に次の一項を加える。

4 前三項に規定するもののほか、営外手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条の二第一項中「、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし」を削り、同条第二項中「第十九条の七第五項」を「第十九条の七第六項」に改める。

第十八条の二の二中「とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるもの」を削る。

第十九条を削り、第十八条の四を第十九条とする。

第二十三条の見出しを「（休職者等の給与）」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「、第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前四項」を「第一項から第三項まで及び前項の場合」に改め、「、政令で定めるところに従い」を削り、同

項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 職員が研究派遣（自衛隊法第四十一条の二第一項の規定による派遣をいう。）をされたときは、その研究派遣の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

第二十三条に次の一項を加える。

10 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項後段を次のように改める。

この場合において、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第百五条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」

とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の

二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項第三号及び第十七条の四第二項第二号中「内閣総理大臣が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二条第一項及び第二項中「内閣総理

大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「人事公正委員会規則」とあるのは「政令」と、「人事公正委員会に」とあるのは「防衛大臣に」と、同法第二十四条第二項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十六条第一項及び第二十七条第一項中「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣又は実施機関」と、同項中「その指定する職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定する職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第二十七条の二中「内閣総理大臣及び実施機関にあつては」とあるのは「防衛大臣又は実施機関は、」と、「人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、それぞれできる」とあるのは「できる」と、同法第三十三条中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛省」と、同法第三十四条中「政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項については、人事公正委員会規則）」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

第二十八条の二第一項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同条第五項中「国家公務員法第百八条の六第一項ただし書」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号

）第七条第一項ただし書」に改める。

附則第六項第二号中「第四号及び第五号」を「次号、第五号及び第六号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二十三条第六項」を「第二十三条第七項」に、「同条第五項」を「同条第四項又は第六項」に、「同項」を「これら」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第二十三条第五項」を「第二十三条第六項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

（恩給法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の二中「退職手当・恩給審査会」を「恩給法第十五条に規定する審議会等」に改める。

附則第三十五条の二第三項中「又は恩給法第十二条に規定する局長」を削る。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律等の一部改正)

第二十八条 次に掲げる法律の規定中「恩給法第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

一 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）

第十四条

二 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第五十五条

三 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおそ

の効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）第十五条の二第三項

、第二十一条第一項及び第二十七条

(労働金庫法の一部改正)

第二十九条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「有する」の下に「労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規

定する」を加え、同項第三号中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百八条の二（職員団体

）の規定に基づく国家公務員の団体」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第

号)第二条第二号に規定する労働組合」に改める。

(私立学校教職員共済法の一部改正)

第三十条 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項第一号中「休職」を「派遣又は休職」に改める。

第二十五条の表第九十七条第一項の項中「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改める。

(国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第三十一条 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年

法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五条の二中「第八十一条の二第一項」を「第七十七条第一項」に、「第八十一条の三第二項」を「第

七十八条第二項」に、「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に、「人事院規則」を「政令」に、

「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改める。

第七条第一項第一号中「第十八条、第二十八条(第一項前段を除く。)、第六十二条から第七十条まで

、第七十五条第二項及び第百六条」を「第五十四条から第六十二条まで、第七十条第二項及び第百二十八

条」に改め、同条第二項中「第八十条第四項」を「第五十三条第五項及び第七十五条第三項」に、「同項の」を「同法第五十六条第一項に規定する」に改め、同条第三項中「とし、同条第二項中「人事院規則」を」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項」と、同条第三項中「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

（警察法の一部改正）

第三十二条 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第九十六条第一項」を「第九十八条第一項」に、「第九十七条」を「第九十九条」に、「第九十八条第一項、第九十九条、第一百条第一項、第一百一条、第一百二条第一項」に、「第一百三条第一項」を「第一百五一条第一項」に、「第一百四条」を「第一百六条」に、「第一百三条第二項」を「第一百五一条第二項」に、「人事院規則の」を「人事公正委員会規則で」に、「人事院の」を「人事公正委員会の」に改め、「許可」の下に「（職員が第五十二条第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出により内閣総理大臣の承認）」を加え、同条第二項中「第八十一条の五第一

項」を「第八十条第一項」に改める。

第五十六条の二第一項中「第百六条の二」を「第百八条」に改め、同条第二項中「第百六条の二第一項」を「第百八条第一項」に、「第百六条の四第一項」を「第百十条第一項」に、「第百六条の四及び第百九条」を「第百十条及び第百七十条」に改め、同条第三項中「第百十二条」を「第百七十三条」に、「第百六条の二第一項」を「第百八条第一項」に、「第百六条の三第一項」を「第百九条第一項」に改め、同条第四項中「第百六条の二、第百六条の四、第百九条、第百十二条及び第百十三条」を「第百八条、第百十条、第百七十条、第百七十三条及び第百七十四条」に、「第百六条の二第一項」を「第百八条第一項」に、「第百六条の四第一項及び第百九条第十四号」を「第百十条第一項及び第百七十条第七号」に、「第百十二条第二号」を「第百七十三条第二号」に、「第百十三条第一号」を「第百七十四条第一号」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第三十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第七十九条又は第八十二条」を「第五十二条第一項の規定(他の法令のこれに

相当する規定を含む。)により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項に改める。

第四十一条第二項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に改める。

第九十七条第一項中「禁錮」を「禁錮」に、「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第九十九条第五項中「国家公務員法第八十条の二の職員団体又は」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号、」に、「若しくは」を「又は」に、「職員団体」と総称する」を「労働組合」という」に、「職員団体の」を「労働組合の」に改め、同条第七項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第二百二条第一項及び第四項並びに第二百二十四条の二第一項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第二百二十六条の六中「第一百七条」を「第二百二十五条」に改める。

附則第十四条の三第五項及び第二十条の三第四項の表第九十九条第五項の項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

(割賦販売法の一部改正)

第三十四条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四号口中「国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合

第三十五条の三の六十第一項第四号口中「国家公務員法第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 労働組合法第二条に規定する労働組合

第三十五条の三の六十第二項第四号口中「国家公務員法第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 労働組合法第二条に規定する労働組合

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第三十五条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四百二十二条第一項中「第七十九条又は第八十二条に規定する」を「第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定により」に改め、同条第二項の表第四十三条第二項の項及び第八十七条第二項の項中「第一条の二」を「第一条の二第二項及び第三項」に改め、同表第百十一条第一項の項中「第二十九条」の下に「の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分」を加え、「第八十二条」を「第八十二条第一項又は第二項の規定による減給又は戒告」に改める。

（最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部改正）

第三十六条 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第六条第一項中「第十九条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第八条第一項中「人事院規則」を「政令」に、「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第四十五条」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十条」に改め、同条第二項中「人事院規則」を「政令」に改める。

（日本勤労者住宅協会法の一部改正）

第三十八条 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に、「同条第十九号及び」を「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第三十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十四の項及び十五の項を次のように改める。

十四 国家公務員法（昭和二十

国家公務員法による同法第十五条の採用試験の実施に関する事務で

<p>二年法律第二百十号) 第十四条に規定する試験機関</p>	<p>あつて総務省令で定めるもの</p>
<p>十五 公務員庁若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号) 第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第一の百二十一の項及び百二十二の項を削る。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

第四十条 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「第七号の二」を「第十号」に、「同項第九号」を「同項第十二号」に改める。
(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第四十一条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第六十四条第三項中「人事院」を「内閣総理大臣」とあり、及び「人事公正委員会」に、「人事院規則」を「政令」とあり、「命令」とあり、及び「人事公正委員会規則」に改める。

第五十二条中「、「人事院規則」とあるのは「政令」と」を削る。

第五十七条中「、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と」を削る。

（国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「及び第十九条第三項」を削り、「同法第七条の二第一項」を「同条第一項」に改める。

（国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十一号）の一部を次の

ように改正する。

附則第四条第一項中「ときは、新法及び改正後の昭和四十一年法」を「ときは、国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）」に改め、同条第二項中「新法第十三条第七項」を「国家公務員災害補償法第十三条第九項」に、「等級」を「障害等級」に、「新法第十七条第三項」を「同法第十七条第三項」に、「人事院規則」を「政令」に改める。

附則第五条中「新法の」を「国家公務員災害補償法の」に、「額は、新法及び改正後の昭和四十一年法」を「額は、同法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）」に、「ときは、新法及び改正後の昭和四十一年法」を「ときは、国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）」に改める。

（特定商取引に関する法律の一部改正）

第四十四条 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第四号口中「国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合」に改

め、同号ハを次のように改める。

ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条に規定する労働組合

第五十条第一項第四号口中「国家公務員法第百八条の二」を「国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ 労働組合法第二条に規定する労働組合

第七十二条第一項第十号中「読み替えて」を削る。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十五条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「通勤（」の下に「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十条の規定による改正前の」を加える。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正）

第四十六条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十五号）の一部を次のよ

うに改正する。

附則第五条第一項中「国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十条の規定」に、「人事院」を「内閣総理大臣」に改める。

（多極分散型国土形成促進法の一部改正）

第四十七条 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「又は所轄」を削り、「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

（行政機関の休日に関する法律の一部改正）

第四十八条 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、内閣」を「及び内閣」に改め、「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

（国家公務員災害補償法の一部を改正する法律等の一部改正）

第四十九条 次に掲げる法律の規定中「人事院規則」を「政令」に改める。

- 一 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）附則第五条（見出しを含む。）
 - 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条第一項ただし書
 - 三 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）附則第十一条及び第十六条（見出しを含む。）
 - 四 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）附則第四条（見出しを含む。）
 - 五 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）附則第四条（見出しを含む。）
 - 六 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第六条（見出しを含む。）
- （育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）
- 第五十条 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十

六号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第三項、第五項ただし書、第六項から第八項まで、第十一項から第十三項まで及び第十六項から第十九項までの規定中「第八十一条の五第一項」を「第八十条第一項」に改める。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第五十一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十六号」を「第二十一号」に改める。

第十四条中「第百三条第一項」を「第百五条第一項」に、「第百四条」を「第百六条」に改める。

第十六条第三項を削る。

(行政手続法等の一部改正)

第五十二条 次に掲げる法律の規定中「若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第五号イ

二 統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第一項

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正)

第五十三条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の

一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による給与は、派遣職員の収入により生計を維持する者で派遣職員の指定するものに支払うことができる。

第六条第二項中「第四条の規定及び給与法第二十七条第二項の規定にかかわらず、政令で定める」を「第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病の発生が確定した日(第四項において単に「事故発生日」という。)」とあるのは「派遣の期間の初日(第四項において単に「初日」という。)」と、同条第四項中「事故発生日」とあるのは「初日」とし、給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない」に改める。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第五十四条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二及び第四十四条の三中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加える。

(中部国際空港の設置及び管理に関する法律の一部改正)

第五十五条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第十九条第三項」を「第二十条第三項」に改める。

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正)

第五十六条 次に掲げる法律の規定中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「

公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十二号」に改める。

一 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第六十二条第一項

二 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成十二年法律第百号)第二条第二項

- 三 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）第二条第一項
- 四 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）第三十一条第一項
- 五 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第十条第一項
- 六 身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第七条第一項
- 七 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）第二条第三項
- 八 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二条第一項第五号
- 九 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第二十四条第二項
- 十 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第二十八条第一項
- 十一 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第二条第二項
- 十二 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）第二十六条第二項
- 一 項
- 十三 海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）第三十五条第一項

十四 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第二条第三項

十五 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）第三十一条第一項

十六 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二条第五号

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第五十七条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第十七条中「内閣の所轄の下に置かれる機関及び」を削り、「当該機関の命令」を「会計検査院規則」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五十八条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「次の表の上欄に掲げる期間」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで」の間」に、「新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項）を「平成二十三年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下「平成二十三年改正国家公務員法」という。）第七十九条第三項（平成二十三年改正国家公務員法第八十条第二項）に、「新国家公務員法第八十一条の四第三項中」を「平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項中」に、「同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句」を「「六十四年」」に改め、同条の表を削る。

附則第五条第二項中「新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項）を「平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項（平成二十三年改正国家公務員法第八十条第二項）に、「新国家公務員法第八十一条の四第三項中」を「平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項中」に改め、同項の表平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの項を削り、同表平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの項中「平成二十二年四月一日」を「平成二十三年改正法の施行の日」に改める。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第五十九条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)」を「、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)及び国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号)」に改める。

(独立行政法人通則法の一部改正)

第六十条 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第一項中「及び第六十九条」を削り、同条第二項中「次条第一項」を「第十八条の四及び次条第六項」を「第四百四十五条第一項」に、「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改め、同条第三項中「再就職等監視委員会」を「再就職等監視・適正化委員会」に改める。

第五十四条の二を次のように改める。

(役員退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第八十条(第二項第三号を除く。)、第九十条(第二項第三号を除く。)

、第百十条から第百二十三条まで、第百三十一条（各号列記以外の部分に限る。）、第百四十四条（第四項を除く。）、第百四十五条第一項、第百七十条（第七号から第十一号までに係る部分に限る。）、第百七十一条（第一項第十四号から第十七号までに係る部分に限る。）及び第百七十二条から第百七十四条までの規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

<p>読み替えられる国家公務員法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百八条第二項第二号</p>	<p>退職手当通算予定職員</p> <p>独立行政法人通則法第五十四条の二において読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通算予定役員を同条において準用する次項</p>	<p>退職手当通算予定役員</p> <p>第四項に規定する退職手当通算予定職員を次項</p>

<p>第百八条第四項</p>	<p>第二項第二号の「退職手当通算予定職員」</p>	<p>独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第二項第二号の「退職手当通算予定役員」</p>
<p>第百九条第二項第一号</p>	<p>退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員）</p>	<p>退職手当通算予定役員（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する前条第四項に規定する退職手当通算予定役員）</p>
<p>第百十条第一項</p>	<p>退職手当通算予定職員</p>	<p>退職手当通算予定役員</p>
<p>第百十九条第三項</p>	<p>当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（</p>	<p>速やかに</p>

	以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに	
第三百三十一条	前条の任務を達成するため、次に掲げる事務	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する国家公務員法の規定に基づき委員会に属させられた事務
第四百四十四条第一項	委員会又はその指名する者（前章第九節第一款に定める事項（以下「再就職等規制」という。）については、委員会）は、委員会の所掌する事項	委員会は、独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第百八条から第百十条までに定める事項
第四百四十四条第二項	委員会又は前項の規定により指名された者（再就職等規制については、委員会）は、同項	委員会は、独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する前項

第四百四十四条第三項	第一項の調査（再就職等規制に関して行われるものに限る。）	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一項の調査
第四百四十五条第一項	前条の規定による権限のうち再就職等規制に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）	前条の規定による権限
第七十条第十一号	第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第七号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（
第七十一条第一項第十四号	第四百四十四条第二項又は第六十三条第二項	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第四百四十四条第二項
第七十一条第一項第	第四百四十四条第二項若しくは第六	独立行政法人通則法第五十四条の二に

第七十四号	第七十一条第一項第十六号	第七十一条第一項第十七号	第七十二条	第七十三条第一号	第七十四号第一号
第十三条第二項	第四百四十四条第二項又は第六十三号第二項	第四百四十四条第三項又は第四項	第七十条第五号又は前条第一項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号及び	第八十条第一項	第十号第一項から第四項まで
において準用する第四百四十四条第二項	において準用する第四百四十四条第二項	において準用する第五百四十四条の二において準用する第四百四十四条第三項	において準用する前条第一項	において準用する第五百四十四条の二において準用する第八十条第一項	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第十号第一項から第四項まで

第七百七十四条第二号

第二百二十条第一項

独立行政法人通則法第五十四条の二に

おいて準用する第二百二十条第一項

第五十九条第一項第二号を次のように改める。

二 国家公務員法第五十四条から第六十二条まで、第六十四条第二項、第六十五条第二項、第七十条第二項及び第二百二十八条の規定

第五十九条第二項中「第三十四条第一項第五号」を「第八条第一項第五号」に、「第六十条第一項」を「第三十七条第一項」に、「人事院の」を「内閣総理大臣の」に改め、「「により」と」の下に「、同法第五十三条第五項中「第五十六条第一項に規定する給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と」を加え、「第七十条の三第一項」を「第六十四条第一項」に、「第七十条の四第一項」を「第六十五条第一項」に、「第七十八条第四号」を「第七十三条第四号」に、「第八十条第四項」を「第七十五条第三項」に、「第八十一条の二第二項各号」を「第七十七条第二項各号」に、「人事院規則」を「政令」に、「第八十一条の三第二項」を「第七十八条第二項」に、「第一百条第二項」を「第一百二条第二項」に、「第一百一条第一項」を「第一百三一条第一項」に、「第一百三

第二項」を「第百五条第二項」に、「第百四条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」」を「第百六条中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可（職員が第五十二条第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」とあるのは「職員が第五十二条第一項の規定により派遣される場合を除き、当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の許可」」に改め、同条第三項中「人事院規則」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項」と、同条第三項中「政令」に改め、同条第四項中「人事院規則」を「政令」に改める。

第六十条第一項中「第七十九条又は第八十二条」を「第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項中「第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項）」を「第二章第九節及び第五章（第五十四条の二）」に改める。

第六十九条を次のように改める。

第六十九条 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒ん

だ者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。当該行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、又はそのほう助をした者も、同様とする。

(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一部改正)

第六十一条 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「機関」の下に「同法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たるもの限り、」を加える。

第十五条第二項第二号中「総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号」を「公務員庁設置法(平成二十三年法律第 号)第四条第二項第十二号」に改める。

第十八条中「総務省設置法」の下に「(平成十一年法律第九十一号)」を加える。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第六十二条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号イ中「若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第十条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十二条中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第六十三条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置

法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

第四十八条中「人事院規則、」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加

え、「、人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

（個人情報保護に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六十四条 次に掲げる法律の規定中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

一 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十三条第一項

二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第一項第一号

（行政機関の保有する個人情報に関する法律の一部改正）

第六十五条 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「及び内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

第四十六条中「内閣の所轄の下に置かれる機関及び」を削り、「当該機関の命令」を「会計検査院規則」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第六十六条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「第三十八条」を「第十一条」に改める。

（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律の一部改正）

第六十七条 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）の一部を次の

ように改正する。

第六条第二項中「第百四条」を「第百六条」に改め、同条第五項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、「国家公務員倫理法」の下に「（平成十一年法律第百二十九号）」を加える。

第八条第四項中「職員団体」を「労働組合」に改める。

第十条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第二項」に、「第一条の二第一項第一号」を「第一条の二第二項第一号」に、「同条」を「同項及び同条第三項」に改める。

第十四条第三項を削る。

（公益通報者保護法の一部改正）

第六十八条 公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関」を削る。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正）

第六十九条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「、人事院規則」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「人事院、」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第七十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十九条中「関する第十二条」を「関する国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二条」に、「第八十四条の二」を「第八十四条第二項」に改める。

附則第七十七条第五項中「新法第十一条第二号」を「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第二十四条の規定による改正後の国家公務員倫理法第十一条第二号」に改め、「及び

新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(以下この項において「新特労法」という。)第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続きいて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一項第一号の規定の適用」を削り、「これらの規

定」を「当該規定」に改める。

(国会議員互助年金法を廃止する法律の一部改正)

第七十一条 国会議員互助年金法を廃止する法律の一部を次のように改正する。

附則第四条中「恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十二条に規定する局長」を「総務大臣」に改める。

(国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七十二条 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「第二条」を「国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第

号)第一条」に改め、「(以下この条において「改正後の法」という。)」を削り、「並びに第五十八条

第一項及び第二項」を「第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項」に、「改正後の

法」を「同法」に、「第五十八条第三項に規定する」を「この法律に特段の定めがある」に、「並びに

改正後の法」を「並びに同法」に、「第二項中」を「第二項並びに第六十一条の三第二項中」に改め、同

条第二項中「改正後の法」を「第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「改正後の法」という。）」に改め、同条第三項中「改正後の法」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法」に改める。

附則第十一条中「附則第八条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第二条の規定による改正後の国家公務員法」を「国家公務員法等の一部を改正する法律」に、「同条第三項」を「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第三項」に改める。

第七十三条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「第一条」を「第二条」に、「第二十七条の二、第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項」を「（以下「平成二十三年改正国家公務員法」という。）第四条第二項、第三十五条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十九条第二項第一号及び第二号」に、「同法第二十七條の二」を「平成二十三年改正国家公務員法第四条第二項」に、「とあり、並びに同法第五十八条第

一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項」を「とあるのは「人事評価」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又はその他の能力の実証」と、平成二十三年改正国家公務員法第三十五条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十九条第二項第二号」に、「、「人事評価」を「「人事評価」に改め、「能力の実証」と」の下に「、同項第一号中「及び人事評価」とあるのは「及び人事評価又はその他の能力の実証」と」を加え、同条第三項中「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十四条第一項」を「平成二十三年改正国家公務員法第八条第一項」に改める。

附則第十条中「、附則第七条及び第十二条第一項」を「及び附則第七条」に、「附則第十二条第二項」を「附則第十二条第一項中「平成二十三年改正国家公務員法」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第 号）第六十条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する平成二十三年改正国家公務員法」と、同条第二項」に改める。

附則第十一条中「並びに次条第一項」及び「及び第三項」を削る。

附則第十二条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法第百六条の二十四第一項第四号」を「平成二十三年改正国家公務員法第二百二十条第一項第四号」に改める。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正）

第七十四条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第五十五条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同条第二項中「。第十六条において同じ」を削る。

第十六条を次のように改める。

第十六条 削除

第十七条第一項中「第七十九条」を「第五十二条第一項」に、「第四十三条」を「第四十一条の二第二項」に、「休職にされた」を「派遣された」に、「当該休職」を「当該派遣」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第七十五条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「当分の間」を「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間」に改める。

（防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十六条 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）の一部を次のように改正する。

第六条中自衛隊法第三十三条の改正規定を次のように改める。

第三十三条中「第十六条第一項」を「第十六条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

第六条中自衛隊法第四十八条第一項の改正規定を削る。

附則第二条第二号中「第二十四条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

（総合特別区域法の一部改正）

第七十七条 総合特別区域法（平成二十三年法律第号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項中「総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号」を「公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号」に改める。

第六十九条中「人事院規則、」を削り、「国家公安委員会規則」の下に「、人事公正委員会規則」を加え、「、人事院」を削り、「公正取引委員会、国家公安委員会」の下に「、人事公正委員会」を加える。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十八条 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（総務省設置法の一部改正）

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号から第十五号までを次のように改める。

五 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二
条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報

の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。
。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。

六から十五まで 削除

第六条第一項中「から第六号まで」を「、第五号」に改める。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中「第四条第三号から第六号まで」を「第四条第三号から第五号まで」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条及び第七十五条並びに附則第十一条の規定 この法律の公布の日

二 第五十九条の規定 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条

第一号に掲げる規定の施行の日

三 第七十六条の規定 防衛省設置法等の一部を改正する法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部改正に伴う調整規定）

第二条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日が行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、第七十八条の規定は、適用しない。

（恩給法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行前に人事院に置かれた事務官、技官又は教官であった者については、第二条の規定

による改正後の恩給法第二十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の恩給法（恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）附則その他恩給に関する法令を含む。以下この項において「旧恩給法」という。）並びに第七十一条の規定による改正前の国会議員互助年金法を廃止する法律附則及び第二十八条の規定による改正前の同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法の規定により第二条の規定による改正前の恩給法第十二条に規定する局長がした恩給又は互助年金若しくは互助一時金に関する処分及びこの法律の施行前に旧恩給法の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分並びにこの法律の施行前にされた恩給又は互助年金若しくは互助一時金の請求に係る不作為についての不服申立てであつて、この法律の施行前に当該不服申立てに対する決定又は裁決がされたものについては、なお従前の例による。

（教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行前に第十五条の規定による改正前の教育公務員特例法第三十四条第一項に規定する共同研究等に従事するため国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号。以下「旧国家公務員法」という。）

第七十九条の規定により休職にされた同項に規定する研究施設研究教育職員については、第十五条の規定による改正後の教育公務員特例法第三十四条第一項中「国家公務員法第五十二条第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員法第七十九条」と、「派遣された」とあるのは「休職にされた」と、「当該派遣」とあるのは「当該休職」と読み替えて、同項の規定を適用する。

（国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条 この法律の施行前に人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、旧国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者については、第十八条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六条 この法律の施行前に人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、旧国家公務員法第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者については、第六十六条の規定による改正後の裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第十四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に第七十四条の規定による改正前の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「旧研究開発力強化法」という。）第十七条第一項に規定する共同研究等に従事するため旧国家公務員法第七十九条又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十六条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条の規定により休職にされた旧研究開発力強化法第二条第十一項に規定する研究公務員については、第七十四条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第十七条第一項中「国家公務員法第五十二条第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条の規定による改正前の国家公務員法第七十九条」と、「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十一条の二第一項」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律第十六条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十三条」と、「派遣された」とあるのは「休職にされた」と、「

当該派遣」とあるのは「当該休職」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(処分等の効力)

第八条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為であつて改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法令に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続、通知その他の行為とみなす。

(命令の効力)

第九条 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される人事公正委員会規則をもつて規定すべき事項を規定するものは、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の人事公正委員会規則としての効力を有するものとする。

2 旧法令の規定により制定されたこの法律の施行の際現に効力を有する人事院規則の規定で、この法律の施行後は新法令の相当規定に基づいて制定される政令をもつて規定すべき事項を規定するものは、法令に

別段の定めがあるもののほか、この法律の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、新法令の相当規定に基づいて制定された相当の政令としての効力を有するものとする。

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事公正委員会の所掌する事項については、人事公正委員会規則）で定める。

理由

国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 新旧対照条文目次

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（第二条関係）	1
○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（第三条関係）	4
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第四条関係）	6
○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第五条関係）	8
○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（第六条関係）	9
○ 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（第七条関係）	10
○ 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（第八条関係）	11
○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）（第九条関係）	12
○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（第十条関係）	13
○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第十条関係）	14
○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）（第十一条関係）	15
○ 競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）（第十二条関係）	16
○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）（第十二条関係）	17
○ 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（第十二条関係）	18
○ 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第五百十三号）（第十二条関係）	19
○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）（第十二条関係）	20
○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（第十三条関係）	21
○ 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第十四条関係）	22
○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（第十五条関係）	23
○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法	

○ 律第一百一号）（第十六条関係）	．．．．．	26
○ 国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第十七号）（第十七条関係）	．．．．．	27
○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第十四号）（第十八条関係）	．．．．．	29
○ 電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（第十九条関係）	．．．．．	30
○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（第二十条関係）	．．．．．	31
○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）（第二十一条関係）	．．．．．	33
○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）（第二十二条関係）	．．．．．	34
○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（第二十三条関係）	．．．．．	36
○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第二十四条関係）	．．．．．	38
○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（第二十五条関係）	．．．．．	39
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（第二十六条関係）	．．．．．	40
○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）（第二十七条関係）	．．．．．	52
○ 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十六号）（第二十八条関係）	．．．．．	53
○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（第二十八条関係）	．．．．．	54
○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第二十八条関係）	．．．．．	55
○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第二十九条関係）	．．．．．	56
○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第三十条）	．．．．．	57
○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）（第三十一条関係）	．．．．．	59
○ 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（第三十二条関係）	．．．．．	62

○	国家公務員共済組合法（昭和三十二年法律第二百二十八号）（第三十三条関係）	65
○	割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（第三十四条関係）	72
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（第三十五条関係）	74
○	最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和三十九年法律第五十二号）（第三十六条関係）	76
○	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）（第三十七条関係）	77
○	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）（第三十八条関係）	79
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第三十九条関係）	80
○	行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（第四十条関係）	82
○	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（第四十一条関係）	83
○	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（第四十二条関係）	85
○	国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第三十一号）（第四十三条関係）	86
○	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（第四十四条関係）	88
○	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）（第四十五条関係）	90
○	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十五号）（第四十六条関係）	91
○	多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）（第四十七条関係）	92
○	行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（第四十八条関係）	93
○	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）（第四十九条関係）	94
○	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）（第四十九条関係）	95
○	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百十三号）（第四十九関係）	96
○	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（第四十九関係）	98
○	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）（第四十九関係）	99
○	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）（第四十九関係）	

○	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第十條関係）	100
○	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（第五十一条関係）	109
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（第五十二条関係）	111
○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（第五十二条関係）	112
○	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（第五十三条関係）	113
○	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（第五十四条関係）	114
○	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（第五十五条関係）	117
○	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（第五十六条関係）	118
○	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（第五十六関係）	119
○	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（第五十六関係）	120
○	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（第五十六関係）	121
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（第五十六関係）	122
○	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（第五十六関係）	123
○	知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（第五十六関係）	124
○	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（第五十六関係）	125
○	コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（第五十六関係）	126
○	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（第五十六関係）	127
○	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第五十六関係）	128
○	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（第五十六関係）	129
○	海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（第五十六関係）	130

○	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号） （第五十六条関係）	131
○	宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（第五十六条関係）	132
○	株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（第五十六条関係）	133
○	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第五十七条関係）	134
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）（第五十八条関係）	135
○	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第五十九条関係）	137
○	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（第六十条関係）	138
○	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（第六十一条関係）	149
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（第六十二条関係）	151
○	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（第六十三条関係）	153
○	個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第六十四条関係）	155
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（第六十四条関係）	156
○	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第六十五条関係）	157
○	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第六十六条関係）	158
○	判事補及び検事の弁護士職務経歴に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（第六十七条関係）	159
○	公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（第六十八条関係）	162
○	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号） （第六十九条関係）	163
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（第七十条関係）	164
○	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（第七十一条関係）	166
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十八号）（第七十二条関係）	167
○	国家公務員法等の一部を改正する法律（同右）（第七十三条関係）	171

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（第七十四条関係）	176
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（第七十五条関係）	178
○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（第七十六条関係）	179
○ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）（第七十七条関係）	181
○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（第七十八条関係）	183

改正案	現行
第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務大臣之ヲ裁定ス	第十二条 恩給ヲ受クルノ権利ハ総務省ノ内部部局トシテ置カルル局ニシテ恩給ニ関スル事務ヲ所掌スルモノノ局長之ヲ裁定ス
第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス（削る）	第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ハ前条ニ規定スル局長ニ異議申立ヲ為スコトヲ得 ② 前項ノ異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス
② 行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 削除	③ 行政不服審査法第四十八条ノ規定ニ拘ラズ同法第十四条第三項ノ規定ハ第一項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ 第十四条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル権利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス審査請求ニ関スル行政不服審査法第十四条第一項本文ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス但シ当該処分ニ付異議申立ヲ為シタルトキハ当該異議申立ニ付テノ決定ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ六月以内トス ② 行政不服審査法第十四条第三項ノ規定ハ前項ノ審査請求ニ関シテハ之ヲ適用セズ
第十五条 総務大臣第十三条第一項ノ異議申立ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三	第十五条 総務大臣前条第一項ノ審査請求ノ裁決ヲ為ス場合ニ於テハ退職手当・恩給審査会（以下審査会ト称ス）

年法律第二百十号) 第八条ニ規定スル機関ヲ謂フ) ニシ

テ政令ヲ以テ定ムルモノ (以下審議会等ト称ス) ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ異議申立ニ対スル決定ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第二十条 (略)

② 前項ノ官ニ在ル者トハ左ニ掲グル官職ニ在ル者ヲ謂

フ
一・二 (略)

三 法制局参事官若ハ法制局事務官又ハ府、省、裁判所若ハ会計検査院ニ置カレタル事務官、技官若ハ教官

四ノ十 (略)

③ (略)

第四十六条 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (略)

第四十六条ノ二 (略)

② (略)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審議会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審議会等ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (略)

⑥ (略)

ニ諮問スヘシ

第十五条ノ二 第十三条第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ審査請求ニ対スル裁決ヲ経タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

第二十条 (同上)

② 前項ノ官ニ在ル者トハ左ニ掲グル官職ニ在ル者ヲ謂

フ
一・二 (同上)

三 法制局参事官若ハ法制局事務官又ハ府、省、裁判所、会計検査院若ハ人事院ニ置カレタル事務官、技官若ハ教官

四ノ十 (同上)

③ (同上)

第四十六条 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審査会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会ニ於テ重度障害カ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ議決シタル月ノ翌月ヨリ之ニ相当ノ恩給ヲ給シ又ハ之ヲ改定ス

④ (同上)

第四十六条ノ二 (同上)

② (同上)

③ 前項ノ期間ヲ経過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ審査会等ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且審査会ニ於テ其ノ障害ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス

④ (同上)

⑥ (同上)

第四十八条 (略)

一・二 (略)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審議会等ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルト

第八十二条ノ二 昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中国公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又ハ同法ニ基ク法律若ハ政令ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ効力ヲ失フ

第四十八条 (同上)

一・二 (同上)

三 公務員タル特別ノ事情ニ関連シテ生シタル不慮ノ災厄ニ因リ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ審査会ニ於テ公務ニ起因シタルト同視スヘキモノト議決セラレタルトキ

第八十二条ノ二 昭和二十三年七月一日以後ニ於テハ本法ノ中国公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)又ハ同法ニ基ク法律、政令若ハ人事院規則ノ規定ニ矛盾スル規定ハ其ノ効力ヲ失フ

改正案	現行
<p>② ③ ④ ⑤ ⑥</p> <p>第八条の二（略）</p> <p>④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二十条第三項に規定する国家公務員担当使用者委員（次条において「国家公務員担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同項に規定する国家公務員担当労働者委員（次条において「国家公務員担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。</p> <p>⑤・⑥（略）</p> <p>第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち国家公務員担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員のうち国家公務員担当労働者委員以外の委員（同項において「一般企業担当労働者委員」という。）を除く。</p>	<p>② ③ ④ ⑤ ⑥</p> <p>第八条の二（同上）</p> <p>④ 特別調整委員のうち、使用者を代表する者は使用者団体の推薦に基づいて、労働者を代表する者は労働組合の推薦に基づいて、公益を代表する者は当該労働委員会の使用者を代表する委員（特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当使用者委員（次条において「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。）を除く。）及び労働者を代表する委員（同法第二十五条に規定する特定独立行政法人等担当労働者委員（次条において「特定独立行政法人等担当労働者委員」という。）を除く。）の同意を得て、任命されるものとする。</p> <p>⑤・⑥（同上）</p> <p>第八条の三 中央労働委員会が第十条の幹旋員候補者の委嘱及びその名簿の作成、第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、第十八条第四号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には、これらの事務の処理には、使用者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当使用者委員以外の委員（第二十一条第一項において「一般企業担当使用者委員」という。）及び労働者を代表する委員のうち特定独立行政法人等担当労働者委員以外の委員（同項において「一般</p>

員」という。）並びに公益を代表する委員のうち会長
があらかじめ指名する十一人の委員及び会長（同項及
び第三十一条の二において「一般企業担当公益委員」
という。）のみが参与する。この場合において、中央
労働委員会事務会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で
定める。

企業担当労働者委員」という。）並びに公益を代表す
る委員のうち会長があらかじめ指名する十人の委員及
び会長（同項及び第三十一条の二において「一般企業
担当公益委員」という。）のみが参与する。この場合
において、中央労働委員会事務会の事務の処理に関し必要な
事項は、政令で定める。

改正案	現行
<p>第五百五十六条（略）</p> <p>②④（略）</p> <p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p> <p>（関与の意義）</p> <p>第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格</p>	<p>第五百五十六条（同上）</p> <p>②④（同上）</p> <p>⑤ 前項の規定は、司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもつて行う工事の施行機関については、これを適用しない。</p> <p>（関与の意義）</p> <p>第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う</p>

において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一～三 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 (略)

法律	(略)	事務	(略)
(略)	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	(略)	附則第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務

次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限り、国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一～三 (同上)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 (同上)

法律	(略)	事務	(略)
(略)	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	(略)	附則第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六十九条（略） ② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長の承認を得て、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。</p>	<p>第六十九条（同上） ② 内閣は、国会において内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、両議院の議長^{の承認を得て、人事院総裁、内閣法制局長官、公正取引委員会委員長及び公害等調整委員会委員長を政府特別補佐人として議院の会議又は委員会に出席させることができる。}</p>

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（削る）	第十一条の五 衆議院議長から人事官弾劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受ける。

○ 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用されるまでの間、従前の例による。ただし、法律又は政令（人事公正委員会<small>（人事公正委員会規則）</small>の所掌する事項については、人事公正委員会規則）をもつて別段の定めをしたときは、その定めによる。</p> <p>② （略）</p>	<p>① 官吏その他政府職員の任免、叙級、休職、復職、懲戒その他身分上の事項、俸給、手当その他給与に関する事項及び服務に関する事項については、その官職について国家公務員法の規定が適用せられるまでの間、従前の例による。但し、法律又は人事院規則（人事院の所掌する事項以外の事項については、政令）を以て別段の定めをなしたときは、その定による。</p> <p>② （同上）</p>

改正案	現行
<p>（職員の資格等）</p> <p>第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、職業安定主管局、都道府県労働局又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する職員は、厚生労働省令で定める資格又は経験を有する者でなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第六十二条（略）</p> <p>2 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第二百二十四条（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十五条の十第二項において準用する場合を含む。）</u>に規定する就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法<u>第八十条</u>において読み替えて準用する最高裁判所規則の定めるところにより同法第七十三条第四号に掲げる場合において離職を余儀なくされることとなる裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>	<p>（職員の資格等）</p> <p>第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の業務が効果的に行われるために、職業安定主管局、都道府県労働局又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する職員は、<u>人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならない。</u></p> <p>（適用除外）</p> <p>第六十二条（同上）</p> <p>2 この法律は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）<u>第十八条の七第一項の官民人材交流センターが同法第十八条の五第一項（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）</u>の就職の援助として行う職業紹介事業については、適用しない。裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において読み替えて準用する国家公務員法<u>第六六条の二第二項第三号</u>に規定する最高裁判所規則の定めるところにより裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の離職に際しての離職後の就職の援助に関する事務を行う最高裁判所の組織が当該就職の援助として行う職業紹介事業についても、同様とする。</p>

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（官房及び局の数） 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十五以内とする。</p>	<p>（官房及び局の数） 第二十三条 第七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。</p>

○ 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十八号）の施行後においては、基金については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律（平成十四年法律第六十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）の施行後においては、日本消防検定協会については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）<u>第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四十九条及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>第四十九条 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）の施行後においては、日本消防検定協会については、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四十九条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>

○ 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（職員たる要件） 第九条 地方運輸局長の行う船員の職業の安定に関する業務が効果的に行われるために、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）において専らこの法律を施行する業務に従事する職員は、<u>国土交通大臣</u>が定める資格又は経験を有する者でなければならない。</p>	<p>（職員たる要件） 第九条 地方運輸局長の行う船員の職業の安定に関する業務を効果あらしめるために、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）において専らこの法律を施行する業務に従事する<u>官吏その他の職員</u>は、<u>人事院</u>の定める資格又は経験を有する者でなければならない。</p>

○ 競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（公務員庁設置法等の適用除外） 第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（総務省設置法の適用除外） 第十条 競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律（平成十九年法律第七十六号）の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>

○ 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七七号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（公務員庁設置法等の適用除外）</p> <p>第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十八号）の施行後においては、基金については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>（総務省設置法の適用除外）</p> <p>第十一条 消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成八年法律第八十八号）の施行後においては、基金については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は、適用しない。</p>

○ 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一百一号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>9 （公務員庁設置法等の適用除外） 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の規定の施行後においては、会社については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>9 （総務省設置法の適用除外） 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第九条の規定の施行後においては、会社については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号二に掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>

○ 高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十三号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（公務員庁設置法等の適用除外）</p> <p>第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条の規定の施行後においては、協会については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニ掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（総務省設置法の適用除外）</p> <p>第七条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第四条の規定の施行後においては、協会については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニ掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>

○ 日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）（第十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（公務員庁設置法等の適用除外）</p> <p>第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第八条の規定の施行後においては、検定所については、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定並びに総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>	<p>附則</p> <p>（総務省設置法の適用除外）</p> <p>第九条 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十四号）第八条の規定の施行後においては、検定所については、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定並びに同条第十九号及び第二十一号の規定（同条第十九号ニに掲げる業務に関する事務に係る部分を除く。）は適用しない。</p>

○ 国家公務員法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条 一般職に属する職員に関しては、<u>国家公務員法の精神に抵触せず、かつ、同法、同法第五十六条第一項に規定する給与に関する法律、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）並びにこれらの法律に基づく命令で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基づく命令の規定を準用する。ただし、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件については、準用しない。</u></p> <p>2 前項の場合において必要な事項は、<u>政令</u>で定める。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第三条 一般職に属する職員に関しては、<u>別に法律が制定実施されるまでの間、国家公務員法の精神にてい触せず、且つ、同法に基づく法律又は人事院規則で定められた事項に矛盾しない範囲内において、労働基準法及び船員法並びにこれらに基づく命令の規定を準用する。但し、労働基準監督機関の職権に関する規定は、一般職に属する職員の勤務条件については、準用しない。</u></p> <p>2 前項の場合において必要な事項は、<u>人事院規則</u>で定める。</p>

改正案	現行
<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第一百七十一条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。</u></p> <p>（研究施設研究教育職員等に関する特例） 第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）<u>に対する国家公務員法第七十七条の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第三十二条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。</u></p>	<p>（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限） 第十八条（同上）</p> <p>2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）<u>第一百十條第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。</u></p> <p>（研究施設研究教育職員等に関する特例） 第三十一条 文部科学省に置かれる研究施設で政令で定めるもの（以下この章において「研究施設」という。）の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者（以下この章において「研究施設研究教育職員」という。）<u>に対する国家公務員法第八十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者があらかじめ指定する日のいずれか早い日」とあるのは「定年に達した日から起算して一年を超えない範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者があらかじめ指定する日」と、同条第二項中「年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める。」と、同条第三項中「臨時的職員その他の法律により任期を定めて任用される職員」とあるのは「臨時的職員」とする。</u></p>

2 研究施設研究教育職員については、国家公務員法第七十八条の規定は、適用しない。

3 研究施設研究教育職員への採用についての国家公務員法第七十九条及び第八十条の規定の適用については、同法第七十九条第一項及び第八十条第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、同法第七十九条第二項（同法第八十条第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、国家公務員法第九十八条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十九条から第一百七十七条まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条（略）

2 前項の場合においては、国家公務員法第百三条第一項の規定に基づく命令又は同法第百六条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定

2 研究施設研究教育職員については、国家公務員法第八十一条の三の規定は、適用しない。

3 研究施設研究教育職員への採用についての国家公務員法第八十一条の四及び第八十一条の五の規定の適用については、同法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項中「任期を定め」とあるのは「文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める任期をもつて」と、同法第八十一条の四第二項（同法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）中「範囲内で」とあるのは「範囲内で文部科学省令で定めるところにより任命権者が定める期間をもつて」とする。

第三十二条 研究施設の長及び研究施設研究教育職員の服務について、国家公務員法第九十六条第一項の根本基準の実施に関し必要な事項は、同法第九十七条から第一百五十五条まで又は国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）に定めるものを除いては、任命権者が定める。

第三十三条（同上）

2 前項の場合においては、国家公務員法第百一条第一項の規定に基づく命令又は同法第百四条の規定による承認又は許可を要しない。

第三十四条 研究施設研究教育職員（政令で定める者に限る。以下この条において同じ。）が、国及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者が国若しくは指定特定独立行政法人（特定独立行政法人のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して国の行う研究と同等の公益性を有する研究を行うものとして文部科学大臣が指定

2
・3
(略)

するものをいう。以下この項において同じ。)と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第五十条第一項の規定により派遣された場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、当該派遣に係る期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2
・3
(同上)

するものをいう。以下この項において同じ。)と共同して行う研究又は国若しくは指定特定独立行政法人の委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十条第一項の規定により休職にされた場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定める要件に該当するときは、研究施設研究教育職員に関する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第六條の四第一項及び第七條第四項の規定の適用については、当該休職に係る期間は、同法第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案						現行					
第一条（略）						第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。					
（略）	国立国会図書館支部公務員庁図書館	（略）	（略）	（削る）	（略）						
（略）	公務員庁	（略）	（略）	（削る）	（略）	国立国会図書館支部会計検査院図書館	（略）	国立国会図書館支部人事院図書館	（略）	人事院	会計検査院
（略）	（略）	（略）	（略）	（削る）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

九	(略)	
十	(略)	
十一	(略)	
十二	(略)	

(国家公務員法との関係)

第二十一条 第八条の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第百四十六条第一項の規定による人事公正委員会の勧告に係る事項に含まれるものとする。

八	宮内庁長官及び侍従長	
九	検事総長	
十	内閣法制局長官	
十一	在外公館の長	

(国家公務員法との関係)

第二十一条 第八条の二、第十条、第十二条、第十三条及び第十三条の四から第十五条までに規定する事項は、国家公務員法第二十二条及び第二十八条第一項の規定による人事院の勧告に係る事項に含まれるものとする。

改正案	現行
<p>（用語の意義） 第二条（略）</p> <p>一 各庁の長 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官及び会計検査院長をいう。</p> <p>二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）第一条第四号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。</p> <p>三 十（略）</p> <p>2・3（略） （旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）</u>第十一号第二号から第四号まで若しくは第八十二条第一号各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 7（略）</p>	<p>（用語の意義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 各庁の長 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、<u>会計検査院長及び人事院総裁</u>をいう。</p> <p>二 内閣総理大臣等 内閣総理大臣、最高裁判所長官、その任免につき天皇の認証を要する職員及び特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第百五十二号）第一条第五号から第四十一号までに掲げる職員並びに各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれらに相当する職務にある者をいう。</p> <p>三 十（同上）</p> <p>2・3（同上） （旅費の支給）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）</u>第三十八号第二号から第五号まで若しくは第八十二条第一号各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4 7（同上）</p>

○ 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）（第十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（服務） 第九十九条の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十八条、第一百条から第百四条まで及び第百七条の規定は、委員に準用する。</p>	<p>（服務） 第九十九条の四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六条、第九十八条から第百二条まで及び第百五条の規定は、委員に準用する。</p>

○ 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（第二十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十二条第一項に規定する任命権者をい）当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。</p> <p>3 6（略） （懲戒処分）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をするに適當かどうかを直ちに調査してこれについて措置するとともにその結果を会計検査院及び内閣総理大臣に通知しなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5 第二項の規定及び第三項の規定中内閣総理大臣に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。 （公庫の予算執行職員に対する準用）</p>	<p>（弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>2 会計検査院が弁償責任があると検定したときは、予算執行職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第五十五条第一項に規定する任命権者をい）当該予算執行職員が都道府県の職員である場合にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、その検定に従つて、弁償を命じなければならない。</p> <p>3 6（同上） （懲戒処分）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2 会計検査院は、前項の規定により懲戒処分の要求をしたときは、その旨を人事院に通知しなければならない。</p> <p>3 任命権者は、第一項の規定による懲戒処分の要求を受けたときは、当該職員に対しその懲戒処分をするに適當かどうかを直ちに調査してこれについて措置するとともにその結果を会計検査院及び人事院に通知しなければならない。</p> <p>4（同上）</p> <p>5 第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、予算執行職員が都道府県の職員である場合には、適用しない。 （公庫の予算執行職員に対する準用）</p>

第九條 (略)

2 第三條第二項及び第三項並びに第四條から前條までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第六條第二項の規定及び第三項の規定中内閣総理大臣に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3 5 (略)

第九條 (同上)

2 第三條第二項及び第三項並びに第四條から前條までの規定は、前項の公庫予算執行職員について準用する。ただし、国家公務員法の適用を受けない公庫予算執行職員については、第六條第二項の規定及び第三項の規定中人事院に対する通知に関する部分は、この限りでない。

3 5 (同上)

○ 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）（第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十二条第一項の規定により派遣された職員及び休職者を除く。）の員数は、二万二千八十九人とする。</p>	<p>第二条 裁判官以外の裁判所の職員（執行官、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二万二千八十九人とする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>14 第七項又は第十項の規定により都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文の期間は、当該処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して一年以内とする。</p> <p>16 行政不服審査法第十四条第三項の規定は、前項に規定する審査請求については適用しない。</p> <p>17 総務大臣は、第十五項に規定する審査請求の裁決を行う場合においては、恩給法第十五条に規定する審議会等に諮問しなければならない。</p> <p>18 第十五項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができない。</p> <p>（削る）</p>	<p>附則</p> <p>14 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事が行う恩給を受ける権利の裁定に関する事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>15 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求は、同条に規定する局長に対してするものとする。</p> <p>16 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。</p> <p>17 第十五項の審査請求についての裁決に不服がある者は、総務大臣に対して再審査請求をすることができる。</p> <p>18 前項の再審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内とする。</p> <p>19 恩給法第十四条第二項及び第十五条の規定は、第十七項の再審査請求に、同法第十五条ノ二の規定は、第十五項に規定する処分の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第十五条ノ二中「審査請求」とあるのは</p>

、「再審査請求」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（自動車登録官） 第二十四条（略）</p> <p>2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）</u>及びこれに基づく命令によるほか、<u>国土交通省令</u>で定める。</p>	<p>（自動車登録官） 第二十四条（同上）</p> <p>2 自動車登録官の任命、服務及び研修について必要な事項は、<u>国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）</u>及びこれに基づく<u>人事院規則</u>による外、<u>国土交通省令</u>で定める。</p>

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（給与の支給方法） 第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十一条の二第四項の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（給与の支給方法） 第四条 在外職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の九の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。</p> <p>2・3 (同上)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十九年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 この法律の規定による給与は、別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に全額を現金で直接職員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を除く。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。ただし、職員が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、同法第七十八条第一項又は同法第八十一条第二項の規定による出動（第十二条第二項において「出動」という。）を命ぜられている場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。以下「職員」という。）について、その給与、自衛官任用一時金、公務又は通勤（第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十九年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による災害補償及び若年定年退職者給付金に関する事項並びに国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）及び国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の特例を定めることを目的とする。</p> <p>（給与の支払）</p> <p>第三条 この法律の規定による給与は、別段の定めのある場合を除き、毎月一定の期日に現金で直接職員（予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）を除く。以下この条において同じ。）に支払わなければならない。ただし、職員が自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第七十六条第一項、同法第七十八条第一項又は同法第八十一条第二項の規定による出動（第十二条第二項において「出動」という。）を命ぜられている場合、自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる場合その他政令で定める特別の事由がある場合には、政令で定めるところにより、職員の収入により生計を維持する</p>

維持する者で職員に指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給与を速やかに職員に支払わなければならない。

3 給与の確実な支払方法として政令で定めるものによる場合においては現金以外のものでも支払い、法令に別段の定めがある場合においては給与の一部を控除して支払うことができる。

2 第五条 (号俸の決定基準等) (略)

2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)」とあるのは「職員」と、「国家公務員法第八十二条第一項又は第二項」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十六条」と、「同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄

者で職員に指定するものにその給与の全部又は一部を支払うことができる。

2 職員が自己又はその収入により生計を維持する者の疾病、災害その他の政令で定める特別の場合の費用に充てるために給与の支払を請求したときは、職員の受けるべきその日までの給与をすみやかに職員に支払わなければならない。

(新設)

2 第五条 (号俸の決定基準等) (同上)

2 一般職給与法第八条第五項から第十項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、同条第五項中「職員(指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。)」とあるのは「職員」と、同項から同条第八項まで及び第十一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同条第五項中「国家公務員法第八十二条」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十六条」と、同条第六項及び第七項中「職務の級がこれに」とあるのは「職務の級又は階級がこれに」と、同条第九項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が防衛省の職員に給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつ

又は(三)欄をいう。)と読み替えるものとする。

3 5 (略)

(委任規定)

第九条の二 第四条の二から前条までに規定するもののほか、職員の俸給の決定に関し必要な事項は、政令で定める。

(俸給の調整額)

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基づき、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (略)

3 前二項に規定するもののほか、俸給の特別調整額の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域手当等)

第十四条 (略)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十

てはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。)と読み替えるものとする。

3 5 (同上)

(新設)

(俸給の調整額)

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基づき、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 (同上)

(地域手当等)

第十四条 (同上)

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十

一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条の二まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の第三項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは、「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員に属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で内閣総理大臣の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一

一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条の二まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の第三項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員に属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十

項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「内閣総理大臣の」とあるのは「防衛省令で」と、同項中「内閣総理大臣が」とあるのは「防衛大臣が」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

二年法律第百二十五号）第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。）及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理職員等」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員等」と、「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と、同条第二項中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

（航空手当等）

第十六条（略）

2・3（略）

4 前三項に規定するもののほか、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（航海手当）

第十七条（略）

2・3（略）

4 前三項に規定するもののほか、航海手当の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

（航空手当等）

第十六条（同上）

2・3（同上）

（新設）

（航海手当）

第十七条（同上）

2・3（同上）

（新設）

(営外手当)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項に規定するもののほか、営外手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員(常勤の防衛大臣補佐官、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員(防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。)」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額(官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。)の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に、一般職の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

(営外手当)

第十八条

2・3 (同上)

(新設)

(期末手当及び勤勉手当)

第十八条の二 職員(常勤の防衛大臣補佐官、自衛官候補生、予備自衛官等、学生及び生徒を除く。)には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めるところとされている事項及び同条第五項(一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。)において人事院規則で定めるところとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第二項及び第五項中「同表及び指定職俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同表以外の各俸給表の適用を受ける職員(防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける職員を除く。)」と、「指定職俸給表」とあるのは「同法第六条の規定の」と、同項中「職務の級等」とあるのは「職務の級、階級等」と、一般職給与法第十九条の七第二項第一号ロ及び第二号ロ中「指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」とし、営外手当を受ける職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額(官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。)の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に、営外手当の月額並びにこれに

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第六項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求又は異議申立てについては、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十九条から第五十条の二までの規定を適用する。

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

（任期付研究員業績手当）
第十九条（略）

（削る）

対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加えた額とする。

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求又は異議申立てについては、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十九条から第五十条の二までの規定を適用する。

第十八条の二の二 常勤の防衛大臣補佐官には、一般職の国家公務員の例により、期末手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とし、同法第五項において人事院規則で定めるところとされている事項については、政令で定めるものとする。

（任期付研究員業績手当）
第十八条の四（同上）

（俸給の特別調整額等の支給方法）

第十九条 第十一条の三、第十四条及び第十六条から第十八条までに定めるものを除くほか、職員俸給の特別調整額、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員

(休職者等の給与)

第二十三条 (略)

2・3 (略)

4 | 職員が研究派遣(自衛隊法第四十一条の二第一項の規定による派遣をいう。)をされたときは、その研究派遣の期間中、これに俸給等の百分の七十以内を支給することができる。

5 | (略)

6 | 職員が第一項から第三項まで及び前項の場合以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等の百分の百以内を支給することができる。

7 | 第二項から第四項まで又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項から第四項まで又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。

8 | (略)

9 | (略)

10 | 前各項に規定するもののほか、当該各項に規定する給与の支給に関し必要な事項は、政令で定める。

手当、航海手当及び営外手当の支給方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(休職者の給与)

第二十三条 (同上)

2・3 (同上)

(新設)

4 | (同上)

5 | 職員が前四項以外の場合において休職にされたときは、その休職の期間中、政令で定めるところに従い、これに俸給等の百分の百以内を支給することができる。

6 | 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。

7 | (同上)

8 | (同上)

(新設)

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定（第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。）は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第五十条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項第三号及び第十七条の四第二項第二号中「内閣総理大臣が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二條第一項及び第二項中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十四條第一項及び第二十五條第一項中「人事公正委員会規則」とあるのは「政令」と、「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣に」と、同法第二十四條第二項中「人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十六條第一項及び第二十七條第一項中「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会」とあるのは「防衛大臣又は実施機関」と、同項中「その指定する職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「内閣総理大臣若しくは実施機関又は人事公正委員会が指定する職員」とあるのは「

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 国家公務員災害補償法の規定（第一条、第二条、第三条並びに第四条第二項及び第三項第六号の規定を除く。）は、職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた職員に対する福祉事業について準用する。この場合において、同法の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第一条の二第二項第二号中「国家公務員法第三十条第一項の規定に違反して同項に規定する営利企業を営むことを目的とする団体の役員、顧問又は評議員の職を兼ねている場合」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第六十二条第一項の規定に違反して営利を目的とする団体の役員又は顧問の地位その他これらに相当する地位に就いている場合」と、同法第四条の二第一項、第四条の三、第四条の四、第十四条の二第一項及び第十七条の四第二項中「人事院が」とあるのは「防衛省令で」と、同法第八条中「実施機関」とあるのは「防衛大臣の指定する防衛省の機関（以下「実施機関」という。）」と、同法第二十二條、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第一項及び第二十七條の二中「人事院」とあるのは「防衛大臣」と、同法第二十七條第一項中「その職員」とあるのは「その命じた職員」と、同条第二項中「人事院又は実施機関の職員」とあるのは「防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第三十三條中「人事院」とあるのは「防衛省」と読み替えるものとする。

防衛大臣又は実施機関の命じた職員」と、同法第二十七條の二中「内閣総理大臣及び実施機関にあつては」とあるのは「防衛大臣又は実施機関は」と、「人事公正委員会にあつては実施機関に対し補償の支払を一時差し止めることを求めることが、それぞれできる」とあるのは「できる」と、同法第三十三條中「内閣総理大臣」とあるのは「防衛省」と、同法第三十四條中「政令（人事公正委員会の所掌する事務に関する事項）については、人事公正委員会規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

2
(略)

第二十八條の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五條第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第二十九條第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2
3
4 (略)

5 国家公務員退職手当法第七條第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同條第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同條第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号

2
(同上)

第二十八條の二 定年に達した自衛官が自衛隊法第四十五條第三項又は第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員退職手当法第十九條第一項の規定にかかわらず、その者が定年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2
3
4 (同上)

5 国家公務員退職手当法第七條第二項及び第四項の規定は、前項ただし書に規定する自衛官としての在職期間の計算について準用する。この場合において、同條第二項中「職員となつた日」とあるのは「学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された日」と、「退職した日」とあるのは「事務官等となつた日又は退職した日」と、同條第四項中「前三項の規定による」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八條の二第五項において準用する第二項の規定による」と、「月数（国家公務員法第百八條の六第一項ただし書若しくは特定独立行政法

（）第七条第一項ただし書若しくは特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

附 則

1
5
6
（略）

一 （略）
二 第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号、第三号及び第四号に定める額（以下この項においてこれらを「俸給減額基本額等」と総称する。）並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号に定める額（次号、第五号及び第六号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月

人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第七条第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しなかつた期間については、その月数）を前三項」とあるのは「月数を同項」と読み替えるものとする。

附 則

1
5
6
（同上）

一 （同上）
二 第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号、第三号及び第四号に定める額（以下この項においてこれらを「俸給減額基本額等」と総称する。）並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号に定める額（第四号及び第五号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

（新設）

額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

四 第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 第二十三条第六項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

六 第二十三条第七項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第四項又は第六項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、期末手当減額基本額に、これらの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

七 (略)

7
5
10 (略)

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当 俸給減額基本額等に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

四 第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

六 (同上)

7
5
10 (同上)

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（第二十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合同じにおいては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、恩給法第十五條に規定する審議会等の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第二十二條の二 恩給法第四十六條第三項の規定により、又は改正前の恩給法第四十六條第三項（改正前の恩給法第四十六條ノ二第二項の規定により準用される場合を含む。）の規定の例により、旧軍人、旧準軍人又は旧軍属に給する増加恩給又は傷病年金を給し、又は改定する場合同じにおいては、当該恩給の給与の始期は、これらの規定にかかわらず、退職手当・恩給審査会の議決によりその議決をする月以前の月とすることができる。</p> <p>（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）</p> <p>第三十五條の二（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣又は恩給法第十二條に規定する局長に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることはできないものとする。</p>

○ 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第百五十六号）（第二十八
 八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十 条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、 総務大臣が裁定し、国庫が負担する。ただし、昭和二 十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩 給の給与事由が生じたとした場合において、元沖縄県 以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道 府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、 当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担す るものとし、その経費（政令で定める日以後に支給す べき恩給に係るものを除く。）は、政令で定めるところ により、国庫が交付するものとする。</p>	<p>（恩給の裁定及び負担） 第十四条 琉球諸島民政府職員について第四条又は第十 条から第十条の四までの規定により給すべき恩給は、 恩給法第十二条に規定する局長が裁定し、国庫が負担 する。ただし、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸 島官公署職員として恩給の給与事由が生じたとした場 合において、元沖縄県以外の都道府県の知事がその恩 給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつ た職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、 当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で 定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く。） は、政令で定めるところにより、国庫が交付するもの とする。</p>

○ 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、総務大臣の審理を経て行うものとする。</p>	<p>（長期給付の決定に関する事務の特例） 第五十五条 連合会による長期給付の決定は、当分の間、政令で定めるところにより、恩給法第十二条に規定する局長の審理を経て行うものとする。</p>

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（第二十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（略）</p> <p>一（略） 二（略） 三 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により総務大臣が決定する。</p> <p>四・五（略）</p> <p>（互助年金等の裁定） 第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、総務大臣が裁定する。</p> <p>二（略） （届出） 第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。</p>	<p>（高額所得による互助年金の停止） 第十五条の二（同上）</p> <p>一（同上） 二（同上） 三 第一項の互助年金外の所得金額は、毎年、税務署長の調査により恩給法第十二条に規定する局長が決定する。</p> <p>四・五（同上）</p> <p>（互助年金等の裁定） 第二十一条 互助年金及び互助一時金を受ける権利は、恩給法第十二条に規定する局長が裁定する。</p> <p>二（同上） （届出） 第二十七条 互助年金を受ける者が、第十四条、第十五条第三項若しくは第四項又は第二十条において準用する恩給法第七十七条、第七十八条ノ二若しくは第八十条の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を恩給法第十二条に規定する局長に届け出なければならぬ。</p>

○ 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（会員たる資格） 第十一条（略） 一 その労働金庫の地区内に事務所を有する労働組合 法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定 する労働組合 二 （略） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務 員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合、地方公 務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十 二条（職員団体）の規定に基づく地方公務員の団体 、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済組合 法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく共済 組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（昭和 三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合及び 同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八 年法律第二百四十五号）の規定により私立学校教職 員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振 興・共済事業団 四 （略） 2・3 （略）</p>	<p>（会員たる資格） 第十一条（同上） 一 その労働金庫の地区内に事務所を有する労働組合 二 （同上） 三 その労働金庫の地区内に事務所を有する国家公務 員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十条の二 （職員団体）の規定に基づく国家公務員の団体、地 方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第 五十二条（職員団体）の規定に基づく地方公務員の 団体、健康保険組合及び同連合会、国家公務員共済 組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）に基づく 共済組合及び同連合会、地方公務員等共済組合法（ 昭和三十七年法律第五十二号）に基づく共済組合 及び同連合会並びに私立学校教職員共済法（昭和二 十八年法律第二百四十五号）の規定により私立学校 教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学 校振興・共済事業団 四 （同上） 2・3 （同上）</p>

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>第九十七条第一項</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>第九十七条第一項</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>	<p>第九十三、九十四、九十五条の四</p> <p>地方の組合及び日本私立学校振興・共済事業団</p> <p>組合員若しくは組合員であつた者</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>
<p>第十四条（加入者）（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 公務員の場合における派遣又は休職の事由に相当する事由により公務員の場合における派遣又は休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受けるときに限る。）。</p> <p>二・三（略）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条（略）</p>	<p>第十四条（加入者）（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 公務員の場合における休職の事由に相当する事由により公務員の場合における休職に相当する取扱いを受けるとき（その取扱いの期間中、学校法人等から給与を受けるときに限る。）。</p> <p>二・三（同上）</p> <p>（国家公務員共済組合法の準用）</p> <p>第二十五条（同上）</p>		<p>連合組合及び地方の組合</p> <p>加入者若しくは加入者であつた者</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p>

(略)	(略)	(略)	<p>は組合員であつた者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の一部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた</p>
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	組合員期間	<p>者が退職手当支給制限等処分(国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等(同法第五条の第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。)の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の一部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。)を受けた</p>
(略)	(略)	加入者期間	

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）（第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定年）</p> <p>第五条の二 職員に関する国家公務員法第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条第二項の規定の適用については、同法第七十七条第一項中「第三十二条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」と、同条第二項中「政令で」とあるのは「農林水産大臣が」と、同法第七十八条第二項中「内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「農林水産大臣等の定めるところにより」とする。</p> <p>（他の法律の適用除外等）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一 国家公務員法第五十四条から第六十二条まで、第七十条第二項及び第二百二十八条の規定</p> <p>二 二九（略）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第五十条第三項及び第七十五条第三項の規定の適用については、同法第五十六条第一項に規定する給与に関する</p>	<p>（定年）</p> <p>第五条の二 職員に関する国家公務員法第八十一条の第二項及び第二項並びに第八十一条の三第二項の規定の適用については、同法第八十一条の二第一項中「第五十五条第一項に規定する任命権者若しくは法律で別に定められた任命権者」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」と、同条第二項中「人事院規則で」とあるのは「農林水産大臣が」と、同法第八十一条の三第二項中「人事院の承認を得て」とあるのは「農林水産大臣等の定めるところにより」とする。</p> <p>（他の法律の適用除外等）</p> <p>第七条 次に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。</p> <p>一 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条第二項及び第六六条の規定</p> <p>二 二九（同上）</p> <p>2 第四条に規定する給与準則は、国家公務員法第八十条第四項の規定の適用については、同項の給与に関する法律とみなす。</p>

法律とみなす。

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三条第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四条第一項」と、同条第三項中「政令（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第六条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「当該休暇又はこれに相

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第一百七号）第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則）」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第四条に規定する給与準則」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）第六条第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「当該休暇又はこれに相

当するものとして勤務時間法第二十三条の規定により
 政令で定める休暇」とあるのは「当該休暇」と、同法
 第十二条第一項中「次の各号に掲げるいづれかの勤務
 の形態（勤務時間法第七条第一項の規定の適用を受け
 る職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」と
 あるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当た
 りの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務
 時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数
 処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を
 切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を
 行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）
 を行つて得た時間をいう。第十五条において同じ。）
 に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務
 時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて
 得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間
 から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗
 じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）
 に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるよう
 に農林水産大臣が定める勤務の形態」と、同法第十五
 条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあ
 るのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十
 分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に
 五を乗じて得た時間」と、同法第二十二條中「第十五
 条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」
 とする。

5
・6
(略)

該休暇又はこれに相当するものとして勤務時間法第二
 十三条の規定により人事院規則で定める休暇」とある
 のは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次の各
 号に掲げるいづれかの勤務の形態（勤務時間法第七条
 第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号
 に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時
 間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下
 この項において「週間勤務時間」という。）に五分の
 一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位と
 し、これに満たない端数を切り上げることをいう。以
 下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。
 第十五条において同じ。）に二を乗じて得た時間に十
 分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得
 た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。同条にお
 いて同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週
 間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を
 行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間まで
 の範囲内の時間となるように農林水産大臣が定める勤
 務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分
 から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時
 間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時
 間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、
 同法第二十二條中「第十五条から前条まで」とあるの
 は「第十五条及び前二条」とする。

5
・6
(同上)

改正案	現行
<p>（委員の服務等）</p> <p>第十條 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十八條第一項、第九十九條、第一百條第一項、第一百條第二項及び第二項並びに第六條の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十九條中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百條第二項中「人事公正委員会規則で定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事公正委員会の承認」とあり、又は同法第六條中「内閣総理大臣及びその職員」の所轄庁の長の許可（職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出により内閣総理大臣の承認）とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。</p> <p>2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第八十條第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>第五十六條の二 前條第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずる</p>	<p>（委員の服務等）</p> <p>第十條 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十六條第一項、第九十七條、第九十八條第一項、第九十九條、第一百條第一項及び第二項、第一百條第二項及び第二項並びに第四條の規定は、委員の服務について準用する。この場合において、同法第九十七條中「政令」とあるのは「内閣府令」と、同法第一百條第二項中「人事院規則の定めるところにより、所轄庁の長の申出により人事院の承認」とあり、又は同法第四條中「内閣総理大臣及びその職員」の所轄庁の長の許可とあるのは「内閣総理大臣の承認」と読み替へるものとする。</p> <p>2 委員は、国若しくは地方公共団体の常勤の職員又は国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。</p> <p>3・4 （同上）</p> <p>第五十六條の二 前條第一項の規定にかかわらず、特定地方警務官（地方警務官のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となつた者及びこれに準ずる</p>

ものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)については、国家公務員法第百八条の規定は、適用しない。

2 特定地方警務官であつた者で、離職後に国家公務員法第百八条第一項に規定する営利企業等の地位に就いているもの(同法第百十条第一項に規定する退職手当通算離職者を除く。)は、同法第百十条及び第百七十条の規定の適用については、これらの規定に規定する再就職者に含まれないものとする。

3 特定地方警務官に対する国家公務員法第百七十三条の規定の適用については、同条第一号中「第百八条第一項又は第百九条第一項」とあるのは「第百九条第一項」と、同号及び同条第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

4 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四条第一項に規定する職員に対する国家公務員法第百八条、第百十条、第百七十条、第百七十三条及び第百七十四条の規定の適用については、同法第百八条第一項中「他の職員」とあるのは「他の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)を除く。)」と、同法第百十条第一項及び第百七十条第七号中「役職員」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。以下この条において同じ。)」と、同法第百七十三条第二号中「役職員に」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。)」に」と、同法第百七十四条第一号中「役職員又は」とあるのは「役

ものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。以下同じ。)については、国家公務員法第百六条の二の規定は、適用しない。

2 特定地方警務官であつた者で、離職後に国家公務員法第百六条の二第一項に規定する営利企業等の地位に就いているもの(同法第百六条の四第一項に規定する退職手当通算離職者を除く。)は、同法第百六条の四及び第百九条の規定の適用については、これらの規定に規定する再就職者に含まれないものとする。

3 特定地方警務官に対する国家公務員法第百十二条の規定の適用については、同条第一号中「第百六条の二第一項又は第百六条の三第一項」とあるのは「第百六条の三第一項」と、同号及び同条第二号中「若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせること」とあるのは「又はその子法人の地位に就くこと」とする。

4 特定地方警務官以外の地方警務官及び第三十四条第一項に規定する職員に対する国家公務員法第百六条の二、第百六条の四、第百九条、第百十二条及び第百十三条の規定の適用については、同法第百六条の二第一項中「他の職員」とあるのは「他の職員(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官(以下単に「特定地方警務官」という。)を除く。)」と、同法第百六条の四第一項及び第百九条第十四号中「役職員」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。以下この条において同じ。)」と、同法第百十二条第二号中「役職員に」とあるのは「役職員(特定地方警務官を含む。)」に」と、同法第百十三条第一号中「役職員又は」とあるのは

職員（特定地方警務官を含む。以下この号において同じ。）又は「とする。」

は「役職員（特定地方警務官を含む。以下この号において同じ。）又は「とする。」

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第五十二条第一項の規定（他の法令のこれに相当する規定を含む。）により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。</p> <p>二・三（略） 二・七（略） （給付の決定） 第四十一条（略）</p> <p>2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項及び第三項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第七十九条又は第八十二条の規定（他の法令のこれらに相当する規定を含む。）による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない国家公務員で政令で定めるものを含むものとし、臨時に使用される者その他の政令で定める者を含まないものとする。）をいう。</p> <p>二・三（同上） 二・七（同上） （給付の決定） 第四十一条（同上）</p> <p>2 組合は、給付の原因である事故が公務又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により生じたものであるかどうかを認定するに当たっては、同法に規定する実施機関その他の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の実施機関の意見を聴かなければならない。</p>

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条第一項又は第二項の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項の規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項の規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額又は一部を支給しないことができる。

2 遺族共済年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、遺族共済年金の額のうち遺族共済年金の職域加算額に相当する金額の一部を支給しないことができる。

3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職共済年金の額のうち退職共済年金の職域加算額又は障害共済年金の額のうち障害共済年金の職域加算額に相当する金額は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。

4 (略)

(費用負担の原則)

第九十九条 (略)

2 (略)

5 専従職員 (国家公務員の労働関係に関する法律(平成二十三年法律第 号) 第二条第二号、特定独立

行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号) 第四条第二項又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) 第二条の労働組合(以下「労働組合」という。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(特定独立行政法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 6 (略)

特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定めるところにより特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

4 (同上)

(費用負担の原則)

第九十九条 (同上)

2 (同上)

5 専従職員 (国家公務員法第百八条の二の職員団体又は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号) 第四条第二項若しくは労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号) 第二条の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)の事務に専ら従事する職員をいう。以下この条において同じ。)である組合員(特定独立行政法人の職員である組合員を除く。)に係る第二項に規定する費用については、同項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び国の負担金」と、同項第一号から第二号まで及び第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」として、同項の規定を適用する。

7 6 (同上)

特定独立行政法人の職員であつて専従職員である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「及び国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金及び特定独立行政法人の負担金」と、同項第一号から第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、同項第四号中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定めるところにより特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、「特定独立行政法人又は労働組合は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (略)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は労働組合が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者

(負担金)

第二百二条 各省各庁の長（環境大臣を含む。）、「特定独立行政法人又は職員団体は、それぞれ第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額（第百条の二の規定により徴収しないこととされた掛金に相当する金額を除く。）を、毎月組合に払い込まなければならない。

2・3 (同上)

4 組合は、政令で定めるところにより、第九十九条第二項第二号から第四号までに掲げる費用及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）以下この項において同じ。）の規定により負担することとなる費用（同条第四項の規定により負担することとなる費用にあつては、第二十四条第一項第七号に規定する長期給付に係るものに限る。）に充てるため国、特定独立行政法人又は職員団体が負担すべき金額の全部又は一部を、当該金額の払込みがあるごとに、連合会に払い込まなければならない。

（公庫等に転出した継続長期組合員についての特例）

第二百二十四条の二 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き沖繩振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国若しくは地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（第四項において「公庫等」という。）に使用される者

（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国」、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「労働組合」

（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）又は組合員（長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。）が任命権者若しくはその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き続いて沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有するものうち政令で定めるもの（同項において「特定公庫等」という。）の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等役員」という。）となるため退職した場合（政令で定める場合を除く。）には、長期給付に関する規定（第四十一条第二項の規定を除く。）の適用については、別段の定めがあるものを除き、その者の退職は、なかつたものとみなし、その者は、当該公庫等職員又は特定公庫等役員である期間引き続き転出（公庫等職員又は特定公庫等役員となるための退職をいう。以下この条において同じ。）の際に所属していた組合の組合員であるものとする。この場合においては、第四章中「公務」とあるのは「業務」と、第九十九条第二項中「及び国の負担金」とあるのは、「公庫等又は特定公庫等の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「公庫等又は特定公庫等の負担金」と、第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国」、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「公庫等又は特定公庫等」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項」と、同条第四項中「職員団体」

とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。
 2 5 (略)
 (国家公務員法との関係)
 第二百六条の六 この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第二百五条に規定する年金制度とする。

附 則

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (略)

2 4 (略)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは労働組合、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (略)

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 (略)

2 3 (略)

4 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「労働組合の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

とあるのは「公庫等若しくは特定公庫等」とする。
 2 5 (同上)
 (国家公務員法との関係)
 第二百六条の六 この法律の規定による長期給付の制度は、国家公務員法第二条に規定する一般職に属する職員については、同法第一百七条に規定する年金制度とする。

附 則

(短期給付に係る財政調整事業)

第十四条の三 (同上)

2 4 (同上)

5 前項の規定により連合会に拠出する特別拠出金の拠出に要する費用は、国、特定独立行政法人若しくは職員団体、独立行政法人のうち別表第三に掲げるもの若しくは国立大学法人等又は組合若しくは連合会が、政令で定めるところにより、負担するものとする。

6 10 (同上)

(郵政会社等の役職員の取扱い)

第二十条の三 (同上)

2 3 (同上)

4 (同上)

(略)	(略)	(略)
第九十九条第五項	(略)	(略)
第二号まで及び第四号	(略)	第二号までの規定中「国の負担金」とあるのは「職員団体の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「国又は郵政会社等の負担金」と、同項第四号

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（適用除外） 第八条（略） 一、三（略） 四（略） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体 ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合 五・六（略） 第三十五条の三の六十（略） 一、三（略） 四（略） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体 ハ 労働組合法第二条に規定する労働組合 五・六（略） 二（略） 一、三（略） 四（略） イ（略）</p>	<p>（適用除外） 第八条（同上） 一、三（同上） 四（同上） イ（同上） ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体 ハ 労働組合 五・六（同上） 第三十五条の三の六十（同上） 一、三（同上） 四（同上） イ（同上） ロ 国家公務員法第八十条の二又は地方公務員法第五十二条の団体 ハ 労働組合 五・六（同上） 二（同上） 一、三（同上） 四（同上） イ（同上）</p>

3
・
4
 ハ
 五・六
 (略)

ロ
 国家公務員の労働関係に関する法律第二十五条第二
 号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二
 条の団体
 ハ
 労働組合法第二条に規定する労働組合

3
・
4
 ハ
 五・六
 (同上)

ロ
 国家公務員法第百八条の二又は地方公務員法第
 五十二条の団体
 ハ
 労働組合
 五・六
 (同上)

改正案		現行	
<p>第四十三條 第二項</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第</p>	<p>（略）</p>	<p>第四十三條 第二項</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第</p>	<p>（略）</p>
<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第百四十二條 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第五十二條第一項の規定により派遣された者、同法第七十四條又は第八十二條第一項若しくは第二項の規定により休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要するものを含むものとし、国から給与を受けず政令で定めるものを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（国の職員の取扱い）</p> <p>第百四十二條 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第七十九條又は第八十二條に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるものとする。</p> <p>2 （同上）</p>	<p>（略）</p>

3 5 (略)	(略)	第八十七條 第二項	地方公務員災害補償 法第二條第二項	(略)	二條第二項
	(略)	第一百十一條 第一項	地方公務員法第二十 九條の規定による減 給若しくは戒告又は これらに相当する処 分	(略)	一条の二第二項及び 第三項
3 5 (同上)	(略)	第八十七條 第二項	地方公務員災害補償 法第二條第二項	(略)	二條第二項
	(略)	第一百十一條 第一項	地方公務員法第二十 九條	退職手当支給制限等 処分に相当する処分	一条の二
3 5 (同上)	(略)	第八十七條 第二項	地方公務員災害補償 法第二條第二項	(略)	一条の二
	(略)	第一百十一條 第一項	地方公務員法第二十 九條	退職手当支給制限等 処分	一条の二

○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（第三十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となった場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第二十条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（最高裁判所の裁判官が一般職員等となった場合の取扱い）</p> <p>第五条 最高裁判所の裁判官が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に一般職員（退職手当法の適用を受ける者のうち、最高裁判所の裁判官以外の者をいう。以下同じ。）となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）</p> <p>第六条 一般職員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に最高裁判所の裁判官となつたときは、その退職については、退職手当法第七条第三項及び第十九条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整） 第八条 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第十条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず、改正後の法の規定（第十七条の八を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に</u>（昭和二十二年法律第五十号）の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる保険給付の額の算定に用いられる率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について前項の政令で定める法令による年金たる給付が支給される場合には</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（他の法令による給付との調整） 第八条 傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）の額は、当該補償の事由となつた障害又は死亡について<u>人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第四十条の規定による改正後の国家公務員災害補償法（以下「改正後の法」という。）の規定にかかわらず、改正後の法の規定（第十七条の八を除く。）による年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に</u>（昭和二十二年法律第五十号）の年金たる保険給付と他の法令による年金たる給付とが支給されるべき場合に同法の年金たる保険給付の額の算定に用いられる率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額）とし、これらの額に五十円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときは、これを百円に切り上げるものとする。</p> <p>2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場</p>

、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に¹応じ、同項の政令で定める率のうち²傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定による額に、当該法令による年金たる給付の種類に¹応じ、同項の人事院規則で定める率のうち²傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額）とする。

○ 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）（第三十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 第四十条（宅地建物取引業法等の適用除外）（略）</p> <p>公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第 四 条 第 二 項 第 十 二 号 の 規 定 並 び に 総 務 省 設 置 法 （ 平 成 十 一 年 法 律 第 九 十 一 号 ） 第 四 条 第 十 九 号 及 び 第 二 十 一 号 の 規 定 （ 同 条 第 十 九 号 二 に 掲 げ る 業 務 に 関 す る 事 務 に 係 る 部 分 を 除 く 。 ） は 、 協 会 に は 、 適 用 し な い 。</p>	<p>2 第四十条（宅地建物取引業法等の適用除外）（同上）</p> <p>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第 四 条 第 十 五 号 の 規 定 並 び に 同 条 第 十 九 号 及 び 第 二 十 一 号 の 規 定 （ 同 条 第 十 九 号 二 に 掲 げ る 業 務 に 関 す る 事 務 に 係 る 部 分 を 除 く 。 ） は 、 協 会 に は 、 適 用 し な い 。</p>

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（第三十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第三十条の七関係）			
<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第十四条に規定する試験機関</p> <p>十五 公務員庁若しくは国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p> <p>国家公務員法による同法第十五条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p> <p>国家公務員災害補償法（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）において準用する場合を含む。）による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 削除</p> <p>十五 削除</p>	<p>事務</p> <p>（略）</p>
<p>十六〇百二十（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>十六〇百二十（略）</p>	<p>（略）</p>

(削る)	(削る)
(削る)	(削る)
<p>百二十二 人事院若しくは国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省</p>	<p>百二十一 国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第四十八条に規定する試験機関</p>
<p>国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	<p>国家公務員法による同法第四十二条の採用試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（第四十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定員の総数の最高限度） 第一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第十号までに掲げる職員並びに同項第十二号に掲げる職員のうち常勤の職員</p> <p>二 五（略）</p>	<p>（定員の総数の最高限度） 第一条（同上）</p> <p>2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。</p> <p>一 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の二までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員</p> <p>二 五（同上）</p>

改正案	現行
<p>第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）上の公務とみなして、同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、政令で特別の定めをすることができ。</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (裁判所職員に対する特別の手当等)</p> <p>第六十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において</p>	<p>第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）上の公務とみなして、同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができ。</p> <p>2 (同上)</p> <p>2 (裁判所職員に対する特別の手当等)</p> <p>第六十四条 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 琉球政府の職員のうち、この法律又はこの法律に基づく政令の規定により裁判所職員臨時措置法の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者でその離職又は死亡の時に琉球政府の裁判所職員であつたものの災害補償に関する事項については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項並びに同項において</p>

適用するものとされる国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条中「内閣総理大臣」とあり、及び「人事公正委員会」とあるのは「最高裁判所」と、「政令」とあり、「命令」とあり、及び「人事公正委員会規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）
第五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」と、「同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条」とあるのは「同法」と読み替えるものとする。

一〇三（略）

（最高裁判所規則等への委任）

第五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

適用するものとされる国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律附則第八条中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

（沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置）
第五十二条 次に掲げる者に係る公務上の災害補償については、第五十六条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）」とあるのは「地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）」と、「同法の規定及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第八条」とあるのは「同法」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

一〇三（同上）

（最高裁判所規則等への委任）

第五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（第四十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>13 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>13 （その他の経過措置） 附則第九項、附則第十項及び前項の規定は、政令で定めるところにより、他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二及び第十九条第三項の規定の適用について、同法第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなされる者について準用する。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第四条 施行日の前日において同一の事由について第一 条の規定（附則第一条第一項ただし書に規定する規定 を除く。）による改正前の国家公務員災害補償法（以 下「旧法」という。）の規定による年金たる補償と第 二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の 一部を改正する法律（以下「改正前の昭和四十一年法 」という。）附則第八条第一項の人事院規則で定める法 令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行 日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるもの に対し、同一の事由について支給する新法の規定によ る年金たる補償（傷病補償年金を除く。）で施行日の 属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭 和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改 正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる 補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額（以 下この項において「旧支給額」という。）に満たない ときは、国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補 償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十 七号）の規定により算定した額が旧支給額以上の額と なる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、 これらの規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する 額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧</p>	<p>附則</p> <p>第四条 施行日の前日において同一の事由について第一 条の規定（附則第一条第一項ただし書に規定する規定 を除く。）による改正前の国家公務員災害補償法（以 下「旧法」という。）の規定による年金たる補償と第 二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の 一部を改正する法律（以下「改正前の昭和四十一年法 」という。）附則第八条第一項の人事院規則で定める法 令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行 日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるもの に対し、同一の事由について支給する新法の規定によ る年金たる補償（傷病補償年金を除く。）で施行日の 属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭 和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改 正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる 補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額（以 下この項において「旧支給額」という。）に満たない ときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定によ り算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月まで の月分の当該年金たる補償の額は、これらの規定にか かわらず、当該旧支給額に相当する額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧</p>

支給額以上の額となる月前において、国家公務員災害補償法第十三条第九項の規定により新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害補償年金を支給されることとなるとき、同法第十七条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改正して支給されることとなるとき、その他政令で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八条第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する国家公務員災害補償法の規定による休業補償の額は、同法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、国家公務員災害補償法及び国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

支給額以上の額となる月前において、新法第十三条第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に應ずる障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第十七条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改正して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八条第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額（同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額）に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（第四十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用除外） 第二十六条（略） 一、三（略） 四（略） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体</p> <p>ハ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条に規定する労働組合</p> <p>五、八（略） 二、九（略）</p> <p>（適用除外） 第五十条（略） 一、三（略） 四（略） イ（略） ロ 国家公務員の労働関係に関する法律第二条第二号に規定する労働組合又は地方公務員法第五十二条の団体</p> <p>ハ 労働組合法第二条に規定する労働組合</p> <p>五（略） 二（略）</p>	<p>（適用除外） 第二十六条（同上） 一、三（同上） 四（同上） イ（同上） ロ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条の団体</p> <p>ハ 労働組合</p> <p>五、八（同上） 二、九（同上）</p> <p>（適用除外） 第五十条（同上） 一、三（同上） 四（同上） イ（同上） ロ 国家公務員法第八十条の二又は地方公務員法第五十二条の団体</p> <p>ハ 労働組合</p> <p>五（同上） 二（同上）</p>

第七十二条 (略)

一 九 (略)

十 第六十六条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2
十一 (略)

第七十二条 (同上)

一 九 (同上)

十 第六十六条第一項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第一項の規定による物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2
十一 (同上)

○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）（第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 施行日前の組合員である間の通勤（<u>国家公務員法等</u>の一部を改正する法律（平成二十三年法律第<u>号</u>）第十条の規定による改正前の国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。）により病気にかかり、又は負傷し、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）により障害の状態にある者又は死亡した者に係る共済法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下附則第六十六条までにおいて「<u>施行法</u>」という。）の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>（施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2 施行日前の組合員である間の通勤（<u>国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）</u>第一条の二に規定する通勤をいう。）により病気にかかり、又は負傷し、その病気又は負傷及びこれらにより生じた病気（以下「傷病」という。）により障害の状態にある者又は死亡した者に係る共済法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号。以下附則第六十六条までにおいて「<u>施行法</u>」という。）の障害共済年金若しくは障害一時金又は遺族共済年金に関する規定の適用については、その者は当該通勤による傷病によらないで障害の状態になり、又は死亡したものとみなす。</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条 同一の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する施行日以後の期間に係る当該年金たる補償（以下この項において「施行後補償年金」という。）の額の算定については、施行日の前日において受ける権利を有していた当該年金たる補償（以下この条において「施行前補償年金」という。）の額の算定の基礎として用いられた平均給与額（以下この条において「施行前平均給与額」という。）が、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十号）</u>第十条の規定による改正後の国家公務員災害補償法第四条の四第一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢に応じ内閣総理大臣が最高限度額として定める額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前平均給与額を当該施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる平均給与額とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第五条 同一の障害（負傷又は疾病により障害の状態にあることを含む。）又は死亡に関し、施行日の前日において年金たる補償を受ける権利を有していた者であつて、施行日以後においても年金たる補償を受ける権利を有するものに対する施行日以後の期間に係る当該年金たる補償（以下この項において「施行後補償年金」という。）の額の算定については、施行日の前日において受ける権利を有していた当該年金たる補償（以下この条において「施行前補償年金」という。）の額の算定の基礎として用いられた平均給与額（以下この条において「施行前平均給与額」という。）が、<u>国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）</u>による改正後の国家公務員災害補償法第四条の四第一項に規定する年金たる補償を受けるべき職員の年金たる補償を支給すべき月の属する年度の四月一日における年齢に応じ人事院が最高限度額として定める額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該施行前平均給与額を当該施行後補償年金の額の算定の基礎として用いる平均給与額とする。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>	<p>（国の行政機関及び特殊法人の配置） 第三条 国は、内閣府及び国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）その他の法律の規定により内閣の統轄又は所轄の下に行政事務をつかさどるものとして置かれる機関（次条において「行政機関」という。）の官署並びに法律により直接に設立される法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人及び同号の規定の適用を受ける法人であつて株式会社であるものを除き、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人を含む。以下「特殊法人」という。）の主たる事務所の新設又は移転に当たつては、多極分散型国土の形成について配慮しなければならない。</p>

○ 行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（第四十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>3 （略）</p> <p>2 前項の「行政機関及び内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関並びに会計検査院をいう。」</p>	<p>3 （同上）</p> <p>2 前項の「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関並びに会計検査院をいう。</p>

○ 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成二年法律第四十六号）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>政令</u>への委任） 第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に<u>関し</u>必要な経過措置は、<u>政令</u>で定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（<u>人事院規則</u>への委任） 第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に<u>関し</u>必要な経過措置は、<u>人事院規則</u>で定める。</p>

改正案	現行
<p>2・3 (略)</p> <p>（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により政令で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p>	<p>2・3 (同上)</p> <p>（育児休業の承認） 第二条 職員（第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員、臨時的に任用される職員その他その任用の状況がこれらに類する職員として条例で定める職員を除く。）は、任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日（非常勤職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で条例で定める日）まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（当該子の出生の日から国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第三条第一項ただし書の規定により人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間内に、職員（当該期間内に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第二項の規定により勤務しなかつた職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年法律」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（政令で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。 一 三 （略）</p> <p>2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があるとき、当該職員には、政令の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。</p> <p>3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の</p>	<p>附則 （俸給の切替えに伴う経過措置） 第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号。第一号において「平成二十一年法律」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（<u>人事院規則</u>で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。 一 三 （同上）</p> <p>2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があるとき、当該職員には、<u>人事院規則</u>の定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。</p> <p>3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の</p>

規定による俸給を支給される職員との権衡上必要がある
と認められるときは、当該職員には、政令の定めるところ
により、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか
、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があ
ると認められるときは、当該職員には、人事院規則の
定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を
支給する。

(人事院規則への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか
、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で
定める。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（第四十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	<p>附則 （政令への委任） 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、政令で定める。</p>
現行	<p>附則 （人事院規則への委任） 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第四条、次条、附則第八条及び第十三条の規定を除く。）の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）（第四十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （政令への委任） 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に 必要な事項は、政令で定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （人事院規則への委任） 第四条 前二条に定めるもののほか、この法律（第九条及び次条の規定を除く。）の施行に 必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）（第四十九条関係）
 （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （政令への委任）</p> <p>第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則 （人事院規則への委任）</p> <p>第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。</p>

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（第五十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公務員に関する特例） 第六十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）は、給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができる。</p> <p>4（略）</p> <p>5 農林水産大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があ</p>	<p>（公務員に関する特例） 第六十一条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）は、給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）の承認を受けて、当該国家公務員の配偶者、父母、子又は配偶者の父母であつて負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により第二条第三号の厚生労働省令で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条において「要介護家族」という。）の介護をするため、休業をすることができる。</p> <p>4（同上）</p> <p>5 農林水産大臣等は、第三項の規定による休業の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があ</p>

ったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。

6

前三項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは、「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前

ったときは、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、第三項の規定による休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があった場合は、この限りでない。

6

前三項の規定は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号。以下この条において「給特法」という。）の適用を受ける国家公務員」とあるのは、「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下この条において「特定独立行政法人」という。）の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは、「要しない職員」と、「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）とあるのは、「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前

項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と、同項ただし書中「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と読み替えるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第五項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

8 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者

と、前項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と、同項ただし書中「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と読み替えるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十一条第一項ただし書の規定を適用するものに限る。）について準用する。この場合において、第三項中「給特法第四条に規定する農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者（以下「農林水産大臣等」という。）」とあるのは「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第五項本文中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、同項ただし書中「国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と読み替えるものとする。

8 給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占

以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

11 9
・ 10 (略)

前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十條第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の」と、第九項中「国家公務員」とあるのは「職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

12 第八項から第十項までの規定は、地方公務員法第四

める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、農林水産大臣等の承認を受けて、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして第十六條の二第一項の厚生労働省令で定める当該子の世話を行うため、休暇を取得することができる。

11 9
・ 10 (同上)

前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六條の三第二項において準用する第六條第一項ただし書の規定を適用するとしたならば第十六條の三第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいづれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長の」と、第九項中「国家公務員」とあるのは「職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

12 第八項から第十項までの規定は、地方公務員法第四

条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四十条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

13

給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）

条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の三第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の三第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第八項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四十条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

13

給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六条第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）

は、農林水産大臣等の承認を受けて、当該国家公務員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

16 14
・ 15 (略)

前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17 第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において

る。）は、農林水産大臣等の承認を受けて、当該国家公務員の要介護家族の介護その他の第十六条の五第一項の厚生労働省令で定める世話を行うため、休暇を取得することができる。

16 14
・ 15 (同上)

前三項の規定は、特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員」とあるのは「特定独立行政法人の職員」と、「要しない国家公務員」とあるのは「要しない職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、「当該国家公務員」とあるのは「当該職員」と、前項中「農林水産大臣等」とあるのは「特定独立行政法人の長」と、「国家公務員」とあるのは「職員」と、「公務」とあるのは「業務」と読み替えるものとする。

17 第十三項から第十五項までの規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の六第二項において準用する第六条第一項ただし書の規定を適用する）としたならば第十六条の六第二項において読み替えて準用する第六條第一項ただし書各号のいずれにも該当しないものに限る。）について準用する。この場合において

、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18 農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば、同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならぬ。

19 特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十条第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第

、第十三項中「給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員」とあるのは「地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」と、「農林水産大臣等」とあるのは「同法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下同じ。）」と、第十五項中「農林水産大臣等」とあるのは「地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、「国家公務員」とあるのは「同法第四条第一項に規定する職員」と読み替えるものとする。

18 農林水産大臣等は、三歳に満たない子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員（国家公務員法第八十条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない国家公務員にあっては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば、同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならぬ。

19 特定独立行政法人の長は、三歳に満たない子を養育する当該特定独立行政法人の職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員にあっては、第

改正案	現行
<p>（関係行政機関の職員の協力隊への派遣） 第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項各号（第二十一号を除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからへまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。 2 29（略）</p> <p>（国家公務員法の適用除外） 第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百五条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百六条の規定は、適用しない。</p>	<p>（関係行政機関の職員の協力隊への派遣） 第十二条 本部長は、関係行政機関の長に対し、実施計画に従い、国際平和協力業務であつて協力隊が行うものを実施するため必要な技術、能力等を有する職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第三項各号（第十六号を除く。）に掲げる者を除く。）を協力隊に派遣するよう要請することができる。ただし、第三条第三号イからへまでに掲げる業務及びこれらの業務に類するものとして同号レの政令で定める業務に係る国際平和協力業務については、自衛隊員以外の者の派遣を要請することはできない。 2 29（同上）</p> <p>（国家公務員法の適用除外） 第十四条 第十一条第一項の規定により採用される隊員については、隊員になる前に、国家公務員法第百三条第一項に規定する営利企業（以下この条において「営利企業」という。）を営むことを目的とする団体の役員、顧問若しくは評議員（以下この条において「役員等」という。）の職に就き、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行つていた場合においても、同項及び同法第百四条の規定は、適用しない。</p>

(国際平和協力手当)

第十六条 (略)

2 (略)

(削る)

(国際平和協力手当)

第十六条 (同上)

2 (同上)

3 | 内閣総理大臣は、前項の政令の制定又は改廃に際しては、人事院の意見を聴かなければならない。

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略） 一、四（略） 五 行政機関 次に掲げる機関をいう。 イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、宮内 庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） 第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関 、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号 ）第三条第二項に規定する機関、会計検査院若し くはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職 員であつて法律上独立に権限を行使することを認 められた職員</p> <p>ロ（略） 六、八（略）</p>	<p>（定義） 第二条（同上） 一、四（同上） 五 行政機関 次に掲げる機関をいう。 イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しく は内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣 府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九 条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行 政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条 第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれ らに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつ て法律上独立に権限を行使することを認められた 職員</p> <p>ロ（同上） 六、八（同上）</p>

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（第五十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（定義） 第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第三条第二項に規定する機関をいう。</p>

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（第五十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（派遣職員との給与）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項の規定による給与は、派遣職員の収入により生計を維持する者で派遣職員の指定するものに支払うことができない。</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による給与の支給に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（派遣職員との業務上の災害に対する補償等）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 派遣職員との派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同項において準用する同法第四条第一項中「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によつて疾病の発生が確定した日（第四項において単に「事故発生日」という。）」とあるのは「派遣の期間の初日（第四項において単に「初日」という。）」と、同条第四項中「事故発生日」とあるのは「初日」とし、給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p> <p>3 （略）</p>	<p>（派遣職員との給与）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2 前項の規定による給与の支給に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（派遣職員との業務上の災害に対する補償等）</p> <p>第六条（同上）</p> <p>2 派遣職員との派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償に係る給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による平均給与額については、同項において準用する同法第四条の規定及び給与法第二十七条第二項の規定にかかわらず、政令で定める。</p> <p>3 （同上）</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案

（情報通信技術利用法の適用）
 第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同
 条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項に
 おいて準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第
 十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五
 項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用す
 る場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一
 項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任
 期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）
 、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第
 一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲
 覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条
 第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規
 定による交付について行政手続等における情報通信の
 技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一
 号。次項において「情報通信技術利用法」という。）
 第十二条の規定を適用する場合には、同条中「
 当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、
 公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正
 委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会
 規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を

（情報通信技術利用法の適用）
 第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同
 条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項に
 おいて準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第
 十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五
 項において準用する場合を含む。）の規定による通知
 、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用す
 る場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一
 項の規定による届出（役員が新たに就任した場合（任
 期満了と同時に再任された場合を除く。）に限る。）
 、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第
 一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲
 覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条
 第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規
 定による交付について行政手続等における情報通信の
 技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一
 号。次項において「情報通信技術利用法」という。）
 第十二条の規定を適用する場合には、同条中「
 当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、
 人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規
 則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中
 央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推
 進を図るための関係法律の整備に関する法律（平
 成二十三年法律第 号）による改正後の特定
 非営利活動促進法

除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県又は指定都市の条例)」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百四十九号)第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に

を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県又は指定都市の条例)」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合には、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第四百四十九号)第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合

「とす[。]る。係[。]る場合にあつては、都道府県又は指定都市の条例)

にあつては、都道府県又は指定都市の条例)「とす[。]る

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（第五十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第二十条第三項の規定を適用する。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（指定会社の職員に係る退職手当等の特例） 第十二条 指定会社の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。次項において同じ。）は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の二第一項に規定する公庫等職員とみなして、同条及び同法第十九条第三項の規定を適用する。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第六十二条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>2 第二条（定義）（同上） この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>3・4 （同上）</p>

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百一十七号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）、「特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、「特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>2 4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>2 (略)</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるときは、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平 成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の 規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して 、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を 求めることができる。</p>	<p>2 (同上)</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるときは、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用 を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要がある と認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの）をいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第十条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要がある と認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四条第十五号の規定の適用を受けるもの）をいう。以下同じ。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等）</p> <p>第七条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第十二条第一項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第十条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 (同上)</p>

改正案	現行
<p>3 2 第二條（定義） 第二條（略）</p> <p>3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、<u>公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）</u>第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p>	<p>3 2 第二條（定義） 第二條（同上）</p> <p>3 この法律で「大学等」とは、大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校をいう。第七条第三項において同じ。）<u>、大学共同利用機関（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。第七条第三項において同じ。）</u>、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第三十条第一項において同じ。）であつて試験研究に関する業務を行うもの、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。第三十条第一項において同じ。）であつて研究開発を目的とするもの並びに国及び地方公共団体の試験研究機関をいう。</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 政府関係金融機関、預金保険機構その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六（同上）</p> <p>2（同上）</p>

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（略）</p> <p>2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>（国等によるコンテンツの提供） 第二十四条（同上）</p> <p>2 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）及び大学共同利用機関法人（同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。）は、その有する良質なコンテンツを広く国民が利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（第五十六条関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p>	<p>2 第二条（定義）（略） この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p>

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの）をいう。の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの）をいう。の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるときは、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊 法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法 律により特別の設立行為をもって設立された法人であ って、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号 ）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものを いう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明 、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるときは、関係行政機関、地方公共団体 、独立行政法人及び地方独立行政法人の長並びに特殊 法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法 律により特別の設立行為をもって設立された法人であ って、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第 四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の 代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その 他必要な協力を求めることができる。</p>

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）
 （第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けらるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（定義） 第二条（同上）</p> <p>3 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものをいう。</p> <p>4・5（同上）</p>

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、<u>公務員庁設置法（平 成二十三年法律第 号）</u>第四条第二項第十二号の 規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して 、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を 求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（資料の提出その他の協力） 第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要 があるとき、関係行政機関、地方公共団体 及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年 法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人 をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設 立された法人又は特別の法律により特別の設立行為を もって設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成 十一年法律第九十一号）</u>第四条第十五号の規定の適用 を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提 出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めること ができる。</p>

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一 四（略）</p> <p>五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号） 第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>一 四（同上）</p> <p>五 政策金融機関、預金保険機構、信用保証協会その他これらに準ずる主務省令で定める特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人のうち総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの、特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）</p> <p>六（同上）</p>

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）</p> <p>二 六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十七条 行政機関の長は、政令（会計検査院にあっては、会計検査院規則）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 六（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十七条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>

改正案	現行								
<p>附則 （任期の末日に関する特例）</p> <p>第四条 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間における平成二十三年改正法第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下「平成二十三年改正国家公務員法」という。）第七十九条第三項（平成二十三年改正国家公務員法第八十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項中「六十五年」とあるのは、「六十四年」とする。</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第二項第一号に規定する特定警</p>	<p>附則 （任期の末日に関する特例）</p> <p>第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="375 1142 861 1915"> <tr> <td>平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで</td> <td>六十一年</td> </tr> <tr> <td>平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで</td> <td>六十二年</td> </tr> <tr> <td>平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで</td> <td>六十三年</td> </tr> <tr> <td>平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで</td> <td>六十四年</td> </tr> </table> <p>第五条（同上）</p> <p>2 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十八条の二第二項第一号に規定する特定警</p>	平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年	平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年	平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年
平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年								
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年								
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年								
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年								

察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項（平成二十三年改正国家公務員法第八十条第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、平成二十三年改正国家公務員法第七十九条第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	(削る)		(削る)
平成二十三年改正法の施行の日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年		
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年		
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年		

察職員等である職員に対する次の表の上欄に掲げる期間における新国家公務員法第八十一条の四第三項（新国家公務員法第八十一条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、新国家公務員法第八十一条の四第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十一年		
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十二年		
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	六十三年		
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	六十四年		

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二十五条（略）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）及び国家公務員の労働関係に関する法律（平成二十三年法律第 号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>	<p>第二十五条（同上）</p> <p>2 中央労働委員会については、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。</p>

改正案	現行
<p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条までにおいて単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、次条において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第四百四十五条第一項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視・適正化委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。</p> <p>3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視・適正化委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>4・5 （略）</p> <p>（役員の退職管理）</p> <p>第五十四条の二 国家公務員法第百八条（第二項第三号を除く。）、第百九条（第二項第三号を除く。）、第百十條から第百二十三條まで、第百三十一條（各号列記以外の部分に限る。）、第百四十四條（第四項を除く。）、第百四十五條第一項、第百七十七條（第七号から第十一号までに係る部分に限る。）、第百七十一條（第一項第十四号から第十七号までに係る部分に限る。）、及び第百七十二條から第百七十四條までの規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場</p>	<p>（役員の服務）</p> <p>第五十四条 特定独立行政法人の役員（以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。）は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第十八條の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。</p> <p>3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員会から陳述し、又は証言することを求められた場合には、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。</p> <p>4・5 （同上）</p> <p>（役員の退職管理）</p> <p>第五十四条の二 国家公務員法第十八條の二第一項、第十八條の三第一項、第十八條の四、第十八條の五第一項、第十八條の六、第百六條の二（第二項第三号を除く。）、第百六條の三、第百六條の四及び第百六條の十六から第百六條の二十七までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第百九條（第十四号から第十八号までに係る部分に限る。）並びに第百十二條の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八條の二第一項中「標</p>

<p>第九十九条第二項第一号</p>	<p>退職手当通算予定職員（前条第四項に規定する退職手当通算予定職員）</p>	<p>退職手当通算予定役員（独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する前条第四項に規定する退職手当通算予定役員）</p>
<p>第一百十条第一項</p>	<p>退職手当通算予定職員</p>	<p>退職手当通算予定役員</p>
<p>第一百十九条第三項</p>	<p>当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに</p>	<p>速やかに</p>
<p>第一百三十一条</p>	<p>前条の任務を達成するため、次に掲げる事務</p>	<p>独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する国家公務員法の規定に基づき委員会</p>

六条の三第二項第一号中「前条第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第四項」と、同法第六条の四第三項中「前二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前三項」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前各項」と、同法第六条の五とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六条の二十三第三項中「当該届出を行った職員が管理又は監督の地位にある職員の官職として政令で定めるものに就いている職員（以下「管理職職員」という。）である場合には、速やかに」とあるのは「速やかに」と、同法第六条の二十四中「前条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する前条第一項」と、同法第九条第十八号中「第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第十四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（第十四号から前号まで）」と、同法第十二条第一号中「第六条の二第二項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六条の二第二項」と、同法第十三条第一号中「第六条の四第一項から第四項まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第二項において準用する第六

第百四十四條 第一項	委員会又はその指名する者（前章第九節第一款に定める事項（以下「再就職等規制」という。）については、委員会）は、委員会の所掌する事項	に属させられた事務
第百四十四條 第二項	委員会又は前項の規定により指名された者（再就職等規制については、委員会）は、同項	委員会は、独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する前項
第百四十四條 第三項	第一項の調査（再就職等規制に関して行われるものに限る。）	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一項の調査
第百四十五條 第一項	前条の規定による権限のうち再就職等規制に関して行われるもの（第九十一条第一項に規定する不服申立て	前条の規定による権限

<p>六条の四第一項から第四項まで」と、同条第二号中「第六条の二十四第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第六条の二十四第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p> <p>2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。</p>	<p>3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査に関し必要があると認めるときは、当該調査の対象である役員若しくは役員であつた者に出頭を求めて質問し、又は当該役員の勤務する場所（役員として勤務していた場所を含む。）に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問することができる。</p>	<p>4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならぬ。</p>	<p>5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定による権限を再就職等監視委員会に委任する。</p>
---	---	---	---	--

	第七十條第十一號	第七十一條第一項第十四號	第七十一條第一項第十五號	第七十一條第一項第十六號	第七十一條
に係るものを除く。	第七號から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する）	第四百四十四條第二項又は第六十三條第二項	第四百四十四條第二項若しくは第六十三條第二項	第四百四十四條第二項又は第六十三條第二項	第四百四十四條第三
	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第七號から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第四百四十四條第二項	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第四百四十四條第二項	独立行政法人通則法第五十四條の二において準用する第四百四十四條第二項	独立行政法人通則

第一項第十七号	項又は第四項	法第五十四条の二において準用する 第四百四十四条第三項
第七十二条	第七十条第五号又は前条第一項第一号、第二号、第三号から第十号まで、第十二号及び	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する前条第一項
第七十三条第一号	第八十条第一項	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第八十条第一項
第七十四条第一号	第一百条第一項から第四項まで	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第一百条第一項から第四項まで
第七十四条第二号	第二百一十条第一項	独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する第二百一十条第一項

第五十九条 (職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 (職員に係る他の法律の適用除外等)
 人の職員 (以下この条において単に「職員」という。次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法

一 (略)

二 国家公務員法第五十四条から第六十二条まで、第六十四条第二項、第六十五条第二項、第七十条第二項及び第二百二十八条の規定

三 九 (略)

2

職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第八条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第三十七条第一項中「場合には、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第五十三条第五項中「第五十六条第一項に規定する給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六十四条第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第六十五条第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十三条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第七十五条第三項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第七十七条第二項各号中「政令で」とあるのは「特定独立行政

）には適用しない。

一 (同上)

二 国家公務員法第十八条、第二十八条（第一項前段を除く。）、第六十二条から第七十条まで、第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、第七十五条第二項並びに第百六条の規定

三 九 (同上)

2

職員に関する国家公務員法の適用については、同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）」と、同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政法人」と、同条第二項中「政令で定める」とあるのは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」とあるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関する法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、

法人の長が」と、同法第七十八條第二項中「ときは、内閣総理大臣の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同法第二百二條第二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第二百三條第一項中「政府」とあるのは「当該職員が勤務する特定独立行政法人」と、同法第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二百五條第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第二百六條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可（職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合にあつては、当該職員の所轄庁の長の申出による内閣総理大臣の承認）」とあるのは「職員が第五十二條第一項の規定により派遣される場合を除き、当該職員が勤務する特定独立行政法人の長の許可」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第三條第一項」とあるのは「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十四條第一項」と、同法第三項中「政令（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則）」とあるのは

当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の長」と、同法第二百一條第一項中「政府」とあるのは「当該職員が勤務する特定独立行政法人」と、同法第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政法人」と、同法第二百三條第二項中「所轄庁の長」とあるのは「当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」と、同法第二百四條中「内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員が勤務する特定独立行政法人の長」とする。

3

職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和四十五年法律第十七号）第五條及び第六條第三項の規定の適用については、同法第五條第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同法第二項中「人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三條第一項に規定する準則）」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七條第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六條第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二條第二項に規定する特定独立行政

「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二条第一項、第十五条及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として政令で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十八條第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「政令で定める期間」とあるのは「規程で定める期間内」と、同法第十二條第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五條において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一を乗じて得た時間まで行って得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間まで

政法人は」とする。

4 職員に関する国家公務員の育児休業等に関する法律第三条第一項、第十二條第一項、第十五條及び第二十二條の規定の適用については、同法第三条第一項ただし書中「勤務時間法第十九條に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当である場合として人事院規則で定める場合における休暇」とあるのは「独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第五十八條第一項の規定に基づく規程で定める休暇のうち職員が出産した場合における休暇」と、「同条の規定により人事院規則で定める期間」とあるのは「規程で定める期間」と、「人事院規則で定める期間内」とあるのは「規程で定める期間内」と、同法第十二條第一項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（勤務時間法第七條第一項の規定の適用を受ける職員にあっては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。以下この項において同じ。）を行って得た時間をいう。第十五條において同じ。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。同条において同じ。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行って得た時間をいう。）に五を

の範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5・6

(略)

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第五十二条第一項の規定により派遣された者、同法第七十四条又は第八十二条第一項若しくは第二項の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2

(略)

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第二章第九節及び第五章（第五十四条の二において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十九条

正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者

乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは「五分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間に二を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び前二条」とする。

5・6

(同上)

(国会への報告等)

第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員（国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。）の数を主務大臣に報告しなければならない。

2

(同上)

3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節及び第四章（第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。次の各号

は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
当該行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、唆し、
又はそのほう助をした者も、同様とする。

に規定する行為を企て、命じ、故意にこれを容認し、
唆し、又はその幫助をした者も、同様とする。

- 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の規定に違反して陳述し、又は証言することを拒んだ者
- 二 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者
- 三 第五十四条の二第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がないのにこれに応じず、又は同項の規定により書類若しくはその写しの提出を求められ正当な理由がないのにこれに応じなかつた者
- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はその写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写しを提出した者
- 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（同条第一項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項の調査の対象である役員又は役員であつた者を除く。）

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（第六十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（同法第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たるもの）に限り、国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（資料の提出の要求及び調査等） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものときされる法人（公務員庁設置法（平成二十三年法律第号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務</p> <p>三・四（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（評価及び監視との連携の確保） 第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 宮内庁及び内閣府設置法第四十九条第一項に規定する機関（国家公安委員会にあつては、警察庁を除く。）並びに警察庁</p> <p>三・四（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>2（資料の提出の要求及び調査等） 第十五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（同上）</p> <p>二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものときされる法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）の業務</p> <p>三・四（同上）</p> <p>3・4（同上）</p> <p>（評価及び監視との連携の確保） 第十八条 総務大臣は、第十二条第一項又は第二項の規</p>

定による評価に際し、これと総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

定による評価に際し、これと総務省設置法第四条第十八号の規定による評価及び監視との連携を確保するように努めなければならない。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（第六十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一（略） 二（略）</p> <p>イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関</p> <p>ロ、チ（略） 三、十（略） （手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 内閣総理大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一（同上） 二 行政機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 内閣、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関若しくは会計検査院又はこれらに置かれる機関</p> <p>ロ、チ（同上） 三、十（同上） （手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表）</p> <p>第十条（同上）</p> <p>2 総務大臣は、少なくとも毎年度一回、前項の規定により公表された事項を取りまとめ、その概要について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>（主務省令）</p> <p>第十二条 この法律における主務省令は、当該手続等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調</p>

公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運</p>	<p>（資料の提出その他の協力）</p> <p>第四十三条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、<u>総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）</u>第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（主務省令）</p> <p>第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（<u>人事院規則</u>、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、<u>人事院</u>、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所</p>

輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>2 （略）</p> <p>（施行の状況の公表） 第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p>	<p>2 （同上）</p> <p>（施行の状況の公表） 第五十三条 内閣総理大臣は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）、及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。次条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p>

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（第六十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。） 二 六（略） 2 8（略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関 二 六（同上） 2 8（同上）</p>

○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（第六十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）</p> <p>二 〓六（略）</p> <p>2 〓5（略）</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第四十六条 行政機関の長は、政令（会計検査院にあつては、会計検査院規則）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。</p> <p>一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関</p> <p>二 〓六（同上）</p> <p>2 〓5（同上）</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあつては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。</p>

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（第六十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由） 第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号） 第十一條の規定に該当する場合は、次の各号のい。ずれかに該当する者は、裁判員となることができない。 一 三 （略）</p>	<p>（欠格事由） 第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号） 第三十八條の規定に該当する場合は、次の各号のい。ずれかに該当する者は、裁判員となることができない。 一 三 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（弁護士職務従事職員の服務等）</p> <p>第六條（略）</p> <p>2 弁護士職務従事職員の第四条の規定による弁護士の業務への従事に関しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六六条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>5 弁護士職務従事職員に関する国家公務員法第八十二条第一項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）」とあるのは、「、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）」（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第六条第四項の規定によりみなして適用される場合を含む。）若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」とする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八條（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二條第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」と</p>	<p>（弁護士職務従事職員の服務等）</p> <p>第六條（同上）</p> <p>2 弁護士職務従事職員の第四条の規定による弁護士の業務への従事に関しては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六四條（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>3・4（同上）</p> <p>5 弁護士職務従事職員に関する国家公務員法第八十二条（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは国家公務員倫理法」とあるのは、「、国家公務員倫理法（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）第六条第四項の規定によりみなして適用される場合を含む。）若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」とする。</p> <p>（国家公務員共済組合法の特例）</p> <p>第八條（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の規定の適用については、同法第二條第一項第五号及び第六号中「準ずる給与として政令で定めるもの」と</p>

あるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は労働組合」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は労働組合」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第二項及び附則第六項の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第

あるのは「相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるもの」と、同法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）」と、「及び国の負担金」とあるのは「及び判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第二条第七項に規定する受入先弁護士法人等（以下「受入先弁護士法人等」という。）の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「受入先弁護士法人等の負担金」と、同法第二百二条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）」、「特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」以下この項において同じ。）」とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）」とあるのは「（同項）」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「受入先弁護士法人等及び国」とする。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十条 弁護士職務従事職員であつた者に関する一般職の職員の給与に関する法律第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務（当該弁護士の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第

二項に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第二項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同項及び同条第三項に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

2
(略)

(最高裁判所規則及び法務省令への委任)

第十四条 (略)

2
(略)

(削る)

二項に規定する通勤（当該弁護士の業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

2
(同上)

(最高裁判所規則及び法務省令への委任)

第十四条 (同上)

2
(同上)

3

法務大臣は、第二条第七項又は第七条第三項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、人事院の意見を聴かなければならない。前項の法務省令であつて人事院の所掌に係る事項を定めるものを制定し、又は改廃しようとするときも、同様とする。

改正案	現行
<p> 第二条（定義）（略） 2・3 （略） 4 （略） 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員 </p>	<p> 第二条（定義）（同上） 2・3 （同上） 4 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。 一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められた職員 </p>

○ 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第四百四十九号）
 （第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>	<p>（主務省令） 第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管する法令の規定に基づく保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。</p>

改正案	現行
<p>附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第五十九条 旧公社の職員から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第七十条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一号及び第八十四条第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第七十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要件に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。 （国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置） 第七十条（略） 2 4（略） 5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第二十四条の規定による改正後の</p>	<p>附則 （国家公務員法の一部改正に伴う経過措置） 第五十九条 旧公社の職員から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第七十条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する第十二条の規定による改正後の国家公務員法第八十二条第一号及び第八十四条の二の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、附則第七十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要件に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。 （国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置） 第七十条（同上） 2 4（同上） 5 旧公社の職員から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に関する新法第十一条第二号の規定の適用及び新法第四章の規定の適用を受ける第二十三条の規定による改正後の</p>

国家公務員倫理法第十一条第二号の規定の適用については、当該規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（以下この項において「新特労法」という。）第二条第四号の職員のうち旧公社の職員から引き続き一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者に対する新法第四十一条第二項の規定により読み替えて適用する新特労法第三十七条第一号の規定の適用については、これらの規定に規定する命令には、第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第五条第六項の規定に基づく規則を含むものとする。この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）（第七十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（職権改定） 第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、総務大臣が受給者の請求を待たずに行う。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（職権改定） 第四条 前条第一項の規定による旧普通退職年金の年額の改定は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十二条に規定する局長が受給者の請求を待たずに行う。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百八号）</u>第一条の規定による改正後の国家公務員法第二十七条の二、第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項の規定の適用については、<u>同法第二十七条の二</u>「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに<u>同法第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項中</u>「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「改正後の法」という。）</u>第三章第四節の規定にかかわらず、<u>所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）</u>は、<u>なお従前の例により</u>、勤務成績の評定を行うことができる。</p> <p>3 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関（管轄区域の</p>	<p>附則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、<u>第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下この条において「改正後の法」という。）</u>第二十七条の二並びに第五十八条第一項及び第二項の規定の適用については、<u>改正後の法第二十七条の二</u>「<u>第五十八条第三項に規定する場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに改正後の法第五十八条第一項及び第二項中</u>「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p> <p>2 第二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「改正前の法」という。）第七十二条第一項の規定により第三号施行日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、<u>改正後の法第三章第四節の規定にかかわらず、所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）</u>は、<u>なお従前の例により</u>、勤務成績の評定を行うことができる。</p> <p>3 任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関（管轄区域の</p>

単位を同じくする機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）に限る。）に置かれる官職（当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。）に任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十四条第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

456 (略)

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）」において準用する国家公務員法と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定によ

単位を同じくする機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）に限る。）に置かれる官職（当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。）に任命する場合において、当該任命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、改正後の法第三十四条第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

456 (同上)

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）」において準用する国家公務員法と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定によ

る改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五項第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項及び第三項中「国家公務員法等の一部を改正する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法等の一部を改正する法律」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「

る改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五項第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあっては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

改正案	本法律案による改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第二条の規定による改正後の国家公務員法（以下「平成二十三年改正国家公務員法」という。）第四条第二項、第三十五条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十九条第二項第一号及び第二号の規定の適用については、平成二十三年改正国家公務員法第四条第二項中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価」とあるのは「人事評価」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又はその他の能力の実証」と、平成二十三年改正国家公務員法第三十五条第一項及び第二項、第四十二条第二項並びに第四十九条第二項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」と、同項第一号中「及び人事評価」とあるのは「及び人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p> <p>3 2 （略）</p> <p>任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関（管轄区域の単位を同じくする機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）に限る。）に置かれる官職（当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。）に任命する場合において、当該任</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条 第三号施行日から起算して三年間は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第号）第一条の規定による改正後の国家公務員法第二十七条の二、第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項の規定の適用については、同法第二十七条の二中「この法律に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価」とあり、並びに同法第五十八条第一項及び第二項並びに第六十一条の三第二項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</p> <p>3 2 （同上）</p> <p>任命権者が、職員をその職員が現に任命されている官職の置かれる機関と規模の異なる他の機関（管轄区域の単位を同じくする機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）に限る。）に置かれる官職（当該任命されている官職より一段階上位又は一段階下位の職制上の段階に属する官職に限る。）に任命する場合において、当該任</p>

命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、平成二十三年改正国家公務員法第八条第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

4-6 (略)

(特定独立行政法人の役員への準用)

第十条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)、及び附則第十二条の規定は、特定独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)、又は役員であった者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となった場合には、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員が非常勤の役員となった場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の離職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項及び附則第七条中「第一条の」とあるの

命が従前の例によれば昇任又は降任に該当しないときは、当分の間、国家公務員法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)第一条の規定による改正後の国家公務員法第三十四条第一項の規定にかかわらず、これを同項第四号に規定する転任とみなす。

4-6 (同上)

(特定独立行政法人の役員への準用)

第十条 附則第四条(第三項及び第七項を除く。)、第五条から第七条まで、前条(第三項を除く。)、及び附則第十二条の規定は、特定独立行政法人の役員(非常勤の者を除く。以下この条において同じ。)、又は役員であった者について準用する。この場合において、附則第四条第二項及び第六項中「前項」とあるのは「附則第十条において準用する前項」と、同条第二項中「次に掲げる職員は、同項に規定する職員に含まれないものとし、次に掲げる職員以外の職員が次に掲げる職員となった場合には、その時点で離職したものとみなす」とあるのは「常勤の役員が非常勤の役員となった場合には離職したものとみなすものとし、次に掲げる職員としての在職は、役員の離職前の在職に該当しないものとする」と、同条第四項、第五項、第八項及び第九項中「第一項の」とあるのは「附則第十条において準用する第一項の」と、同条第四項中「選考による採用」とあるのは「任命」と、同条第五項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあるのは「任命権者」と、「離職時の所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあるのは「当該役員の任命権者又はこれに相当する役員の任命権者」と、附則第五条第一項中「前条第一項」とあるのは「附則第十条において準用する前条第一項」と、同項、附則第七条及び第十二条第一項中「第

は「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第百十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第一項中「平成二十三年改正国家公務員法」とあるのは「国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第号）第六十条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二において準用する平成二十三年改正国家公務員法」と、同条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた

一条の」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の」と、附則第七条中「同条第一号」とあるのは「第三条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法第百十二条第一号」と、同条第一号中「退職手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予定役員」と、「選考による採用」とあるのは「任命」と、前条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「第三条の規定による改正前の独立行政法人通則法」と、同項及び同条第二項中「第百三条第三項」とあるのは「第五十四条第四項ただし書」と、「承認（同条第二項の規定に係るものに限る。）」とあるのは「承認」と、「附則第四条第五項」とあるのは「附則第十条において準用する附則第四条第五項」と、附則第十二条第二項中「国家公務員法」とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項において準用する国家公務員法」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員等への準用）
第十一条 附則第四条（第三項を除く。）、第五条から第七条まで、第八条（第六項を除く。）及び第九条（第三項を除く。）並びに次条の規定は、裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員並びに当該裁判所職員であつた

者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項中「国家公務員法等の一部を改正する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法等の一部を改正する法律」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正前

者について準用する。この場合において、これらの規定（附則第六条（第四号を除く。）を除く。）中「政令」とあるのは「最高裁判所規則」と、「内閣」、「内閣総理大臣」又は「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「附則第四条第二項第一号中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する国家公務員法」と、同条第五項及び第七項中「所轄庁の長又は当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」とあり、及び「所轄庁の長又は離職時に勤務していた特定独立行政法人の長」とあり、並びに附則第八条第二項中「所轄庁の長（第四条の規定による改正後の独立行政法人通則法第五十九条第二項の規定により読み替えて適用する改正後の法第七十条の三第一項の規定により人事評価を行う特定独立行政法人の長を含む。）」とあるのは「任命権者又はその委任を受けた者」と、附則第五条第一項及び第七条並びに次条第一項中「第一条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正後の国家公務員法」と、附則第五条第二項中「再就職等監視委員会」とあるのは「裁判所職員再就職等監視委員会」と、附則第六条中「その者が離職時に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、特定独立行政法人又は都道府県警察」とあるのは「最高裁判所規則で定める裁判所」と、「政令で定めるところ」とあるのは「最高裁判所規則で定めるところ」と、附則第八条第一項及び第三項中「国家公務員法等の一部を改正する法律」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法等の一部を改正する法律」と、同条第二項中「第二条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用す

の国家公務員法」と、「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（公益社団法人等に関する経過措置等）

第十二条 平成二十三年改正国家公務員法第二百二十条第一項第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2
（略）

る第二条の規定による改正前の国家公務員法」と、「第二条の規定による改正後の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第二条の規定による改正後の国家公務員法」と、同条第三項中「機関（職員が現に任命されている官職の置かれる機関が国家行政組織法第八条の二に規定する施設等機関である場合にあつては、同条に規定する同種の機関）」とあるのは「機関」と、附則第九条第一項中「第一条の規定による改正前の国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する第一条の規定による改正前の国家公務員法」と、次条第二項中「国家公務員法」とあるのは「裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法」と読み替えるものとする。

（公益社団法人等に関する経過措置等）

第十二条 第一条の規定による改正後の国家公務員法第六十二条の二十四第一項第四号に規定する公益社団法人又は公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

2
（同上）

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（第七十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十四条 外国人の研究公務員への任用） 第十四条 国家公務員法第三十二条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。以下「任命権者」という。）は、外国人を研究公務員（第二条第十一項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。 一 三 （略） 2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員（第二条第十一項第一号及び第三号に規定する者）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任期付職員並びに任期付研究員俸給表適用職員及び同号に規定する者のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第三条第一項の規定により任命権を有する者（以下「任命権者」という。）に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときにおいては、任期を定めることができる。</p>	<p>第十四条 外国人の研究公務員への任用） 第十四条 国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者（同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。以下「任命権者」という。）は、外国人を研究公務員（第二条第十一項第二号に規定する者を除く。）に任用することができる。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。 一 三 （同上） 2 任命権者は、前項の規定により外国人を研究公務員（第二条第十一項第一号及び第三号に規定する者）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任期付職員並びに任期付研究員俸給表適用職員及び同号に規定する者のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第三条第一項の規定により任命権を有する者（以下「任命権者」という。）に任用する場合において、当該外国人を任用するために特に必要であるときには、任期を定めることができる。</p>
<p>第十六条 削除</p>	<p>第十六条 任命権者は、国家公務員法に基づく人事院規則の定めるところにより、研究公務員の採用について（研究公務員の任期を定めた採用）</p>

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)
第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外
の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員
である場合にあっては、当該特定独立行政法人。以下
この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の
委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研
究等」という。)に従事するため国家公務員法第五十
二条第一項又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十
五号)第四十一条の二第一項の規定により派遣された
場合において、当該共同研究等への従事が当該共同研
究等の効率的実施に特に資するものとして政令で定め
る要件に該当するときは、研究公務員に関する国家公
務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第
六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用につ
いては、当該派遣に係る期間は、同法第六条の四第一
項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に
該当しないものとみなす。

2
・3
(略)

任期を定めることができる。ただし、第十四条の規定
の適用がある場合は、この限りでない。

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)
第十七条 研究公務員が、国及び特定独立行政法人以外
の者が国(当該研究公務員が特定独立行政法人の職員
である場合にあっては、当該特定独立行政法人。以下
この条において同じ。)と共同して行う研究又は国の
委託を受けて行う研究(以下この項において「共同研
究等」という。)に従事するため国家公務員法第七十
九条又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)
第四十三条の規定により休職にされた場合において、
当該共同研究等への従事が当該共同研究等の効率的実
施に特に資するものとして政令で定める要件に該当す
るときは、研究公務員に関する国家公務員退職手当法
(昭和二十八年法律第八十二号)第六条の四第一項
及び第七条第四項の規定の適用については、当該休職
に係る期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実
に職務をとることを要しない期間には該当しないもの
とみなす。

2
・3
(同上)

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（第七十五条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（略）</p> <p>2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、<u>国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</u></p>	<p>附則 （職員の昇給等に関する経過措置） 第二条（同上）</p> <p>2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項の規定の適用については、<u>当分の間、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。</u></p>

改正案	現行
<p>第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。 第三十三条中「<u>第十六条第一項</u>」を「<u>第十六条第一項第一号若しくは第二号</u>」に改める。</p> <p>第六十四条の二中「当該教育訓練を修了した後九年」を「同法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその後六年」に改める。</p> <p>第九十九条第一項中「はじめて」を「初めて」に、「当該教育訓練を修了した後九年」を「防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその後六年」に、「除き、当該」を「除き、それぞれ同項各号の」に、「学生」を「当該教育訓練を受ける者」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「</p>	<p>第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。 第三十三条中「<u>防衛大学校の</u>」を削り、「第十五条第一項」の下に「又は第十六条第一項第一号若しくは第二号」を加え、「）、防衛医科大学校の学生（同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう）」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ」に改める。</p> <p>第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）」を「学生」に改める。</p> <p>第六十四条の二中「当該教育訓練を修了した後九年」を「同法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその後六年」に改める。</p> <p>第九十九条第一項中「はじめて」を「初めて」に、「当該教育訓練を修了した後九年」を「防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその後六年」に、「除き、当該」を「除き、それぞれ同項各号の」に、「学生」を「当該教育訓練を受ける者」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「</p>

一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(国家公務員の育児休業等に関する法律及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

一 (略)

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号) 第二十六条第一項

一に」を「いずれかに」に改める。

附 則

(国家公務員の育児休業等に関する法律及び国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「の教育訓練又は同法第十六条第一項」を「又は第十六条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

一 (同上)

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号) 第二十四条第一項

改正案	現行
<p>（資料の提出その他の協力） 第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （略） （主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、公正取引委員会、国家公安委員会、人事公正委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運</p>	<p>（資料の提出その他の協力） 第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があるとき、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、公務員庁設置法（平成二十三年法律第 号）第四条第二項第十二号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>2 （同上） （主務省令） 第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所</p>

（傍線部分は改正部分）

輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、人事公正委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）（第七十八号関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第五号から第十五号までを次のように改める。</p> <p>五 行政機関（行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項に規定する行政機関をいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の保有する個人情報の保護に関する共通的な制度の企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>六から十五号まで 削除</p> <p>第六条第一項中「から第六号まで」を「、第五号」に改める。</p> <p>第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中「第四条第三号から第六号まで」を「第四条第三号から第五号まで」に改め、同項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第五号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五</p>	<p>（総務省設置法の一部改正）</p> <p>第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。</p>

項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所
所に属させられた事務については、内閣総理大臣の
指揮監督を受けるものとする。

3

管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一
項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所
所に属させられた事務については、内閣総理大臣の
指揮監督を受けるものとする。

参 照 条 文 目 次

一	人事官弾劾の訴追に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十一号）	1
二	恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）	1
三	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）	3
四	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	3
五	国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）	4
六	国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和二十二年法律第二百一十一号）（抄）	4
七	職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）（抄）	4
八	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）	4
九	教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）	6
十	国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一十号）（抄）	6
十一	国家公務員宿舍法（昭和二十四年法律第一百七十七号）（抄）	6
十二	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第一百四十四号）（抄）	7
十三	予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）（抄）	9
十四	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）	11
十五	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	12
十六	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）（抄）	12
十七	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	12
十八	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）（抄）	17
十九	国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第七十号）（抄）	17
二十	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（抄）	18
二十一	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）	19
二十二	国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百一十一号）（抄）	20
二十三	警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）	21
二十四	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	21
二十五	割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）（抄）	27

二十六	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）（抄）	30
二十七	最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（抄）	30
二十八	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三十三号）（抄）	31
二十九	行政機関の職員の手続に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）	31
三十	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）	31
三十一	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）	32
三十二	国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五十五号）（抄）	36
三十三	国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第八十五号）（抄）	36
三十四	行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）（抄）	36
三十五	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）（抄）	37
三十六	一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百三十三号）（抄）	37
三十七	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）	38
三十八	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）（抄）	40
三十九	行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）	41
四十	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	42
四十一	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）（抄）	44
四十二	中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）（抄）	44
四十三	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）（抄）	44
四十四	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第一百号）（抄）	45
四十五	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百二十七号）（抄）	45
四十六	高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成十二年法律第四百四十四号）（抄）	46
四十七	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）	46
四十八	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）（抄）	46
四十九	知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）（抄）	46
五十	株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）	47
五十一	コンテナの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）	47
五十二	地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	47
五十三	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）	48
五十四	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第十六号）（抄）	49

五十五	海洋基本法（平成十九年法律第三十三号）（抄）	49
五十六	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）（抄）	49
五十七	宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）	50
五十八	株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）	50
五十九	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）	50
六十	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）（抄）	51
六十一	厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）	51
六十二	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）（抄）	52
六十三	行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）（抄）	53
六十四	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）	54
六十五	構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）（抄）	55
六十六	個人情報報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）	55
六十七	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	55
六十八	行政機関の保有する個人情報報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）	56
六十九	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）	58
七十	判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）	58
七十一	公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）	60
七十二	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）（抄）	61
七十三	国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第八号）（抄）	61
七十四	研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	62
七十五	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（抄）	62
七十六	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（第七十七回国会 閣法第二十一号）（抄）	63
七十七	総合特別区域法案（第七十七回国会 閣法第二十七号）（抄）	63
七十八	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（第七十七回国会 閣法第六十号）（抄）	64

○ 人事官弾劾の訴追に関する法律（昭和二十四年法律第二百七十一号）

（国会の議決）

第一条 人事官弾劾の訴追をするには、国会の議決を必要とする。

（国会の代表）

第二条 人事官弾劾の訴追については、衆議院議長が国会を代表する。

（訴訟を行う議員の指定及び権限）

第三条 人事官弾劾の訴追があつたときは、衆議院議長は、参議院議長と協議して衆議院又は参議院の議員を指定しその訴訟を行わせることができる。

2 前項の指定を受けた議員は、当該訴訟について裁判上の一切の行為をする権限を有する。

3 第一項の指定を受けた議員は、訴訟代理人の選任その他重要な事項については、衆議院議長と協議するものとする。

（訴訟を行う議員の指定の取消及び辞任）

第四条 衆議院議長は、必要があると認めるときは、参議院議長と協議して前条第一項の指定を取り消すことができる。

2 前条第一項の指定を受けた議員は、衆議院議長の許可を得てその指定を辞することができる。

（参議院議長の権限）

第五条 衆議院議員の任期が満了し又は衆議院が解散されたときは、あらたに衆議院議長が選挙されるまで参議院議長がこの法律に定める衆議院議長の権限を行うものとする。

（訴追手続規程の制定）

第六条 人事官弾劾の訴追の手續に関する特別の規程は、両議院一致の議決により定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）

第二十条 文官トハ官ニ在ル者又ハ国会職員(国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第一条第一号乃至第四号ニ掲グル者ヲ謂フ)ニシテ警察監獄職員ニ非ザルモノヲ謂フ

② 前項ノ官ニ在ル者トハ左ニ掲グル官職ニ在ル者ヲ謂フ

一 天皇ガ任命シ又ハ任免ヲ認証スル官職

二 内閣官房長官、内閣官房副長官、法制局長官、法制局次長、事務次官又ハ秘書官

- 三 (略)
- 四 檢察官(第一号ニ掲グル官職ヲ除ク)
- 五 警察官
- 六 海上保安官
- 七 自衛官
- 八 削除
- 九 裁判官(第一号ニ掲グル官職ヲ除ク)
- 十 第二号又ハ第三号ニ掲グル官職ニ相当スル官職(委員会ノ委員長及委員並法令ニ依ル公団ノ役員及職員中別ニ法律ヲ以テ定ムルモノ以外ノモノヲ含マザルモノトス)
- ③ 前項第十号ニ規定スル官職ニ該当スルヤ否ヤ疑ハシキモノニ付テハ總務大臣之ヲ定ム
- 第四十六条 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為リ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ普通恩給及増加恩給ヲ給ス
- ② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之カ為重度障害ノ状態ト為リ又ハ其ノ程度増進シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ新ニ普通恩給及増加恩給ヲ給シ又ハ現ニ受クル増加恩給ヲ重度障害ノ程度ニ相応スル増加恩給ニ改定ス
- ③ (略)
- ④ 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ状態ト為ルモ公務員ニ重大ナル過失アリタルトキハ前三項ニ規定スル恩給ヲ給セス
- 第四十六条ノ二 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ② 公務員公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為重度障害ノ程度ニ至ラザルモ第四十九条ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病賜金ヲ給ス
- ③ (略)
- ④ 前条第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病賜金ニ付之ヲ準用ス
- ⑤ 傷病賜金ハ国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条若ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七条ノ規定ニ依ル障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四条第一項ノ規定ニ該当スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病賜金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ
- ⑥ 傷病賜金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨ゲズ
- 第四十八条 公務員左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ公務ノ為傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタルモノト看做ス
- 一 削除

二 公務旅行中別表第一号表ニ掲クル流行病ニ罹リタルトキ
三 (略)

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）

第八条の二 中央労働委員会及び都道府県労働委員会に、その行う労働争議の調停又は仲裁に参与させるため、中央労働委員会にあつては厚生労働大臣が、都道府県労働委員会にあつては都道府県知事がそれぞれ特別調整委員を置くことができる。

② 中央労働委員会に置かれる特別調整委員は、厚生労働大臣が、都道府県労働委員会に置かれる特別調整委員は、都道府県知事が任命する。

③ 特別調整委員は、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者とする。

④ (略)

⑤ 特別調整委員は、政令で定めるところにより、その職務を行ふために要する費用の弁償を受けることができる。

⑥ 特別調整委員に関する事項は、この法律に定めるものの外、政令でこれを定める。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第五十六条 普通地方公共団体の長は、前条第一項に定めるものを除く外、法律又は条例の定めるところにより、保健所、警察署その他の行政機関を設けるものとする。

② 前項の行政機関の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定める。

③ 第四条第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

④ 国の地方行政機関（駐在機関を含む。以下本条中これに同じ。）は、国会の承認を経なければ、これを設けてはならない。国の地方行政機関の設置及び運営に要する経費は、国においてこれを負担しなければならない。

⑤ (略)

(関与の意義)

第二百四十五条 (略)

一 普通地方公共団体に対する次に掲げる行為

イ 助言又は勧告

ロ 資料の提出の要求

ハ 是正の要求（普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているときに当該普通地方公共団体に対して行われる当該違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの求めであつて、当該求めを受けた普通地方公共団体がその違反の是正又は改善のため必要な

措置を講じなければならぬものをいう。)

二 同意
ホ 許可、認可又は承認

ヘ 指示

ト 代執行(普通地方公共団体の事務の処理が法令の規定に違反しているとき又は当該普通地方公共団体がその事務の処理を怠つているときに、その是正のための措置を当該普通地方公共団体に代わつて行うことをいう。)

二 普通地方公共団体との協議

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為(相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為(その双方を名あて人とするものに限る。))及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。)

○ 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)(抄)

第六十九条 内閣官房副長官、副大臣及び大臣政務官は、内閣総理大臣その他の国务大臣を補佐するため、議院の会議又は委員会に出席することができる。

② (略)

○ 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)(抄)

① (略)

② 前項但書の規定による定は、国家公務員法の精神に沿うものでなければならない。

○ 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)(抄)
(適用除外)

第六十二条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

② (略)

○ 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)(抄)
(会社等の寄附の制限)

第二十一条 (略)

2 前項の規定は、政治団体がする寄附については、適用しない。

3 何人も、会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附（政党及び政治資金団体に対するものを除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

（政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限）

第二十二條の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に参与し、又は政治資金パーティーに対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に参与してはならない。

一（略）

二 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に規定する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（非常勤職員で最高裁判所の規則で定めるものを除く。）

三 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（同法第二十四条の三に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。）

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第二条第五項に規定する隊員（同法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官、同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の即応予備自衛官及び同法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官補を除く。）

五 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）

六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者

2 何人も、前項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

○ 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（抄）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

2 （略）

第三十三条 前条に定める者は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けないうで、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

2 （略）

第三十四条 （略）

2 前項の規定は、研究施設研究教育職員が国及び特定独立行政法人以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第一百一号）（抄）

第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館（以下「支部図書館」という。）は、国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。
（表略）

○ 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第一百七号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 国等 国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

二 職員 次に掲げる者をいう。

イ （略）

ロ 独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人以外の独立行政法人に常時勤務することを要する者（法令の規定により休業が認められた者その他政令で定める者を含む。）

三 宿舎 職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため国が設置する居住用の家屋及び家屋

の部分並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（共同浴場、簡易な児童遊園その他政令で定める共同施設を含む。）をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。

- 四 各省各庁 衆議院、参議院、裁判所、会計検査院並びに内閣（内閣府を除く。）、内閣府及び各省をいう。
- 五 各省各庁の長 衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長並びに内閣総理大臣及び各省大臣をいう。

（公邸）

第十条 公邸は、次に掲げる職員のために予算の範囲内で設置し、無料で貸与する。

- 一 衆議院議長及び参議院副議長
- 二 参議院議長及び参議院副議長
- 三 内閣総理大臣及び国務大臣
- 四 最高裁判所裁判官
- 五 会計検査院長
- 六 十一（略）

○ 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）（抄）

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二（略）

三 指定職の職務 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第十一号に規定する指定職俸給表の適用を受ける職員の職務及び各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいう。

四 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及び財務省令で定めるその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

五 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

六 出張 職員が公務のため一時その在勤官署（常時勤務する在勤官署のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

七 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤官署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤官署から新在勤官署に旅行することをいう。

八 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。

九 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国

十 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

2 この法律において「何級の職務」という場合には、一般職の職員の給与に関する法律第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による当該級の職務及び行政職俸給表（一）の適用を受けない者について各庁の長が財務大臣に協議して定めるこれに相当する職務をいうものとする。

3 この法律において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。但し、「在勤地」という場合には、在勤官署から八キロメートル以内の地域をいうものとする。

（旅費の支給）

第三条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員、その配偶者又はその遺族が左の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

二 職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

三 職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

四 職員が、外国の在勤地において退職等となり、一定の期間内に本邦に帰住し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に退職等となつた場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

五 職員が、外国の在勤地において死亡し、又は出張若しくは赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

六 外国在勤の職員が死亡した場合において、当該職員の外国にある遺族（配偶者及び子に限る。）がその死亡の日の翌日から三月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

七 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第三十八条第一項第一号若しくは第二号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

八 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の定めるところにより休暇帰国を許された者が在勤地と本邦との間を旅行する場合には、当該職員

3 (略)

4 職員又は職員以外の者が、国の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除く外、他の法律に特別の定がある場合その他国費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合)には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に第四項第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で財務省令で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他財務大臣が定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で財務省令で定める金額を旅費として支給することができる。

○ 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)(抄)

(弁償責任の検定、弁償命令及び通知義務)

第四条 会計検査院は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、その事実があるかどうかを審理し、弁償責任の有無及び弁償額を検定する。但し、その事実の発生した日から三年を経過したときは、この限りでない。

2 (略)

3 各省各庁の長(財政法第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)は、予算執行職員が故意又は重大な過失に因り前条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるときは、会計検査院の検定前においても、その予算執行職員に対して弁償を命ずることができる。

4 各省各庁の長は、予算執行職員が前条第一項の規定に違反して支出等の行為をした事実があると認めるときは、遅滞なく、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5 第三項の場合において、各省各庁の長は、会計検査院が予算執行職員に対し弁償の責がないと検定したときは、その既納に係る弁償金を直ちに還付しなければならない。

6 前項の規定により還付する弁償金には、当該弁償金納付のときから還付のときまでの期間に応じ、当該金額に対し財務大臣が納付のときから還付のときまでの期間における銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率を乗じて計算し

た額に相当する金額を加算しなければならない。

(懲戒処分)

第六条 会計検査院は、検査又は検定(前条第一項に規定する再検定を含む。)の結果、予算執行職員が故意又は過失に因り第三条第一項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたと認めるとき、又は国に損害を与えないが故意又は重大な過失に因り同項の規定に違反して支出等の行為をしたと認めるときは、当該職員の任命権者に対し、当該職員の懲戒処分を要求することができる。この場合において、会計検査院は、適当と認める処分の種類及び内容を参考のため明示するものとする。

2・3 (略)

4 会計検査院は、第一項の規定による予算執行職員の懲戒処分を要求した後において、その要求が不当であることを発見したとき、又は当該職員の任命権者からその要求が不当であるとして再審の請求を受け実情を調査した結果、その要求が不当であることが明らかになったときは、直ちにこれを取り消さなければならない。

5 (略)

(公庫の予算執行職員に対する準用)

第九条 沖繩振興開発金融公庫(以下「公庫」という。)の理事長(以下「公庫の長」という。)から公庫の予算執行の職務を行う者として指定された者(以下「公庫予算執行職員」という。)は、公庫の経理に関する事務を処理するための法律及び命令の規定、公庫の定款並びに公庫の経理に関する規程(以下「公庫に関する法令」という。)に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、公庫において行う第二条第三項に規定する支出等の行為に相当する行為(以下「公庫の支出等の行為」という。)をしなければならない。

2 (略)

3 前項の場合において、同項に掲げる準用規定中「予算執行職員」とあるのは「公庫予算執行職員」と、「法令」とあるのは「公庫に関する法令」と、「国」とあるのは「公庫」と、「支出等の行為」とあるのは「公庫の支出等の行為」と、「各省各庁の長」とあるのは「公庫の長」と、「任命権者」とあるのは「公庫の長又は公庫の職員の任免を行う権限を有する者」と、「懲戒処分」とあるのは、公庫予算執行職員で国家公務員法その他の法律による懲戒処分の規定の適用を受けないものにあつては「公庫の長の行う懲戒処分」に相当する処分」と、第四条第四項中「財務大臣」とあるのは「主務大臣、財務大臣」と読み替えるものとする。

4 公庫の長は、公庫予算執行職員を指定したときは、遅滞なく、主務大臣、財務大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

5 公庫予算執行職員がその職務の執行に関し疑義のある事項について会計検査院に意見を求めたときは、会計検査院は、これに対し意見を表示しなければならない。

の三、第二百五十五条第三項から第五項まで並びに第二百五十五条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。
(罰則)、第二百六十四条の二(行政手続法の適用除外)、第二百七十条第一項本文(選挙に関する届出等の時間)、第二百七十条の二(不在者投票の時間)、第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一条の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二条(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。
(表略)

○ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)(抄)
(自動車登録官)

第二十四条 国土交通大臣は、国土交通省の職員のうちから自動車登録官を任命し、本章に規定する登録に関する事務を執行させるものとする。

2 (略)

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十六年法律第九十三号)(抄)

(給与の支給方法)

第四条 (略)

2 在勤手当の計算期間は、月の一日から月の末日までとする。

3 在勤手当を支給する場合であつて、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によつて計算する。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百九十九号)(抄)
(号俸の決定基準等)

第五条 新たに職員(常勤の防衛大臣補佐官、次条の規定の適用を受ける職員、特定任期付職員、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された職員(次条の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。)を除く。以下この条において同じ。)として任用された者の号俸の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときの

号俸の決定基準については、政令で定める。

一 事務官等が自衛官となり、又は自衛官が事務官等となった場合

二 陸上自衛隊の自衛官(以下「陸上自衛官」という。)が海上自衛隊の自衛官(以下「海上自衛官」という。)若しくは航空自衛隊の自衛官(以下「航空自衛官」という。)となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となった場合

三 事務官等が一の職務の級から他の職務の級に移った場合(一般職給与法別表第十一に定める額の俸給の支給を受けていた職員が別表第一又は一般職給与法別表第一、別表第五から別表第八まで若しくは別表第十に定める額の俸給の支給を受けることとなった場合を含む。)

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合(別表第二の陸将、海将及び空将の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける陸将、海将又は空将である職員となつた場合、同表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員が同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合又は同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄から(三)欄までのいずれか一の欄に定める額の俸給の支給を受けていた職員がこれらの欄のうち他の欄に定める額の俸給の支給を受けることとなつた場合を含む。)

五 事務官等が一の官職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合(略)

3 医師又は歯科医師である自衛官(次条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)を昇給させる場合の昇給の号俸数については、前項において準用する一般職給与法第八条第六項の規定にかかわらず、一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める号俸数を標準として政令で定める基準に従い決定することができる。

4 医師又は歯科医師である自衛官の号俸が、第一項の規定によりその者の属する階級(当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項、第八条第二項、第十一条の三第二項及び別表第二備考(四)において同じ。)における最高の号俸に決定された場合又は第二項において準用する一般職給与法第八条第六項若しくは第七項若しくは前項の規定によりその者の属する階級における最高の号俸となつた場合において、当該号俸による俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、当該号俸による俸給月額と同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とすることができ、

5 前項の規定により定められた俸給月額が一般職給与法別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との

均衡を失すると認められるに至つた場合においても、同項と同様とする。

(俸給の特別調整額)

第十一条の三 (略)

2 前項の規定による俸給の特別調整額は、同項に規定する官職を占める職員の属する職務の級又は階級における最高の号俸による俸給月額額の百分の二十五を超えてはならない。

(地域手当等)

第十四条 常勤の防衛大臣補佐官には地域手当及び通勤手当を、事務官等には本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。以下同じ。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を、第六条の規定の適用を受ける自衛官には地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、医師又は歯科医師である自衛官には初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、その他の自衛官には本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当及び管理職員特別勤務手当を、それぞれ支給する。

2 (略)

(航空手当等)

第十六条 次の各号に掲げる職員として政令で定める自衛官には、それぞれ当該各号に定める手当を支給する。

一 航空機乗員 航空手当

二 艦船乗組員 乗組手当

三 落下傘隊員 落下傘隊員手当

四 特別警備隊員 特別警備隊員手当

五 特殊作戦隊員 特殊作戦隊員手当

2 前項各号に定める手当は、同項の自衛官が同項各号に掲げる職員として勤務しないときは、政令で定めるところにより特にこれらの職員として勤務したものとみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

3 第一項各号に定める手当の額は、第一項の自衛官の受ける俸給の百分の七十五以内において政令で定める。
(航海手当)

第十七条 自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官には、その者が乗り組む自衛艦その他の自衛隊の使用する船舶が航海を行う日について、政令で定めるところにより、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、政令で定める。

3 第一項の自衛官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に規定する旅費を支給しない。

(営外手当)

第十八条 陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官(以下「陸曹等」という。)が自衛隊法第五十五条の規定により防衛大臣の指定する集団的居住場所以外の場所に居住する場合には、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、月額五千六百九十円とする。

3 第一項の営外手当は、陸曹等が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものともみなされる場合のほか、政令で定めるところにより、減額して支給する。

(任期付研究員業績手当)

第十八条の四 第一号任期付研究員又は第二号任期付研究員のうち、特に顕著な研究業績を挙げたと認められる職員には、一般職の国家公務員の例により、任期付研究員業績手当を支給することができる。

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当(以下この条及び次条において「俸給等」という。)の百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給等の百分の八十を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等(期末手当を除く。)の百分の六十以内を支給することができる。

5・6 (略)

7 前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合又は同項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき期末手当の支給に関しては、一般職給与法第十九条の五又は第十九条の六の規定の例による。

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

(国家公務員災害補償法の準用)

第二十七条 (略)

2 前項において準用する国家公務員災害補償法第四条第一項の給与は、常勤の防衛大臣補佐官にあつては俸給、地域手当及び通勤手当とし、事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び防衛出動手当とし、自衛官にあつては俸給、俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当、管理職員特別勤務手当、防衛出動手当、航空手当(当該額に政令で定める割合を乗じて得た額に限る。以下この項における乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当について同じ。)、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当(陸曹等であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、その支給を受けなかつた期間についての営外手当に相当する額)とし、その他の職員にあつては政令で定める給与とする。ただし、政令で定めるところにより、寒冷地手当及び国際平和協力手当を加えることができる。

第二十八条の二 (略)

2 自衛官に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、同法第五条の二第二項中「(一般の退職手当」とあるのは「(一般の退職手当、防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十八条の規定による退職手当」と、同法第九条中「(一般の退職手当」とあるのは「(一般の退職手当若しくは防衛省の職員の給与等に関する法律第二十八条の規定による退職手当又はこれらの合計額」とする。

3 前条又は第一項の規定による退職手当の支給を受けた自衛官(国家公務員退職手当法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官を含む。)に対する同法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間(同法第十二条第一項又は第十四条第一項の規定により当該退職手当の全部を支給しないこととする処分を受けた自衛官にあつては、仮にこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間)は、同法第六条の四の基礎在職期間及び同法第七条の勤続期間からそれぞれ除くものとする。ただし、同法第十条の規定の適用については、この限りでない。

4 学生及び生徒に対する国家公務員退職手当法の規定の適用については、学生又は生徒としての在職期間は、同法第七条の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生又は生徒としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用され、当該任用に引き続き自衛官としての在職期間が六月以上となつた場合又は当該在職期間が六月を経過する前に次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた場合に限り、学生又は生徒としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

一 傷病又は死亡により退職した場合

二 定員の減少又は組織の改廃のため過員又は廃職を生ずることにより退職した場合

三 その者の事情によらないで引き続き勤続することを困難とする理由により退職した場合で政令で定める場合

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第二百六十六号）（抄）

（戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例）

第三十五条の二 この法律施行前に死亡した旧軍人又は旧準軍人のその死亡につき、戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十三条第一項第一号に規定する場合の遺族年金又は同法第三十四条第一項の規定による弔慰金（同法同条第二項の規定の適用による場合を除く。）を受ける者（同法第四条第五項に規定する事変地における負傷又は疾病に關し、同条第二項の規定により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされる者の当該負傷又は疾病による死亡につき、これらの遺族年金又は弔慰金を受ける者を除く。）がある場合においては、当該死亡した旧軍人又は旧準軍人の遺族は、附則第十条第一項第二号イに掲げる者（同法第四条第二項ただし書の規定による同条第一項に規定する審議会等の議決により公務上負傷し、又は疾病にかかつたものとみなされ、当該負傷又は疾病により死亡した者の遺族を除く。）を除くほか、同号ロに掲げる者に該当するものとみなす。

3 2 前項の規定は、旧軍属の遺族について準用する。
(略)

○ 国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十八年法律第一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第二百二号）（抄）
(高額所得による互助年金の停止)

第十五条の二 普通退職年金は、その年額が二百七十二万円以上であつてこれを受ける者の前年における互助年金外のお得金額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）以下「歳費法」という。）に基づき支給される歳費及び期末手当に係る所得の金額を除く。以下この条において同じ。）が七百万円を超えるときは、普通退職年金の年額と前年における互助年金外の所得金額との合計額（以下この条において「普通退職年金の年額等の合計額」という。）の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額の支給を停止する。ただし、普通退職年金の支給額は、二百七十二万円を下つてはならず、その停止額は、普通退職年金の年額の百分の五十に相当する金額を超えてはならない。

- 一 普通退職年金の年額等の合計額が千二百四十四万円以下である場合 九百七十二万円を超える金額の百分の三十に相当する金額
- 二 普通退職年金の年額等の合計額が千二百四十四万円を超え千五百十六万円以下である場合 九十五万二千円と普通退職年金の年額等の合計額の千二百四十四万円を超える金額の百分の四十に相当する金額との合計額に相当する金額

三 普通退職年金の年額等の合計額が千五百十六万円を超え千七百八十八万円以下である場合 二百四万円と普通退職年金の年額等の合計額の千五百十六万円を超える金額の百分の四十五に相当する金額との合計額に相当する金額
四 普通退職年金の年額等の合計額が千七百八十八万円を超える場合 三百二十六万四千円と普通退職年金の年額等の合計額の千七百八十八万円を超える金額の百分の五十に相当する金額との合計額に相当する金額
2 前項の互助年金外の所得金額の計算については、所得税法(昭和四十年法律第三十二号)の課税総所得金額の計算に關する規定を準用する。

3 (略)

4 第一項に規定する互助年金の停止は、前項の決定に基づき、その年の七月より翌年六月に至る期間分の互助年金について行う。ただし、互助年金を受けるべき事由が生じた月の翌月より翌年六月に至る期間分については、この限りでない。

5 互助年金の請求又は裁定の遅延により前年以前の分の互助年金につき第一項の規定による停止をなすべき場合においては、その停止額は、前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間分の互助年金支給額から控除することができる。

(互助年金等の裁定)

第二十一条 (略)

2 公務傷病年金を受ける権利を裁定する場合又は公務に基く傷病に因る死亡につき遺族扶助年金を受ける権利を裁定する場合において、第十条、第十七条(第一項第一号及び第四項を除く。)、第十八条第一項又は第十九条第一項及び第二項第四号に規定する事由に該当するかどうかの認定は、当該国会議員であつた者が属していた議院の議院運営委員会の議決するところによる。

○ 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号) (抄)

(会員たる資格)

第十一条 労働金庫の会員たる資格を有するものは、次に掲げるもので定款で定めるものとする。

一 (略)

二 その労働金庫の地区内に事務所を有する消費生活協同組合及び同連合会

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、その労働金庫の地区内に事務所を有し、かつ、労働者のための福利共済活動その他労働者の経済的地位の向上を図ることを目的とする団体であつて、その構成員の過半数が労働者であるもの及びその連合団体

2 前項の規定にかかわらず、定款に定めのある場合には、その労働金庫の地区内に住所を有する労働者及びその労働

3 金庫の地区内に存する事業場に使用される労働者は、その労働金庫の会員となることができ、労働金庫連合会の会員たる資格を有するものは、その連合会の地区の一部を地区とする労働金庫であつて、定款で定めるものとする。

○ 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（抄）
（加入者）

第十四条 私立学校法第三条に定める学校法人、同法第六十四条第四項の法人又は事業団（以下「学校法人等」という。）に使用される者で学校法人等から給与を受けるもの（次に掲げる者を除く。以下「教職員等」という。）は、私立学校教職員共済制度の加入者とする。

- 一 船員保険の被保険者
 - 二 専任でない者
 - 三 臨時に使用される者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、常時勤務に服しない者
- 2 前項の規定により加入者とされた者が次に掲げる事由に該当することとなつたときは、同項及び第十六条の規定にかかわらず、その該当する間、その者を加入者とする。
- 一 （略）
 - 二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をするとき。
 - 三 前二号に規定するもののほか、学校法人等から給与を受けず、又は常時勤務に服しない場合であつて政令で定めるもの

（国家公務員共済組合法の準用）

第二十五条 この節に規定するもののほか、短期給付及び長期給付については、国家公務員共済組合法第二条（第一項第一号及び第五号から第七号までを除く。）、第四章（第四十一条第二項、第四十二条の二、第四十六条第一項、第五十条から第五十二条まで、第六十八条の二、第六十八条の三、第七十二条、第九十六条及び第九十七条第四項を除く。）、第百十一条第一項及び第三項、第百十一条、第百二十六条の五、附則第十二条の二の二から第十二条の八の四まで、附則第十二条の十、附則第十二条の十一、附則第十二条の十二、附則第十三条の九の五まで、附則第十三条の十（第七項を除く。）、附則別表第一、附則別表第二、別表第一並びに別表第二の規定を準用する。この場合において、これらの規定（同法第一条第一項第二号（イ、ロ及びハ以外の部分に限る。）、第四十一条第一項、第五十五条第一項第一号及び第二号、第五十九条第三項第二号、第六十一条第二項、第六十四条、第六十六条

第三項、第六十七條第二項、第七十六條第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第九十七條第一項、第二百二十六條の五第五項第四号、附則第十二條第一項から第五項まで及び第八項、附則第十二條の四の三第四項並びに附則第十二條の六第二項及び第三項の規定を除く。）中「組合員」とあるのは「加入者」と、「組合」とあり、及び「連合会」とあるのは「事業団」と、「標準報酬」とあるのは「標準給与」と、「財務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「公務」とあるのは「職務」と、「組合員期間等」とあるのは「加入者期間等」と、「組合員期間」とあるのは「加入者期間」と、「平均標準報酬額」とあるのは「平均標準給与額」と、「標準期末手当等」とあるのは「標準賞与」と、「従前標準報酬の月額」とあるのは「従前標準給与の月額」と、「公務等傷病」とあるのは「職務等傷病」と、「公務等」とあるのは「職務等」と、「対象期間標準報酬総額」とあるのは「対象期間標準給与総額」と、「標準報酬改定請求」とあるのは「標準給与改定請求」と、「特定組合員」とあるのは「特定加入者」と、「任意継続組合員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員に給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百四十一号）（抄）

（他の法律の適用除外等）

第七条 次に掲げる法律の規定は、職員には適用しない。

- 一 （略）
- 二 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定
- 三 一般職の職員の給与に関する法律の規定
- 四 削除
- 五 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定
- 六 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定
- 七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条から第八条までの規定
- 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2
3
4 （略）

5 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは、「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

○ 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)(抄)
(委員の服務等)

第十條 (略)

2 (略)

3 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

4 委員の給与は、別に法律で定める。

○ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 被扶養者 次に掲げる者(後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第五十条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。))を除く。)で主として組合員(短期給付に関する規定の適用を受けないものを除く。以下この号において同じ。)の収入により生計を維持するものをいう。

- イ 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- ロ 孫、祖父母及び弟妹
- ハ 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族でイに掲げる者以外のもの
- ニ 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属するもの
- ヒ 遺族 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時（失踪そのの宣告を受けた組合員であつた者にあつては、行方不明となつた当時。第三項において同じ。）その者によつて生計を維持していたものをいう。
- ヘ 退職 職員が死亡以外の事由により職員でなくなること（職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。）をいう。
- コ 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。
- ク 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。
- ケ 七 各省各庁 衆議院、参議院、内閣（環境省を含む。）、各省（環境省を除く。）、裁判所及び会計検査院をいう。
- カ 二 前項第二号の規定の適用上主として組合員の収入により生計を維持することの認定及び同項第三号の規定の適用上組合員又は組合員であつた者によつて生計を維持することの認定に必要事項は、政令で定める。
- キ 三 第一項第三号の規定の適用については、子又は孫は、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつてまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き第八十一条第二項に規定する障害等級の一級若しくは二級に該当する障害の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その者によつて生計を維持していたものとみなす。

第九十七条（略）

二・三（略）

- 四 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職共済年金又は障害共済年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる

(費用負担の原則)

第九十九条 組合の給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等、介護納付金並びに基礎年金拠出金の納付に要する費用並びに組合の事務に要する費用を含む。第三項において同じ。)のうち次の各号に規定する費用は、当該各号に定めるところにより、政令で定める職員を単位として、算定するものとする。この場合において、第三号に規定する費用については、少なくとも五年ごとに再計算を行うものとする。

一 短期給付に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付に要する費用並びに長期給付(基礎年金拠出金を含む。)及び福祉事業に係る事務以外の事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。))を含み、第二項(第二号を除く。)の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。次項第一号において同じ。)については、当該事業年度におけるその費用の予想額と当該事業年度における同号の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

二 介護納付金の納付に要する費用については、当該事業年度におけるその費用の額と当該事業年度における次項第一号の二の掛金及び負担金の額とが等しくなるようにすること。

三 長期給付に要する費用(基礎年金拠出金の納付に要する費用(第三項(第一号を除く。))の規定による同項に規定する国等の負担に係るものを除く。))及び長期給付(基礎年金拠出金を含む。))に係る事務に要する費用(第四項の規定による国の負担に係るもの並びに第六項及び第七項において読み替えて適用する第四項の規定による特定独立行政法人の負担に係るものを除く。))を含み、次項第三号に掲げるものを除く。同項第二号において同じ。)については、その費用の予想額及び地方の組合の地方公務員等共済組合法第百十三条第一項第三号に規定する長期給付に要する費用の予想額の合計額と、次項第二号の掛金及び負担金の額、第三十五条の二第一項の長期給付に充てるべき積立金(以下この号において「国の積立金」という。))の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額並びに同法第百十三条第二項第二号の掛金及び負担金の額、同法第二十四条(同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。))の長期給付に充てるべき積立金及び同法第三十八条の八第一項に規定する長期給付積立金(以下この号において「地方の積立金」と総称する。))の額並びにそれらの予定運用収入の額の合計額の合算額とが、再計算を行う年以降のおおむね百年間に相当する期間の終了時に組合及び地方の組合に係る長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金(国の積立金及び地方の積立金をいう。))を保有しつつ、当該期間にわたって財政の均衡を保つことができるようにすること。

2 組合の事業に要する費用で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び国の負担金をもって充てる。

一 短期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十

- 一の二 介護納付金の納付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 二 長期給付に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 三 公務等による障害共済年金(第八十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定の適用によりその額が算定される障害共済年金を含む。))又は公務等による遺族共済年金に要する費用 国の負担金百分の百
- 四 福祉事業に要する費用 掛金百分の五十、国の負担金百分の五十
- 3 国又は独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局若しくは独立行政法人国立病院機構(第二百二条第三項において「国等」という。))は、政令で定めるところにより、組合の給付に要する費用のうち次の各号に規定する費用については、当該各号に定める額を負担する。
 - 一 育児休業手当金及び介護休業手当金の支給に要する費用 当該事業年度において支給される育児休業手当金及び介護休業手当金の額に雇用保険法の規定による育児休業給付及び介護休業給付に係る国庫の負担の割合を参酌して政令で定める割合を乗じて得た額
 - 二 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該事業年度において納付される基礎年金拠出金の額の二分の一に相当する額
- 4 組合の事務(福祉事業に係る事務を除く。))に要する費用については、国は毎年度の予算で定める金額を負担する。
- 5 (略)
- 6 特定独立行政法人の職員(専従職員を除く。))である組合員に係る第二項及び第四項に規定する費用については、第二項中「国の負担金」とあるのは「特定独立行政法人の負担金」と、第四項中「国は毎年度の予算で定める」とあるのは「特定独立行政法人は政令で定めるところにより特定独立行政法人が負担することとなる」として、これらの規定を適用する。
- 7 (略)
- (負担金)
- 第二百二条 (略)
- 2 前項の規定による負担金の支払については、概算払をすることができ。この場合においては、当該事業年度末において、精算するものとする。
- 3 国等は、第九十九条第三項の規定により負担すべき金額を、政令で定めるところにより、組合に払い込まなければならぬ。
- 4 (略)
- (公庫等に転出した継続長期組合員についての特例)
- 第二百二十四条の二 (略)
- 2 前項前段の規定により引き続き組合員であるとされる者(以下この条において「継続長期組合員」という。))が次の

各号のいずれかに該当するに至つたときは、その翌日から、継続長期組合員の資格を喪失する。

- 一 転出の日から起算して五年を経過したとき。
- 二 引き続き公庫等職員又は特定公庫等役員として在職しなくなつたとき。
- 三 死亡したとき。

3 継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等職員となつた場合（その者が更に引き続き他の公庫等職員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き他の特定公庫等役員となつた場合（その者が更に引き続き他の特定公庫等役員となつた場合を含む。）、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める期間内については、適用しない。

4 第一項の規定は、継続長期組合員が公庫等職員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の公庫等に公庫等職員として転出をした場合、継続長期組合員が特定公庫等役員として在職し、引き続き再び組合員の資格を取得した後、その者が財務省令で定める期間内に引き続き再び同一の特定公庫等に特定公庫等役員として転出をした場合その他の政令で定める期間内については、適用しない。

5 前各項に定めるもののほか、継続長期組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（短期給付に係る財政調整事業）

第十四条の三 連合会は、第二十一条第二項及び第四項に規定する業務のほか、当分の間、政令で定めるところにより、組合の短期給付（第五十二条に規定する短期給付を除く。）の掛金（介護納付金に係るものを含む。）に係る不均衡を調整するための交付金の交付の事業その他組合の短期給付に係る事業のうち共同して行うことが適当と認められる事業として政令で定める事業を行うことができる。

2 連合会が前項の規定により行う交付金の交付の事業に要する費用のうち、財務大臣が定める基準を超える著しい掛金に係る不均衡を調整するための交付金の交付に要する費用として政令で定めるところにより算定した費用は、組合からの連合会に対する特別拠出金をもつて充てるものとする。

3 連合会が第一項の規定により行う事業に要する費用（前項の規定により特別拠出金をもつて充てられる費用を除く。）は、次に掲げる調整拠出金又は預託金の運用収入をもつて充てるものとする。

- 一 組合からの連合会に対する調整拠出金
- 二 組合からの連合会に対する預託金の運用収入

4 組合は、政令で定めるところにより、第二項の特別拠出金若しくは前項第一号の調整拠出金を連合会に拠出し、又は短期給付に係る業務上の余裕金のうちから同項第二号の預託金を連合会に預託するものとする。

5 (略)

6 第九十九条第一項第一号及び第二項第一号の規定の適用については、第三項第一号の調整拠出金は、短期給付に要する費用とみなす。

7 第一項の規定による交付金の交付を受ける組合に係る第九十九条第一項第一号及び第二項第一号並びに第百条第三項の規定の適用については、当該交付金は、掛金とみなす。

8 連合会は、第一項の規定により行う事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分しなければならぬ。

9 第三十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

10 第二項から前項までに規定するもののほか、第一項の規定により行う事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(郵政会社等の役員員の取扱い)

第二十條の三 当分の間、郵政会社等の役員及び郵政会社等に使用される者でその運営規則で定めるもの(以下「郵政会社等役員」という。)をもつて組織する共済組合を設ける。

2 前項の「郵政会社等」とは、次に掲げるものをいう。

一 日本郵政株式会社

二 郵便事業株式会社

三 郵便局株式会社

四 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する郵便貯金銀行(以下この号において「郵便貯金銀行」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便貯金銀行の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便貯金銀行との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便貯金銀行の事業を承継した法人

ニ 郵便貯金銀行又はイからハまでに掲げる法人(この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。)について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

五 郵政民営化法第百二十六条に規定する郵便保険会社(以下この号において「郵便保険会社」という。)及び次に掲げる法人であつてその行う事業の内容、人的構成その他の事情を勘案して財務大臣が定めるもの

イ 郵便保険会社の事業の全部又は一部を譲り受けた法人

ロ 郵便保険会社との合併後存続する法人又は合併により設立された法人

ハ 会社分割により郵便保険会社の事業を承継した法人

ニ 郵便保険会社又はイからハまでに掲げる法人（この号の規定により財務大臣が定めたものに限る。）について政令で定める組織の再編成があつた場合における当該組織の再編成後の法人

六 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構

3 財務大臣は、前項第四号又は第五号の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しななければならない。

4 第一項の規定により共済組合を設けた場合には、郵政会社等役員は職員と、同項の共済組合は組合と、郵政会社等の業務は公務とそれぞれみなして、この法律（第六十八条の二、第六十八条の三及び附則第十四条の四を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（表略）

○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）（抄）

（適用除外）

第八条 この章の規定は、次の割賦販売については、適用しない。

一 指定商品若しくは指定権利を販売する契約又は指定役務を提供する契約（次に掲げるものを除く。）であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る割賦販売

イ 連鎖販売業（特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売業をいう。以下同じ。）に係る連鎖販売取引（同項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）についての契約（当該契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係るもの（以下「特定商品販売等契約」という。）を含む。）のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供を店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約（以下「連鎖販売個人契約」という。）

ロ 業務提供誘引販売業（特定商取引に関する法律第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業をいう。以下同じ。）に係る業務提供誘引販売取引（同項に規定する業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）についての契約のうち、その業務提供誘引販売業に関して提供され、又はあつせんされる業務を事業所その他これに類似する施設によらないで行う個人との契約（以下「業務提供誘引販売個人契約」という。）

二 本邦外に在る者に対して行う割賦販売

三 国又は地方公共団体が行う割賦販売

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う割賦販売（当該団体が構成員以外の者によるその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う割賦販売を含む。）

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ (略)

ハ (略)

五 事業者がその従業者に対して行う割賦販売

六 無尽業法(昭和六年法律第四十一号)第一条に規定する無尽に該当する割賦販売

第三十五条の三の六十 この章の規定は、次の包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約

に係るものを除く。)であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

二 本邦外に在る者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による

販売又は提供

三 国又は地方公共団体が行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販

売又は提供

四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供(当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。)

イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会

ロ (略)

ハ (略)

五 事業者がその従業者に対して行う包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

六 不動産を販売する契約に係る包括信用購入あつせん及び包括信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による

販売又は提供

2 この章の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。

一 商品若しくは指定権利を販売する契約又は役務を提供する契約(連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。)であつて、当該契約の申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購

- 入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 二 本邦外に在る者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 三 国又は地方公共団体が行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供(当該団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供を含む。)
- イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
- ロ (略)
- ハ (略)
- 五 事業者がその従業者に対して行う個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 六 不動産を販売する契約に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 3 第三十五条の三の五、第三十五条の三の七、第三十五条の三の九、第三十五条の三の十、第三十五条の三の十二及び第三十五条の三の十三の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。
- 一 特定商取引に関する法律第二十六条第一項第六号から第八号までの販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 二 特定商取引に関する法律第二十六条第五項各号の訪問販売及び同条第六項各号の電話勧誘販売に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
- 4 第三十五条の三の十の規定は、次の個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供については、適用しない。
- 一 特定商取引に関する法律第二十六条第二項に規定する役務の提供であつて訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものが同項に規定する主務省令で定める場合に該当する場合における当該役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る提供の方法による提供

二 特定商取引に関する法律第二十六条第三項各号に規定する販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものに係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供
三 訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が特定商取引に関する法律第二十六条第四項第一号又は第二号の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供に係る個別信用購入あつせん及び個別信用購入あつせんに係る販売又は提供の方法による販売又は提供

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）
（国の職員の取扱い）

第四百十二条（略）

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（表略）

- 3 地方公務員共済組合連合会は、長期給付積立金に充てるべきものとして警察共済組合から払込みのあつた金額のうち、当該組合の国の職員である組合員に係る部分として政令で定めるところにより算定した金額については、政令で定める金額を、政令で定めるところにより、財政融資資金に預託して運用しななければならない。
- 4 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その所属職員その他国に使用される者をして当該組合の業務に従事させることができる。
- 5 国の機関は、警察共済組合の運営に必要な範囲内において、その管理に係る土地、建物その他の施設を無償で当該組合の利用に供することができる。

○ 最高裁判所裁判官退職手当特例法（昭和四十一年法律第五十二号）（抄）

（最高裁判所の裁判官が一般職員等となつた場合の取扱い）

第五条（略）

2 最高裁判所の裁判官が引き続いて一般職員又は地方公務員となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、一般職員又は地方公務員となつた日の前日に最高裁判所の裁判官を退職したものとみなす。

（一般職員等が最高裁判所の裁判官となつた場合の取扱い）

第六条（略）

2 一般職員又は地方公務員が引き続いて最高裁判所の裁判官となつた場合には、退職手当に関する法令の規定の適用については、最高裁判所の裁判官となつた日の前日に一般職員又は地方公務員を退職したものとみなす。

○ 日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）（抄）
（宅地建物取引業法等の適用除外）

第四十条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三章の規定は、協会には、適用しない。

2 （略）

○ 行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）（抄）

（定員の総数の最高限度）

第一条 内閣の機関（内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ。）、内閣府及び各省の所掌事務を遂行するために恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員の定員の総数の最高限度は、三十三万九千九百八十四人とする。

2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

一 （略）

二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長

三 自衛官

四 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）

第五条に規定する常勤の職員

五 国際平和協力隊の隊員

○ 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）（抄）
（国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置）

第五十六条 （略）

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

（裁判所職員に対する特別の手当等）

第六十四条 第三十二条の規定により裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の規定の適用を受ける裁判所職員となつた者の給与に関する事項については、第五十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

2 沖縄県の区域内に置かれる裁判所に勤務する医師については、第五十五条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「最高裁判所規則」と読み替えるものとする。

3 (略)
(沖縄県の職員等の公務災害補償に関する経過措置)
第五十二条 (略)

- 一 琉球政府の職員で第三十二条の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の市町村の職員となるもの
- 二 琉球政府の職員のうち、この法律の施行前に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時に於いて地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの
- 三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

○ 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）（抄）
(適用除外)

第二十六条 前三節の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

- 一 売買契約又は役務提供契約で、その申込みをした者が営業のために若しくは営業として締結するもの又は購入者若しくは役務の提供を受ける者が営業のために若しくは営業として締結するものに係る販売又は役務の提供
- 二 本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供
- 三 国又は地方公共団体が行う販売又は役務の提供
- 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う販売又は役務の提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う販売又は役務の提供を含む。）
 - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
 - ロ・ハ (略)
- 五 事業者がその従業者に対して行う販売又は役務の提供
- 六 株式会社以外の者が発行する新聞紙の販売
- 七 弁護士が行う弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三条第一項に規定する役務の提供及び同法第三十条の二に規定する弁護士法人が行う同法第三条第一項又は第三十条の五に規定する役務の提供並びに外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二条第三号に規定する外国法事務弁護士が行う同法第三条第一項、第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三に規定する役務の提供
- 八 次に掲げる販売又は役務の提供
 - イ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者が行う同法第八項に

規定する商品の販売又は役務の提供、同条第十二項に規定する金融商品仲介業者が行う同条第十一項に規定する役務の提供、同項に規定する登録金融機関が行う同法第三十三条の五第一項第三号に規定する商品の販売又は役務の提供、同法第七十九条の十に規定する認定投資者保護団体が行う同法第七十九条の七第一項に規定する役務の提供及び同法第二条第三十項に規定する証券金融会社が行う同法第五十六条の二十四第一項又は第百五十六条の二十七第一項に規定する役務の提供

ロ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者(信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。)が行う宅地建物取引業法第二条第二号に規定する商品の販売又は役務の提供

ハ 旅行業法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六条の四第一項に規定する旅行者及び同条第三項に規定する旅行者代理業者が行う同法第二条第三項に規定する役務の提供

ニ イからハまでに掲げるもののほか、他の法律の規定によつて訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができるものと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるもの

2 第四条、第五条、第九条、第十八条、第十九条及び第二十四条の規定は、その全部の履行が契約の締結後直ちに行われることが通例である役務の提供として政令で定めるものであつて、訪問販売又は電話勧誘販売に該当するもの全部又は一部が、契約の締結後直ちに履行された場合(主務省令で定める場合に限る。)については、適用しない。

3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 その販売条件又は役務の提供条件についての交渉が、販売業者又は役務提供者と購入者又は役務の提供を受ける者との間で相当の期間にわたり行われることが通常の取引の態様である商品又は役務として政令で定めるもの販売又は提供

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4 第九条及び第二十四条の規定は、訪問販売又は電話勧誘販売に該当する販売又は役務の提供が次の場合に該当する場合における当該販売又は役務の提供については、適用しない。

一 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、その使用若しくは一部の消費により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該販売業者が当該申

- 込者等に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)
- 二 第九条第一項に規定する申込者等又は第二十四条第一項に規定する申込者等が第四条若しくは第五条又は第十八条若しくは第十九条の書面を受領した場合において、相当の期間品質を保持することが難しく、品質の低下により価額が著しく減少するおそれがある商品として政令で定めるものを引き渡されたとき。
- 三 第五条第二項又は第十九条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。
- 5 第四条から第十条までの規定は、次の訪問販売については、適用しない。
- 一 その住居において売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することを請求した者に対して行う訪問販売
- 二 販売業者又は役務提供事業者がその営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受け又は売買契約若しくは役務提供契約を締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する訪問販売
- 6 第十八条、第十九条及び第二十一条から前条までの規定は、次の電話勧誘販売については、適用しない。
- 一 売買契約若しくは役務提供契約の申込みをし又は売買契約若しくは役務提供契約を締結するために電話をかけることを請求した者(電話勧誘行為又は政令で定める行為によりこれを請求した者を除く。)に対して行う電話勧誘販売
- 二 販売業者又は役務提供事業者が電話勧誘行為により商品若しくは指定権利若しくは役務につき当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結することが通例であり、かつ、通常購入者又は役務の提供を受ける者の利益を損なうおそれがないと認められる取引の態様で政令で定めるものに該当する電話勧誘販売
- 7 第十条及び前条の規定は、割賦販売(割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)第二条第一項に規定する割賦販売をいう。以下同じ。)で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- 8 第十一条及び第十三条の規定は、割賦販売等(割賦販売、割賦販売法第二条第二項に規定するローン提携販売、同条第三項に規定する包括信用購入あつせん又は同条第四項に規定する個別信用購入あつせんに係る販売をいう。次項において同じ。)で通信販売に該当するものについては、適用しない。
- 9 第二十条の規定は、割賦販売等で電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。
- (適用除外)
- 第五十条 この章の規定は、次の特定継続的役務提供については、適用しない。
- 一 特定継続的役務提供等契約で、特定継続的役務提供受領者等が営業のために又は営業として締結するものに係る

特定継続的役務提供

- 二 本邦外に在る者に対する特定継続的役務提供
 - 三 国又は地方公共団体が行う特定継続的役務提供
 - 四 次の団体がその直接又は間接の構成員に対して行う特定継続的役務提供（その団体が構成員以外の者にその事業又は施設を利用させることができる場合には、これらの者に対して行う特定継続的役務提供を含む。）
 - イ 特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会
 - ロ・ハ (略)
 - 五 事業者がその従業者に対して行う特定継続的役務提供
- 2 第四十九条第二項、第四項及び第六項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、特定継続的役務又は関連商品を割賦販売により提供し又は販売するものについては、適用しない。
- 第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
- 一 第四条、第五条、第十八条、第十九条又は第四十二条の規定に違反して、書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者
 - 二 第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条又は第五十六条の規定による指示に違反した者
 - 三 第十二条、第三十六条、第四十三条又は第五十四条の規定に違反して、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者
 - 四 第十二条の三第一項若しくは第二項（第十一条の四第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第三十六条の三第一項若しくは第二項（第三十六条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十六条の四第一項、第五十四条の三第一項若しくは第二項（第五十四条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第五十四条の四第一項の規定に違反した者
 - 五 第十二条の三第三項（第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十六条の三第三項（第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第五十四条の三第三項（第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつた者
 - 六 第十三条第一項又は第二十条の規定に違反して通知しなかつた者
 - 七 第三十五条又は第五十三条の規定に違反して表示しなかつた者
 - 八 第四十五条第一項の規定に違反して、同項に定める書類を備え置かず、又はこれに不正の記載をした者
 - 九 第四十五条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧又は謄本若しくは抄本の交付を拒んだ者
 - 十 (略)

十一 第六十六条第二項(同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条第二項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 前項第四号の罪を犯した者が、その提供した電子メール広告において、第十一条、第十二条の三第四項(第十二条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第三十五条、第三十六条の三第四項(第三十六条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第五十三条若しくは第五十四条の三第四項(第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第五十三條若しくは第五十四條の三第四項(第五十四條の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第十二条、第二十六条若しくは第五十四条の三第四項(第五十四条の四第二項において読み替えて準用する場合を含む。))の規定に違反して表示しなかつたとき、又は第十二条、第二十六条若しくは第五十四条の規定に違反して著しく事実に相違する表示をし、若しくは実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしたときは、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○ 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号)(抄)

(施行日前に給付事由が生じた給付に関する一般的経過措置)

第三条 別段の定めがあるもののほか、新共済法及び新施行法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。)

2 (略)

○ 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八十五号)(抄)

附 則

第五条 (略)

2 施行前補償年金が遺族補償年金である場合であつて、施行日以後において、当該遺族補償年金を、国家公務員災害補償法(以下「補償法」という。)(第十七条の二第一項後段又は第十七条の三第一項後段の規定により次順位者に支給するときは、当該次順位者は、施行日の前日において当該遺族補償年金を受ける権利を有していたものとみなして、前項の規定を適用する。

○ 行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)(抄)

(行政機関の休日)

第一条 次の各号に掲げる日は、行政機関の休日とし、行政機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 (略)
3 第一項の規定は、行政機関の休日に各行政機関（前項に掲げる一の機関をいう。以下同じ。）がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（抄）
（育児休業の承認）

第二条（略）

2 育児休業の承認を受けようとする職員は、育児休業をしようとする期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し、その承認を請求するものとする。
3 任命権者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（抄）
（俸給の切替えに伴う経過措置）

第十一条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十六号）第一号において「平成二十一年改正法」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。（）に達しないこととなるもの（人事院規則で定める職員を除く。）には、俸給月額のほか、その差額に相当する額（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を俸給として支給する。

一 平成二十一年改正法附則第三条第一項第一号に規定する減額改定対象職員（次号に掲げる職員を除く。） 百分の九十九・五九

二 指定職俸給表の適用を受ける職員 百分の九十九・四四

三 前二号に掲げる職員以外の職員（医療職俸給表（一）又は任期付研究員法第六条第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三

2・3 (略)

○ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）（抄）

（公務員に関する特例）

- 第六十一条 第二章から第九章まで、第三十条、前章、第五十三条、第五十四条、第五十六条、第五十六条の二、前条、次条、第六十三条、第六十五条及び第六十八条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。
- 2 国家公務員及び地方公務員に関しては、第三十二条中「育児等退職者」とあるのは「育児等退職者（第二十七条に規定する育児等退職者をいう。以下同じ。）」と、第三十四条第二項中「対象労働者等」とあるのは「対象労働者等（第三十条に規定する対象労働者等をいう。以下同じ。）」とする。
- 3 （略）
- 4 前項の規定により休業をすることができる期間は、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間内において必要と認められる期間とする。
- 5 8 （略）
- 9 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の前において五日（同項に規定する国家公務員が養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合にあつては、十日）とする。
- 10 農林水産大臣等は、第八項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。
- 11 13 （略）
- 14 前項の規定により休暇を取得することができる日数は、一の前において五日（要介護家族が二人以上の場合にあつては、十日）とする。
- 15 農林水産大臣等は、第十三項の規定による休暇の承認を受けようとする国家公務員からその承認の請求があつたときは、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認しなければならない。
- 16 19 （略）
- 20 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会。以下この条において同じ。）は、三歳に満たない子を養育する地方公務員法第四条第一項に規定する職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員にあつては、第十六条の八第一項の規定を適用する）としたならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならない。
- 21 農林水産大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項

に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用したならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間（同項に規定する制限時間をいう。以下この条において同じ。）を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

22 前項の規定は、給特法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

23 特定独立行政法人の長は、当該特定独立行政法人の職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用したならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で業務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

24 前項の規定は、特定独立行政法人の職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

25 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、同法第四条第一項に規定する職員について労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの（第十七条第一項の規定を適用したならば同項各号のいずれにも該当しないものに限る。）が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

26 前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

27 農林水産大臣等は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する給特法の適用を受ける国家公務員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した

場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜（同項に規定する深夜をいう。以下この条において同じ。）において勤務しないことを承認しなければならない。

28 前項の規定は、要介護家族を介護する給特法の適用を受ける国家公務員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

29 特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する当該特定独立行政法人の職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

30 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

31 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する同法第四条第一項に規定する職員であつて第十九条第一項の規定を適用するとしたならば同項各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

32 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十九条第一項」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十条第一項において準用する第十九条第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

○ 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年六月十九日法律第七十九号）（抄）
（関係行政機関の職員の協力隊への派遣）

第十二条（略）

2 関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の職員に該当する職員を期間を定めて協力隊に派遣するものとする。

3 前項の規定により派遣された職員のうち自衛隊員以外の者は、従前の官職を保有したまま、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとする。

- 4 第二項の規定により派遣された自衛隊員は、同項の期間を任期として隊員に任用されるものとし、隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする。
- 5 第三項の規定により従前の官職を保有したまま隊員に任用される者又は前項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有する者は、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する。
- 6 本部長は、第二項の規定に基づき防衛大臣により派遣された隊員（以下この条において「自衛隊派遣隊員」という。）についてその派遣の必要がなくなった場合その他政令で定める場合には、当該自衛隊派遣隊員の身分を失わせるものとする。この場合には、当該自衛隊員は、自衛隊に復帰するものとする。
- 7 自衛隊派遣隊員は、自衛隊員の身分を失ったときは、同時に隊員の身分を失うものとする。
- 8 第四項の規定により隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者に対する給与等（第十六条に規定する国際平和協力手当以外の給与、災害補償及び退職手当並びに共済組合の制度をいう。）に関する法令の適用については、その者は、自衛隊のみに所属するものとみなす。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、同項に規定する者の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
（国際平和協力手当）
- 第十六条 国際平和協力業務に従事する者には、国際平和協力業務が行われる派遣先国の勤務環境及び国際平和協力業務の特質にかんがみ、国際平和協力手当を支給することができる。
- 2 前項の国際平和協力手当に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 （略）

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- 二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- 四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている

る手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ (略)

ロ 地方公共団体の機関(議会を除く。)

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

イ 法律に基づく命令(処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。)又は規則

ロ 審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ハ 処分基準(不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。)

ニ 行政指導指針(同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

○ 統計法(平成十九年法律第五十三号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除

- く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
- 3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）が作成する統計をいう。
- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- 一 行政機関等がその内部において行うもの
 - 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
 - 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
- 7 この法律において「一般統計調査」とは、行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のものをいう。
- 8 この法律において「事業所母集団データベース」とは、事業所に関する情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。
- 9 この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。
- 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもののうち、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に記録されているもの（基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報並びに匿名データを除く。）をいう。
- 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録され

ているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別(他の情報との照合による識別を含む。)ができないように加工したものをいう。

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号) (抄)
(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 (略)
(派遣職員の業務上の災害に対する補償等)

第六条 派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「給与法」という。)(第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

2 (略)
3 派遣職員の派遣先の業務上の災害又は通勤による災害に対し、給与法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法の規定による補償を行う場合において、補償を受けべき者が派遣先の機関等から同一の事由について当該災害に対する補償を受けたときは、国は、その価額の限度において、同項において準用する同法の規定による補償を行わない。

○ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号) (抄)
(指定会社の職員に係る退職手当等の特例)

第十二条 (略)
2 指定会社又は指定会社の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五百二十二号)第四百零一条第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員とみなして、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法第四百零一条の規定を適用する。

○ 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号) (抄)
(資料の提出その他の協力)

第六十二条 (略)

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「環境物品等」とは、次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 一 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第一条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の低減に資する原材料又は部品
 - 二 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
 - 三 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務
- 2 （略）
- 3 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。
 - 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

○ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第一条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

- 3 この法律において「建設業」とは、建設業法第二条第二項に規定する建設業をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

○ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第四百四十四号)(抄)
(資料の提出その他の協力)

- 第三十一条 (略)
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)(抄)
(資料の提出その他の協力)

- 第十条 (略)
- 2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 身体障害者補助犬法(平成十四年法律第四十九号)(抄)
(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)

- 第七条 (略)
- 2 前項の規定は、国等の事業所又は事務所に勤務する身体障害者が当該事業所又は事務所において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。この場合において、同項ただし書中「身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合」とあるのは、「身体障害者補助犬の使用により国等の事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」と読み替えるものとする。
- 3 第一項の規定は、国等が管理する住宅に居住する身体障害者が当該住宅において身体障害者補助犬を使用する場合について準用する。

○ 知的財産基本法(平成十四年法律第二百二十二号)(抄)
(定義)

- 第二条 この法律で「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は説明がされた自然の法則又は現象であつて、産業上の利用可能性があるものを含む。)、商

標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。

2 この法律で「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

3 (略)

○ 株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

五 (略)

六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

2 この法律において「過剰供給構造」とは、供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる事業分野の状態をいう。

○ コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）（抄）

(国等によるコンテンツの提供)

第二十四条 国及び地方公共団体は、その有する良質なコンテンツが社会全体において利用されることがコンテンツの創造、保護及び活用の促進に資することにかんがみ、広く国民が当該コンテンツを利用することができるよう、当該コンテンツの積極的な提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

(資料の提出その他の協力)

第二十八条 (略)

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関
- 三 国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する機関
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関

2 （略）

3 この法律において「国の行政機関等の長等」とは、国の行政機関の長、独立行政法人の長、国立大学法人の学長、大学共同利用機関法人の機構長及び特殊法人の代表者をいう。

4 この法律において「公共サービス」とは、次に掲げるものをいう。

一 国の行政機関等の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（行政処分を除く。）のうち次に掲げるもの

- イ 施設の設置、運営又は管理の業務
- ロ 研修の業務
- ハ 相談の業務
- ニ 調査又は研究の業務
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、その内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がある業務

二 特定公共サービス

5 この法律において「特定公共サービス」とは、国の行政機関等又は地方公共団体の事務又は事業として行われる国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務であつて、第五章第二節の規定により、法律の特別が適用されるものとして、その範囲が定められているものをいう。

6 この法律において「官民競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針（第七条に規定する公共サービス改革基本方針をいう。次項第一号において同じ。）において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、国の行政機関等と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第一節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、地方公共団体と民間事業者との間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第三節の規定により行われるもの

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第二節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であつて、第三章第四節の規定により行われるもの

8 この法律において「公共サービス実施民間事業者」とは、第二十条第一項(第二十三条において準用する場合を含む)の契約による委託に基づいて公共サービスを実施する民間事業者をいう。

9 この法律において「法令の特例」とは、公共サービス実施民間事業者が公共サービスを実施する場合において必要とされる資格、国の行政機関等の長等若しくは地方公共団体の長による監督上の措置、規制の緩和その他の特例に関する第五章に規定する法律の特例及び政令又は主務省令により規定された事項についてのそれぞれ政令又は主務省令で規定する特例をいう。

○ 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号) (抄)
(資料の提出その他の協力)

第二十六条 (略)

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 海洋基本法(平成十九年法律第三十三号) (抄)
(資料の提出その他の協力)

第三十五条 (略)

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)
(抄)

(定義)

第二条 この法律において「温室効果ガス等」とは、温室効果ガスその他環境への負荷（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第一条第一項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。）の原因となる物質をいう。

2 この法律において「国等」とは、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。

3 （略）

4 この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

5 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。

○ 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 （略）

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。

一 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関

二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合

三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社

四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者

五 （略）

六 前各号に掲げる者のほか、金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う事業者で主務省令で定めるもの

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 （略）

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（こ

これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
六 会計検査院

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等
三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）（抄）

附則

（特定警察職員等に関する特例）

第五条 施行日から平成十九年三月三十一日までの間における新国家公務員法第八十一条の四第一項及び第八十一条の五第一項の規定の適用については、新国家公務員法第八十一条の四第一項中「（以下「定年退職者等」という。）」とあるのは、「（警察庁の職員であつた者のうち地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）附則第十八条の二第一項第一号に規定する特定警察職員等である者を除く。以下「定年退職者等」という。）」とする。

2 （略）

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

第二十五条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて厚生労働省に置かれる外局は、中央労働委員会とする。
2 （略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（役員（の）服務）

第五十四条（略）

2・3（略）

4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

5 役員（非常勤の者を除く。次条において同じ。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一 労働者災害補償保険法の規定

二（略）

三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）の規定

四 一般職の職員の給与に関する法律の規定

五 削除

六 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第五条第二項、第八条、第九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四条から第二十六条までの規定

七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の規定

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条から第九条までの規定

九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第四十五号）第五条第二項及び第七条の規定

2・4（略）

5 職員に関する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条第三項第四号及び第三十九条第八項の規定の適用については、同法第十二条第三項第四号中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」と、同法第三十九条第八項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第二号」とする。

6 職員に関する船員法(昭和二十一年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

第六十条 (略)

2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。

3 (略)

○ 行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成十三年法律第八十六号) (抄)
(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府(次号に掲げる機関を除く。)

二 (略)

三 各省(総務省にあつては、次号に掲げる機関を除く。)

四 公害等調整委員会

2 この法律において「政策」とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう。

(資料の提出の要求及び調査等)

第十五条 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価を行うため必要な範囲において、行政機関の長に對し資料の提出及び説明を求め、又は行政機関の業務について実地に調査することができる。

2 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価に関連して、次に掲げる業務について、書面により又は実地に調査することができる。この場合において、調査を受けるものは、その調査を拒んではならない。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第一条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の業務

二 (略)

三 特別の法律により設立され、かつ、その設立に關し行政官庁の認可を要する法人(その資本金の二分の一以上が国からの出資による法人であつて、国の補助に係る業務を行うものに限る。)の業務

四 国の委任又は補助に係る業務

3 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の目的を達成するために必要な最小限度において、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限り、前項第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）について、書面により又は実地に調査することができる。この場合においては、あらかじめ、関係する地方公共団体の意見を聴くものとする。

4 総務大臣は、第十二条第一項及び第二項の規定による評価の実施上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に関し、協力を求めることができる。

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 法令 法律及び法律に基づく命令をいう。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

イ（略）

ロ イに掲げる機関の職員であつて法律上独立に権限を行使することを認められたもの

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

ニ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）

ホ 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）

ヘ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人（地方独立行政法人を除く。）のうち、政令で定めるもの

ト 行政庁が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

チ ニからトまでに掲げる者（トに掲げる者については、当該者が法人である場合に限る。）の長
三 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

四 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することができることをいう。

五 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

六 申請等 申請、届出その他の法令の規定に基づき行政機関等に対して行われる通知(訴訟手続その他の裁判所における手続並びに刑事事件及び政令で定める犯則事件に関する法令の規定に基づく手続(次号から第九号までにおいて「裁判手続等」という。))において行われるものを除く。をいう。

七 処分通知等 処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他の法令の規定に基づき行政機関等が行う通知(不特定の者に対して行うもの及び裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

八 縦覧等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

九 作成等 法令の規定に基づき行政機関等が書面等又は電磁的記録を作成し又は保存すること(裁判手続等において行うものを除く。)をいう。

十 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。
(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第十条 行政機関等(第二条第二号ハに掲げるもの並びに同号ホに掲げる者及びその者の長(次条において「地方公共団体等」という。)を除く。)は、少なくとも毎年度一回、当該行政機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この法律の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 (略)

○ 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(抄)

(資料の提出その他の協力)

第四十三条 (略)

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 個人情報情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(抄)

(施行の状況の公表)

第五十三条 (略)

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

○ 公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)

二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

三 国家行政組織法(昭和二十二年法律第二百一十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

2 この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

3 この法律において「国立公文書館等」とは、次に掲げる施設をいう。

一 独立行政法人国立公文書館(以下「国立公文書館」という。)の設置する公文書館

二 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であつて、前号に掲げる施設に類する機能を有するものとして政令で定めるもの

4 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))を含む。第十九条を除き、以下同じ。)であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの(前号に掲げるものを除く。)

5 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

- 二 特定歴史公文書等
- 三 政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）
- 四 別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書であつて、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの
- 6 この法律において「歴史公文書等」とは、歴史資料として重要な公文書その他の文書をいう。
- 7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。
 - 一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
 - 二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの
 - 三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの
 - 四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの
- 8 この法律において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 行政文書
 - 二 法人文書
 - 三 特定歴史公文書等

○ 行政機関の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）
 （定義）

- 第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。
- 一 （略）
 - 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 三 国家行政組織法（昭和二十二年法律第二百一十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
 - 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - 六 会計検査院

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報容易に検索することができるように体系的に構成したもの

5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

○ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）（抄）

（欠格事由）

第十四条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

○ 判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第二百一十一号）（抄）
（弁護士職務従事職員の服務等）

第六条 弁護士職務従事職員は、第四条の規定により弁護士の業務を行うに当たっては、裁判所事務官若しくは法務省職員たる地位を利用し、又はその弁護士職務経験の前において判事補若しくは検事であったことによる影響力を利用してはならない。

2 （略）

3 最高裁判所又は法務大臣は、必要があると認めるときは、当該弁護士職務従事職員に対し、当該受入先弁護士法人等における勤務条件及び第四条の規定による弁護士の業務への従事の状況（弁護士法第二十三条に規定する職務上知り得た秘密に該当する事項を除く。）について、報告を求めることができる。

4 弁護士職務従事職員に関する国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号。裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、当該弁護士職務従事職員（第二条第三項又は第六項の規定により裁判所事務官又は法務省に属する官職に任命された日の前日において裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）別表判事補の項八号の報酬月額以上の報酬又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項十六号の俸給月額以上の俸給を受けていた者に限る。）は、国家公務員倫理法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員とみなす。

5 （略）

（国家公務員共済組合法の特例）

第八条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第四十一条第二項の規定及び同法の短期給付に関する規定（同法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、弁護士職務従事職員には、適用しない。この場合において、同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員（同法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。）が弁護士職務従事職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日の前日に退職（同法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、弁護士職務従事職員が同法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となったときは、同法の短期給付に関する規定の適用については、そのなった日に職員となったものとみなす。

2 弁護士職務従事職員に関する国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用については、第四条第一項に規定する弁護士の業務を公務とみなす。

3 弁護士職務従事職員は、国家公務員共済組合法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。

4 （略）

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第十条 （略）

2 弁護士職務従事職員であった者に関する一般職の職員の給与に関する法律第十一条の七第三項、第十一条の八第三項、第十二条第四項、第十二条の二第三項及び第十四条第二項の規定の適用については、弁護士職務従事職員は、同法第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等とみなす。

（最高裁判所規則及び法務省令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、判事補に係るこの法律の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める

- 2 この法律に定めるもののほか、検事に係るこの法律の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。
- 3 (略)

○ 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）（抄）
（定義）

第二条 この法律において「公益通報」とは、労働者（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者をいう。以下同じ。）が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、その労務提供先（次のいずれかに掲げる事業者（法人その他の団体及び事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該労務提供先若しくは当該労務提供先があらかじめ定めた者（以下「労務提供先等」という。）、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分にあたらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、当該労務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号において同じ。）に通報することをいう。

- 一 当該労働者を自ら使用する事業者（次号に掲げる事業者を除く。）
- 二 当該労働者が派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四条において「労働者派遣法」という。）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）である場合において、当該派遣労働者に係る労働者派遣（同条第一号に規定する労働者派遣をいう。第五条第二項において同じ。）の役務の提供を受ける事業者

三 前二号に掲げる事業者が他の事業者との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う場合において、当該労働者が当該事業に従事するときにおける当該他の事業者

- 2 この法律において「公益通報者」とは、公益通報をした労働者をいう。
- 3 この法律において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実（当該処分の理由とされている事実が同表に掲げる法律の規定に基づく他の処分に違反し、又は勧告

4 等に従わない事実である場合における当該他の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。）
この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 (略)
二 地方公共団体の機関(議会を除く。)

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号) (抄)
附 則

(国家公務員倫理法の一部改正に伴う経過措置)

第百七条 第百十二条の規定による改正前の国家公務員倫理法(以下この条において「旧法」という。)第五条第六項の規定に基づく規則については、同項の規定は、なおその効力を有する。

2 旧法第二条第二項第六号に掲げる職員であった者に対する第百十二条の規定による改正後の国家公務員倫理法(以下この条において「新法」という。)第六条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新法第二条第二項に規定する本省課長補佐級以上の職員であったこととみなす。

3 旧法第二条第四項第四号に掲げる職員であった者に対する新法第七条及び第八条の規定の適用については、同号に掲げる職員であったことを新法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員であったこととみなす。

4 旧法第六条から第八条までの規定により郵政事業庁長官若しくは旧公社の総裁又はこれらの委任を受けた者に提出された贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書等に関する新法第九条の規定の適用については、日本郵政株式会社をこれらを受理した新法第六条第一項に規定する各省各庁の長等又はその委任を受けた者とみなす。

5 (略)

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百八号) (抄)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 第三号施行日前に改正前の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に効力を有するものについては、改正後の法第五十条の規定により作成された採用候補者名簿とみなす。

5 第三号施行日前に改正前の法によつて行われた不利益処分に関する説明書の交付、不服申立て及び調査については、なお従前の例による。

6 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第二条第二項に規定する職員に対する改正後の法第三章第二節の規定の適用については、当分の間、なお従前の例によ

る。

(公益社団法人等に関する経過措置等)

第十二条 (略)

2 施行日が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における国家公務員法の規定の適用については、同法第六十条の二十四第一項第四号中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」と、同法第八十条の四中「民法(明治二十九年法律第八十九号)」とあるのは「民法」とする。

○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号) (抄)

(外国人の研究公務員への任用)

第十四条 国家公務員法第五十五条第一項の規定その他の法律の規定により任命権を有する者(同条第二項の規定によりその任命権が委任されている場合には、その委任を受けた者。以下「任命権者」という。)は、外国人を研究公務員(第二条第十一項第二号に規定する者を除く。)に任用することができ。ただし、次に掲げる職員については、この限りでない。

一 試験研究機関等の長である職員

二 試験研究機関等の長を助け、当該試験研究機関等の業務を整理する職の職員その他これに準ずる職員として政令で定めるもの

三 試験研究機関等に置かれる支所その他の政令で定める機関の長である職員

(研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例)

第十七条 (略)

2 前項の規定は、研究公務員が国以外の者から国家公務員退職手当法の規定による退職手当に相当する給付として政令で定めるものの支払を受けた場合には、適用しない。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第九十八号) (抄)

附 則

(職員の昇給等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日後一年間において行われるこの法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項の規定による

昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 (略)

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（第七十七回国会 閣法第二十一号）（抄）
第六条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第三十三条中「防衛大学の」を削り、「第十五条第一項」の下に「又は第十六条第一項第一号若しくは第二号」を加え、「）、防衛医科大学校の学生（同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう）」を「第九十八条第一項を除き、以下同じ」に改める。

第四十八条第一項中「防衛省設置法第十五条第一項の教育訓練若しくは同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者（以下この条、第五十条、第五十条の二、第五十八条第二項、第九十六条第一項及び第九十九条第一項において「学生」という。）」を「学生」に改める。

第六十四条の二中「当該教育訓練を修了した後九年」を「同法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後九年の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後六年」に改める。

第九十九条第一項中「はじめて」を「初めて」に、「当該教育訓練を修了した後九年」を「防衛省設置法第十六条第一項第一号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後九年以上の期間、同項第二号又は第三号の教育訓練を修了した者にあつてはその修了後六年」に、「除き、当該」を「除き、それぞれ同項各号の」に、「学生」を「当該教育訓練を受ける者」に、「こえない」を「超えない」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改める。

○ 総合特別区域法案（第七十七回国会 閣法第二十七号）（抄）
（資料の提出その他の協力）

第六十五条

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（第七十七回国会 閣法第六十号）
（抄）

（総務省設置法の一部改正）

第四条 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。